DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

GHQ/SCAP Records(RG 331)
Description of contents

THE NATIONAL ARCHIVES OF THE UNITED STATES

(1) Box no. 2743

(2) Folder title/number : (13)
911 - 913

(3) Date : Apr. 1948 - Feb. 1949

(4) Subject :

Classification	Type of record
741, 9741	f, t

(5) Item description and comment :
Niigata

(6) Reproduction : (Yes) No

(7) Film no. Sheet no.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

File #913

When You've Got a Grievance

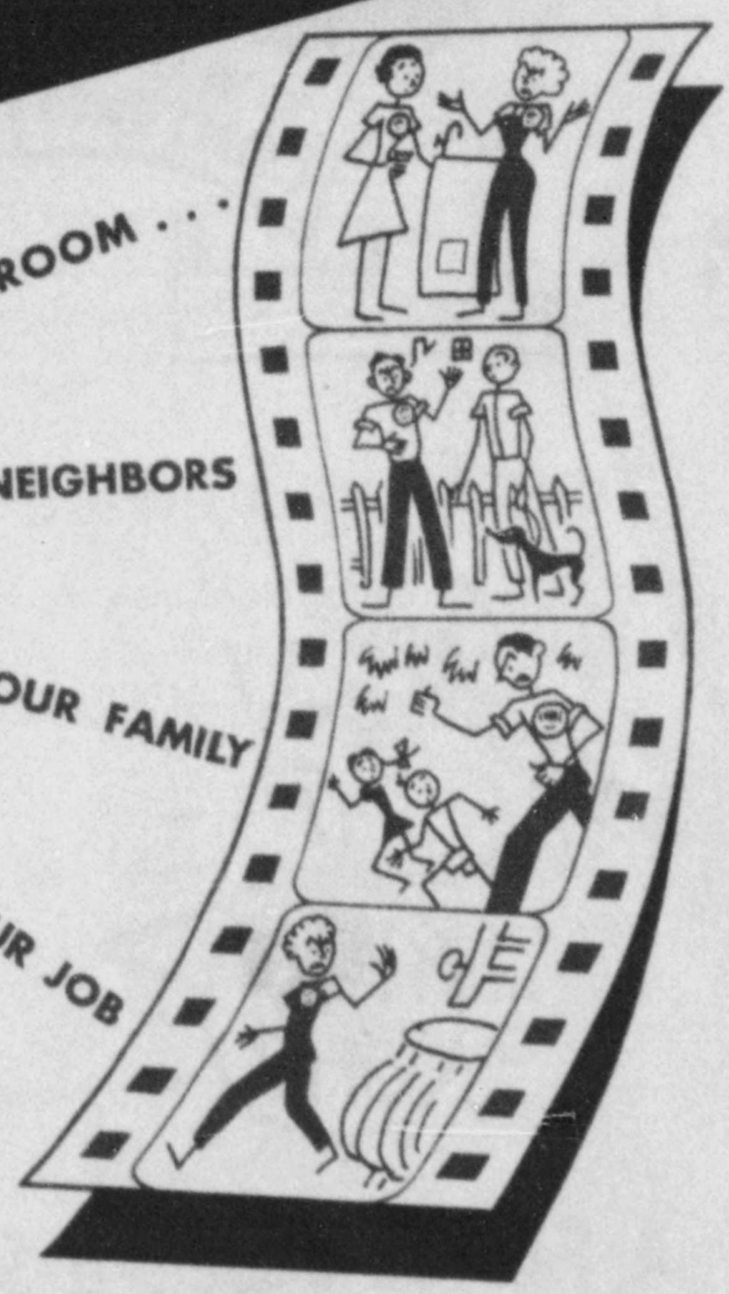

Don't

BEEF IN THE WASHROOM . . .

GRUMBLE TO THE NEIGHBORS

TAKE IT OUT ON YOUR FAMILY

OR . . . . . QUIT YOUR JOB

Do

TELL YOUR TWUA SHOP STEWARD

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

You're Protected by a TWUA Contract

And your boss and your union, the Textile Workers Union of America, have agreed to live up to it—to see to it that you have job security and fair working conditions.

This means no one at the mill can cut your wages, lay you off out of turn, give you extra work, fire you without just cause or do anything else that your contract says cannot be done.

If anyone tries—

TELL YOUR SHOP STEWARD

Your Shop Steward Will Fight Your Battle

if you are in the right

Your shop steward is official. He was chosen to represent you and your fellow union members. He was trained by the union for this job. He's recognized by the mill as your spokesman.

It's his job to help you and you can be sure he will see to it that you get satisfaction.

A Fair Case Gets a Square Deal

The union—and that means each member—is bound by the contract too. TWUA can't help you if you want a promotion you're not entitled to, or if your complaint isn't justified by the facts.
But when you have a real grievance . . .

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

Your Shop Steward Will Swing into Action Fast

Suppose your foreman loads you with extra work. Or suppose he cuts your wages. ***TELL YOUR SHOP STEWARD.***

He'll sit down with your foreman and talk it over. Most of the time they'll settle your problem right then and there. But if they don't, your steward will put your complaint in writing and the grievance machinery will start rolling in high gear.

(1) He will turn your complaint over to your shop committee or your local TWUA or joint board business agent, who will take it to the mill superintendent. And, if this does not work . . .

(2) Your shop committee and a TWUA representative, especially trained to handle grievances, will sit down with top management and try to settle it.

(3) If the grievance cannot be settled directly by the union and the mill, the case will go to arbitration. This means that an impartial outsider—satisfactory to both management and the union—will make the final decision.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

And By the Way . . .

If, at any point, you aren't satisfied with what your union representative does or doesn't do, you can take it up at your local union meeting to make sure you get justice.

You—and the more than 400,000 other textile workers who are members of TWUA—are the union. And the union is concerned with the welfare of every member.

The Union is With You

TEXTILE WORKERS UNION OF AMERICA TWUA CIO

Starting with your shop steward and your local union president and business agent, right up to the people in your International union office—everyone is ready to help you win your case.

So Whenever You've Got a Grievance

Remember you can

TELL YOUR SHOP STEWARD

WORK WITH YOUR SHOP STEWARD

WIN WITH YOUR SHOP STEWARD

TEXTILE WORKERS UNION OF AMERICA, CIO

New York, New York

KANDEL-SACHS ASSOCIATES

PRINTED IN THE UNITED STATES OF AMERICA

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 083

File #912

團体交渉と紛争處理機関

外・労働問題六講

Collective Bargaining and Grievance Machine

by Research Bureau of Industry Labor

Collective Bargai
Grievance Ma

産業労働調査所刊

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

勞働省勞政局編

團體交渉と紛爭處理機關

外・勞働問題六講

勞働省勞政局勞働教育課

産業勞働調査所刊

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

序

本書は連合軍總司令部經濟科學局勞働課勞働教育班長リチヤード・エル・チー・デヴエラル氏の勞作になる八種のパンフレツトを全譯し集錄したものである。内容は大體、前半が民主的な勞働組合の在り方、組織、運營に關するものであり、後半が勞働協約に關するものである。もともと別々のパンフレツトであつたものを集錄した爲、若干重複する部分のあるを免れない。我々にとつて抽象的な理論も必要であるが、現在特に必要なのは具體的な行動から自然に理論を知る事である。この意味で我我がアメリカに學ぶ事が多い。本書の内容であるすべての事項が極めて具體的であり、而もその中に一貫した理論が流れているが故に、本書によつて得る所は非常に大きなものと信ずる。

特に最近やかましくいわれている苦情解決機關について明解に説明し、之に對する誤解を一掃する爲にも、更に組織を深める上にも、勞資にとつて得がたい資料であると考える。

尚最近いわれている紛爭處理機關は苦情解決機關のことであるが、前者が社會通念となりつゝあるので本書表題はこれに從つた。この譯譯はすべて勞政局勞働教育課員があたつたが、取急いだ爲にずさんな點がある事と思われるが識者の御叱正と御寛恕を乞う次第である。

昭和二十三年六月

勞働省勞政局勞働教育課

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

團體交渉と紛爭處理機關目次

序 ……（一）
第一 民主的勞働組合 ……（一）
一 民主的勞働組合とは ……（一）
二 民主々義の學校 ……（四）
三 使用者 ……（五）
四 政府 ……（七）
五 政黨 ……（九）
六 政治活動 ……（一一）
七 基金 ……（一三）
八 完全な獨立 ……（一四）
九 自治 ……（一四）
一〇 會合 ……（一七）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

一一　役員の選擧……（一九）
一二　査　　問……（二〇）
一三　民主的勞働組合の目的……（二二）
一四　組合の責任……（二五）
一五　勞働者教育……（二六）
一六　勞働組合の構成……（二七）
一七　勞働組合規約……（二七）
一八　む　す　び……（二九）

第二　勞働組合運動の組織と構成……（三三）

まえがき……（三三）
一　民主々義の學校……（三三）
二　どんな型の組合をつくればよいか……（三六）
三　本質的な目的……（三八）
四　組合の組織……（三九）

五　根本原理……（四一）
六　勞働組合の民主々義……（四三）
七　單位組合の自主性……（四四）
八　相對的原理……（四五）
九　單位組合の役員……（四六）
一〇　單位組合の活動……（四九）
一一　强固な單位組合……（五〇）
一二　單位組合の財政……（五二）
一三　月例單位組合大會……（五三）
一四　單位組合の民主々義……（五四）
一五　協約の履行……（五五）
一六　上級組織……（五五）
一七　全國組合組織……（五五）
一八　全國大會……（五六）
一九　全國組合の部……（五七）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 083

二〇 團體交渉の問題……（五九）
二一 全國組合の連合體……（六〇）
二二 州又は縣協議會……（六二）
二三 民主的ピラミツト……（六三）
二四 國際連合體……（六四）

第三 勞働組合民主化闘爭……（六六）

序……（六六）
一 組合の善用、惡用……（六六）
二 金錢めあての組合あらし……（六八）
三 コーカス……（六九）
四 暴力團……（六九）
五 金儲け……（七一）
六 組合ボス……（七三）
七 組合主義の惡用（不正）……（七四）

八 權力めあての組合あらし……（七五）
九 內部から穴を掘る……（七六）
一〇 サボタージュ……（七七）
一一 全體主義的支配……（七九）
一二 中央集權的支配……（八〇）
一三 支配の方法……（八一）
一四 傳動ベルト……（八三）
一五 支配要點……（八六）
一六 赤よばわり……（八八）
一七 一般戰術……（八九）
一八 細胞活動の大要……（八九）
一九 爭う組合あらし……（九一）
二〇 情報と敎育……（九三）
二一 防止措置……（九六）
二二 會合を屢々開催すること……（九六）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

二三　秘密投票選擧……（九八）
二四　組合支部選擧……（九九）
二五　全國組合の選擧……（一〇一）
二六　役員の義務……（一〇二）
二七　勞働組合の財政……（一〇三）
二八　會　計……（一〇四）
二九　勞働者教育……（一〇四）
結　び……（一〇八）

第四　勞働者教育の目的と方法……（一〇八）

序……（一〇八）
一　イデオロギーの鼓舞……（一一三）
二　外國の勞働者教育……（一一三）
三　日本の勞働者教育……（一一六）
四　基　礎……（一一六）

五　組合の機構……（一一七）
六　勞働協約……（一一八）
七　組合の統制……（一一九）
八　誰が教育活動をするのか……（一二〇）
九　勞働教育を如何に行うかの問題……（一二三）
一〇　勞働者階級の分裂……（一二三）
一一　委　員　會……（一二四）
一二　支部組合……（一二四）
一三　縣勞會議……（一二五）
一四　全國組合……（一二五）
一五　政府機關……（一二六）
一六　教育機關の活動……（一二七）
一七　活動によつて學ぶ教育……（一二〇）
一八　結　び……（一二〇）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

第五　組合の會議のやり方……（一三四）

序……（一三四）
一　民主々義……（一三四）
二　組合の會議……（一三九）
三　議席の配置……（一四〇）
四　開　會……（一四一）
五　閉　會……（一四二）
六　議事日程……（一四三）
七　議事錄及び報告……（一四三）
八　結　語……（一四〇）
附錄一　議事錄の一例……（一四一）
〃　二　動議の分類……（一四二）
〃　三　決議の例……（一四二）
〃　四　用語の解說……（一四八）

第六　團體交渉の原則……（一四〇）

一　はしがき……（一四〇）
二　もう少し大きい職場……（一四一）
三　工　場……（一四二）
四　勞働組合の結成……（一四二）
五　基本的原則……（一四二）
六　原　則……（一四四）
七　文書にすること……（一四〇）
八　苦情調整機關……（一四三）
九　漸進的改善……（一四四）
一〇　若干の基本的原則……（一四四）
一一　道德的な原則……（一四五）
一二　漸進的段階の協約……（一四五）
一三　交　渉……（一四八）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

一四　準備會議……（一九一）
一五　協　約……（一九三）
一六　協約不成立の場合……（一九三）
一七　ストライキ……（一九六）
一八　ストライキの規制……（一九七）
一九　責　任……（二〇一）
二〇　見　張　り……（二〇一）
二一　事　實……（二〇三）
苦情處理機關條項の見本……（二〇四）
單　語　篇……（二〇九）

第七　健全な勞働協約による産業民主々義の建設……（二一七）

一　まえがき……（二一七）
二　勞働協約……（二二〇）
三　協約の目的……（二二二）

四　組合の地位……（二二六）
五　組合が組合員の代表としてもつ强さの決定……（二二九）
六　その他組合に關係あること……（二三〇）
七　賃　金……（二三二）
八　給料の支拂時期……（二三五）
九　賃金率の改正……（二三六）
一〇　奬勵的賃金……（二三八）
一一　生産標準……（二四一）
一二　解雇手當……（二四三）
一三　休　日……（二四三）
一四　勞働時間……（二四三）
一五　時間外勞働……（二四五）
一六　仕事の割當……（二四五）
一七　日曜及び休日の給與……（二四七）
一八　缺勤許可……（二四八）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

一九 先任權……（二四九）
二〇 解雇と再雇用……（二五一）
二一 昇進と異動……（二五二）
二二 解雇と退職……（二五三）
二三 苦情の調整……（二五四）
二四 ストライキとロックアウト……（二五七）
二五 同情罷業……（二五八）
二六 生産增强……（二五九）
二七 女子……（二六一）
二八 年少者……（二六二）
二九 協約の印刷……（二六三）
三〇 教育……（二六二）
三一 使用者の教育……（二六三）
三二 協力……（二六四）

第八 苦情解決機關と職場委員制度……（二六六）

一 はしがき……（二六六）
二 苦情解決機關（Grievance Machinery）……（二六七）
三 民主々義の學校……（二六八）
四 職場委員……（二六九）
五 如何に機能を發揮するか……（二六九）
六 職場委員の選出……（二七一）
七 罷免投票制度（Recall）……（二七二）
八 職場委員の給與……（二七三）
九 職場委員と團體交渉……（二七四）
一〇 自由意思……（二七五）
一一 苦情解決のための交渉は何故重要か……（二七五）
一二 苦情とは何か……（二七六）
一三 苦情の實例……（二七八）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

一四　事實を把握せよ……（二七九）
一五　強い組合はよい仕事を生む……（二八〇）
一六　職場委員の招集……（二八一）
一七　苦情調整のための交渉……（二八二）
一八　議題を離れるな……（二八三）
一九　意思の相違をきたしたときには暫時休會せよ……（二八三）
二〇　組合は日和見主義者のためにあるのではない……（二八四）
二一　苦情處理に滿足できないときはどうするか……（二八五）
二二　苦情票の使用……（二八六）
二三　規　則……（二八六）
二四　苦情の提出については合議の上決定せよ……（二八八）
二五　勞資合同會議の開催……（二八九）
二六　組合員に解決された苦情について知らせること……（二九〇）
二七　教育活動……（二九一）
二八　有給職員……（二九四）
二九　團體交渉の慣習を發達させよ……（二九五）

第一　民主的勞働組合

一　民主的勞働組合とは？

人は皆衣食住を必要とし、妻や扶養者を持つている。だからもし自分たち一家がつましくはするが、不自由なく生活できるだけの收入が得られなければ、その人たちは仕事を續けることもできなければ、子供達を不自由なく育てて行くこともできない。

男も女も一人では完全ではない。われわれは皆いろいろな必要のために互いに助け合う世界に住んでいるのである。われわれは石炭が欲しいからといつて、一月北海道へ行き、石炭を堀つて東京へ持つてきはしないし、また京都まで出かけて二、三日の間綿布を織りもしない。必要品はいろいろあるから、われわれの中には、これを作るものもあれば、あれを作るものもあり、また果物を作るものもあれば野菜を作る者もある。そしてわれわれは相互にそれらを交換し合い、お互いのためにいろいろな品物を作るべく一所懸命働くのである。また電車、蒸氣鐵道、漁船、學校、電力組織等のように、われわれが必要とするサービスや有用物を供給してくれるものもある。

要するに、男も女も、われわれが社會と呼ぶ世界に生れてきたのである。この社會のメンバーは社

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

會人とよばれる。

われわれの住んでいる世界は經濟社會、政治社會、一般社會というように一般的な部門に分れており、經濟界は人々に必要な衣食住、即ち物質的なものを與え、一般社會はリクリエーション、宗教、文化、教育および知的、精神的なものなどを與える。

男でも女でも工場につとめるようになると、經濟的、社會的ないろいろなものが必要になつてくるが、そこで彼らは使用者というものが日常の社會的、經濟的な必要品を與えてはくれないこと、すなわちみたすことができないか、或いはみたそうともしないということに氣がつくだろう。

勞働者は、自分が單に家族や地方政治團體の一員であるばかりでなく、自分の職業を通して社會及び經濟團體の一員でもあるということを自覺する。彼は自分だけが、ひとりで使用者と個人交渉を行うことによつては自分の立場をほんの少しでも改善することはできないのである。しかし、彼が團體に結び付き、同じ工場や產業に從事している男女の團體の一員になれば、彼は、個人ではできないことを團結した行動によつて確保出來るのだということに氣がつく。

それこそが民主的勞働組合の基礎なのである。

デモクラシーという言葉は古代ギリシヤ語のデモス(Demos)とクラトス(Kratos)からきており、デモスとは人民ということで、クラトスとは支配ということであるから、デモクラシーとは人民の支

配ということなのである。

民主主義社會の中では、各人は社會的、經濟的な要望をできるだけ達成するために仲間の勞働者と團體を作ることができるという法的權利ならびに人間としての權利を有している。このような團體は人々の組合であり、われわれはこれを勞働組合とよんでいる。

この團體は、だんだんに團體員全部であらゆる事柄を議論することはできないということに氣がつき、勞働組合に加わつている人々を代表する代表者を選ぶようになる。代表者は組合員に組合のとるべき行動を提案するから、指導者でもあるわけである。代表者はまた組合員の下僕でもある。組合が民主的會合を開き、多數投票によりある行動を決定したら、選ばれた代表者は組合員の意志をそのまゝ遂行しなければならない。同時に多數の投票により一度事が決定されたら、たとえそれに反對した人達でも、その決定を支持しなければならない。それはわれわれが"結束"と呼んでいるものである。すなわち人々がお互いに結束して堅固な團體を作り、强力に、しつかりと結合されることをいうのである。

民主的勞働組合主義の基礎は、勞働組合または團體の各員が、自分たちは一人一人各團體員の社會的、經濟的改善のために働いているのだということを認識するにある。指導者は組合員全部の代表として選ばれ、決議は全組合員によつてなされ、一度多數投票でそれが決まれば、一般組合員の結束と

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

支持により指導者の下に統一された行動がとられる。

勞働組合は、それに自由に參加している人達の、その人達自身による、その人達のための經濟的、社會的手段である。あらゆる産業國に於て賃金生活者は一つの防衛の手段として、同時に共通の福祉を促進する手段として勞働組合をつくつた。

こゝに留意すべきは、使用者達もこの理由から同様な道程を辿ることである。商業會議所やその他の使用者團體は「使用者の組合」に外ならないのである。

二　民主主義の學校

生れたばかりの赤ん坊は全體主義者でもなければ民主々義者でもなく、食欲と感情と、思考力を持つた新しき人間である。この新しい人間は教育や經驗や、宗教的、社會的な訓練をうけて、社會の中で成長し、その教養や訓練、經驗、性格などにより、この赤ん坊は民主々義者にもなればファシストにもなり、また軍國主義者、全體主義者にもなるのである。民主々義は偶然的なものではなく、適當な教育と、責任を有する人間の正しい理性に基くものである。

だから、組合運動をする場合には、單に組合員に社會的、經濟的利益を確保するために働くだけでなく、組合に參加することによつて組合員は何時も民主々義の學校に出席して他人の權利や義務を知

り、尊重することを學ぶのでなければならない。組合活動に參加し、仲間の組合員や一般大衆と共に働くことによつて組合員は人間としての品位ができてくるのである。

だから民主的勞働組合はこの二重の目的を果さなければならない。組合が組合員の社會的經濟的必要を援助し、各組合員に人間としての品位を認識させるよう助力すれば、その組合は良い組合なのである。

極東委員會の「日本勞働組合に對する十六原則」（一九四六年十二月六日附）は、「日本勞働者が勞働條件を保護改善し、この目的をもつて勞資の交渉に參加し、また平和的、民主的日本の建設に團體として參加することは勿論、勞働者として正當なる勞働組合の利益を增進する目的をもつて勞働組合を組織することを奬勵する」とのべている。

三　使用者

勞働組合は使用者又は使用者の利益を代表する者を組合員資格から除外する。一般的にいつて世界中の民主的勞働組合は會社の幹部、株主、支配人、監督者その他人を雇入れたり、解雇をしたりする權限を有する者を組合員資格から除外する。これは自由獨立な勞働組合に於る組合員資格の基本的特徴である。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 063

勞働組合は賃銀をより良くして購買力を增大させ、勞働時間やその他の勞働條件を改善しようと努める。組合はこれを自分達の代表者による團結行動によつて使用者と團體交渉をする。もし勞働組合が使用者によつて統制され乃至はひどく影響をうけているとするならば、使用者が自分自身と交渉することになり交渉は不可能である。かゝる組合は御用組合と呼ばれ、單に使用者の指導下にある勞働者の團體にすぎない。それは勞働組合ではない。

勞働者は使用者達の商業會議所に加わりたいとは思わない。同様に使用者及びその代表者は勞働者の勞働組合に加入しようとは思わない。兩者は二つの別個の組織であり、別個の目的を有する。

健全な勞働組合は、その内部的事項やその決定に關して經營者から完全に切り離されているときにのみ存在する。それはまた民主的である。けだしこの場合には生産の各側——勞働と經營——は充分に代表されており、自分達のために發言し得るからである。各側は團體交渉の會議においてそれぞれの側を正直に代表する。

極東委員會の原則は、"勞働組合を作るということは、勞働者の側から積極的な民主的態度と創意との第一歩である。使用者は組合や、組合の經營に參加することも組合に資金を出すことも許されない。"と言明している。

四　政　府

戰爭中、當時の政府は日本に於る合法的な勞働組合運動を清算することを有利と考え、その代りに産業報國會——産報——を設立した。産報は惡辣な軍國主義者や利己的な財閥のために有利な費用で軍需生産を增大させるためにつくられた所謂愛國的産業組織であつた。産報はより高き賃銀、より短き勞働時間乃至より良き勞働條件には何ら關心をもたなかつた。それは反對に、不本意ながらこれに加入した會員たる日本勞働者のよりよき利益とは逆の方向に活動した。

極東委員會原則は、"一九四六年一月四日の追放指令またはその後の追放指令にかゝる者は勞働組合の職につくことはできない。また勞働組合の組織や活動を阻害し、抑壓した者は組合職員や勞務供給者、または調停者、仲裁者、斡旋者となることはできない。政府により支援または統制をうけていた勞働組合の職についていた者は、再び職につく前に審査をうけねばならぬ"とのべている。

同原則はまた、"自由なる勞働組合や正當な勞働組合運動の妨害またはそれに等しい目的のために設立された日本の政府及びその他の機關は停止されるか、または勞働に關する權力は廢止されるべきである。勞働者を偵察し、ストライキを破り、正當な組合活動を抑壓するような警察やその他の政府機關は廢止されるべきである。"とのべている

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

民主的政府は民衆がこしらえるものである。民衆はその代表者達を通じて政府を監督し、代表者達は勞働組合を規律する諸法律を完成することを政府に要求する。しかし一旦法律が完成されてしまうと勞働組合の活動はその組合員の仕事であつて、政府の仕事ではない。恰も政府が商業會議所をやめてしまおうとすると商業會議所がこれに反對すると同じように、勞働組合も政府が勞働運動を解消しようとするときは當然これに抗議する。もし勞働組合が法律を犯せば話は別である。しかしそうでない以上は、政府は勞働組合の内部的事項に干渉することは差控えねばならない。

極東委員會原則は、"勞働組合及び組合員の團結權は法律により確保され擁護されねばならぬ。勞働者の組合參加の自由は法律により規定されるべきであり、使用者は、勞働者が勞働組合の一員だからといつて採用を拒否したり、差別待遇をしてはいけない。"と規定している。

民主的形態の政府の下では、基礎的な原則は民衆が自分でできることについては如何なる上級の集團も代つてこれをやるべきではないということである。もし勞働組合が一團の勞働者の社會的經濟的要求を處理することができるなら、政府がこれに介入すべき何らの理由もない。もしも勞働組合が自分達で條件の改善をすることが不可能だと分つたなら、その時こそ政府が介入して誤りをたゞすべきである。

しかし、政府は、勿論勞働組合の援助に積極的役割を持つているから、極東委員會原則は"勞働組

合は、勞働條件や勞働期間に關し、その組合員のために使用者と交渉するように助長さるべきである。日本政府は、勞働者またはその代表者と使用者間の直接且つ自發的交渉では解決できない産業上の爭議を處理する調停及び仲裁機關を設立すべきである。この調停及び仲裁機關は、勞働者の利益を保護するという條件の下に運營されるべきであり、この機關に使用者の代表者がいるなら、勞働組合も同等の代表者を與えられるべきである。"と言明している。

五　政　黨

政黨とは、定義すれば、一定の政治上の原則や政策の是認の下に、自分達の提案が政府によつて受け入れられることを期し、もししからざれば政黨自體が議會において多數表決を得ることにより政府になろうとするところの人々や集團の結社である。

政黨は法律その他政府の措置及び命令に關與するから「政治結社」と呼ばれる。政黨は、勞働組合と呼ばれる勞働者の集團が社會的經濟的社會において行動すると同じく、政治社會において行動する集團である。

政治とは人民を治め社會を管理する科學である。勞働組合は或る産業や工場で經濟的社會的條件を改善せんと欲する男女の社會的經濟的團體である。勞働組合の組合員は一定の政治的または宗教的信

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

念の是認を基礎としているものではない。

政黨は自分達の活動の分野と自分達の團體をもつている。勞働組合も同樣に自分達の活動の分野と自分達の團體を持つている。しからば政黨と勞働組合と異つていることは明かである。

勞働組合はその組合員として投票權を有する多數の人をもつている。勞働組合は收入の財源を有し勞働者教育制度及び勞働新聞を統制する。もし政黨が投票、會計、教育制度及び勞働新聞を統制し得るならば、政黨はこれを自分達の目的に利用し得ることになる。

ともかくも、勞働組合は政黨とは別個に存在しなければならない。勞働組合員を强制して政黨の方針に從わしめようとすることは非民主的である。それは獨裁である。

極東委員會原則は〝勞働組合が政治活動に參加することや政黨を支持することは許されるべきである〟と明言しているが、その後に〝日本の民主化、軍國的及び獨占的行爲の排除の如き、占領目的の遂行に勞働組合やその委員が組織的に參加できるように助長すべきである。しかし、このような參加を助長することによつて、組合員や組合の利益を擁護するための團結の義務や責任が妨げられるようなことがあつてはならない〟とのべている。

それ故に勞働組合は何よりも先に第一の肝心なことを守らなければならない。勞働組合の目的は常にこれを追求しなければならない。そしてこれらの基本的な勞働組合の目的は公正な賃銀、適當な時

間、その他良い勞働條件を定めて使用者との間の安定した協約を確保するにある。

これは勞働組合が政治と何等關係のないことを意味するものであろうか、そうではない。何といつても勞働組合の組合員は社會協同體の中に生活し、市民であり、投票權をもつており、みな議會に提出された幾多の政策や法案に大いに關心をもつているのである。

六　政治活動

元來地方商業會議所や使用者團體がそれに關係ある政治問題について發言權を有する如く、勞働組合の組合員は自分自身の團體を通じて、自己の意見を表明し自己の決定を爲す權利を有する。勞働組合がその組合員に投票を奬勵し、勞働者の利益とならない法案や措置の批判に參加することはうたがいない。勞働組合は政友に報い、政敵をこらしめ、一定の政治改革を確保するためにこのような行動をとるのである。

しかしながら、記憶すべき重要なことは、勞働組合が自分自身で政治行動委員會を設置し一般組合員の民主的討議を經て、多數決により自分自身の政治的行動計畫を採用することである。

換言すれば、勞働組合は政治における味方をみづけると同樣にその計畫をひろいあげ、選擇し全組合員が決定する通りに綱領や政策を採用しまたは是認する。それは常に自分自身の政治行動計畫の統

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

制に服する。それは政黨によつて吸收されまたは統制されてしまつて、組合が政黨の目的に役立つたりまた組合を組織しなければならない工場、成文化しなければならない良い協約、發達させねばならない健全な安定した團體交渉及び設置し擴充しなければならない勞働者教育の存することを忘れてはならない。勞働組合主義が程度を超えて政治へそれることは通常勞働組合運動への重大な害を招來してきたのである。

勞働組合は如何なる黨派的政黨の綱領に盲從したり、または一黨の綱領に捉われてもいけない。勞働組合の組合員は自分達の政黨の綱領や政策を參考のため支部組合員に提示することは自由である。民主的勞働組合は政治上の問題をその起るがまゝに考えるであろうし、行動のための決定は組合員の多數表決を基礎とするであろう。いかなる民主的勞働組合も政黨に白紙委任をして政治家がその適當と認めるまゝにその上に書かせるようなことはしないであろう。

政黨は一つの目的をもつている。勞働組合は別の目的を持つている。各々は、その構成員に有效に役立んがためには、自分達の目的に向つて行動し、その目的に適する手段を採用しなければならない。

七　基　金

民主的な勞働組合は屢々高價な經驗を通じて（會社又はその他の財源から）金錢の寄附又は贈與を受けると間もなく同僚が勞働組合を裏切ろうとすることを發見する。「タクシーの運賃を拂う人が運轉手に行く先きを示すであろう」。自由な勞働組合とはその必要な經費の全べてを毎月支拂えるだけの組合費を徴する勞働組合である。かゝる勞働組合は外部の如何なる人にも團體にも何等義務を負うことはない。會社、政府乃至政黨から金錢其の他の金錢的報償を受ける組合は、恐らく外部の團體や機關に買收された道具に過ぎない。その結果それは會社、組合、政府の統制する勞働組合または政治上の勞働組合となつてしまう。かゝる條件の存するところでは自由な獨立した民主的の勞働組合はあり得ない。

前にのべたように、極東委員會の原則は、使用者が組合へ資金を出すことを禁じている。

勞働組合の責任についても、この基本原則中に含まれている。使用者が勞働組合の費用を拂い、勞働組合が、組合員以外の人から資金をうけると、組合員は自分達に費用のかゝらぬ事には興味を持たなくなるという危險がある。組合員が組合の費用を全部拂うなら、組合員はすべて自分達の組合に參加することになり、また自分達に率仕してくれる職員にだけ報酬を拂うであろうし、したがつて彼等がよく仕事をしているかどうかを注意して見ることになる。

なお、職員が自分たちの生活は正直で忠實な指導者たることによつて保障されるのであると自覺す

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

れば、仕事に對し一層注意を拂うようになる。

勞働組合に使用者が資金を出すことは勞働組合員と勞働組合職員の兩者を無責任にするようになるわけである。

だから極東委員會原則で次の如くいつているのも不思議ではない。"多額な寄附金の出所をも含めて各組合の費用や收入の表及び貸借對照表は公開調査をするのに役立つ、計算書の正確を期するためには組合員が任命した專門會計檢査員が行う年次會計檢査が是非必要である"と。

八　完全な獨立

健全な民主的勞働組合は政黨――右翼でも左翼でも――によつて統制されるいかなる形態の組合主義をも否定するであろう。それは適當の政治行動に訴えることにより、政府による勞働組合の不當な統制に對抗するであろう。そしてそれは用い得るあらゆる合法的武器をもつて會社組合主義と闘うであろう。何故というに、政治的支配、會社の影響、これらはすべて獨立な勞働組合主義の終焉を意味する。

九　自　治

「自治」(Autotiomy) という言葉は丁度全部の日本人にとつてそうである如く、勞働組合の一般組合員大衆と指導者にとつて新しい言葉である。民主々義は二千年前先ずギリシヤにおいて發達したが、そういうわけで民主々義ということを現わす言葉はギリシヤに廻る。自治的とは別のギリシヤ語である。アウトス (autos) とは自分自身を意味する。ノモス (nomos) とは控を意味する。故に自治的とは「自分自身の控」を意味する。支部組合はそれ自體を規律し、從つて自治的支部組合と呼ばれる。勞働組合運動における實力と權限の終極の源泉は自治的な支部組合である。それ故に世界中の勞働組合はその規約によつて支部組合の自治を保障するように注意を拂つている。

支部組合を代表する權限は全國組合會議又は連合に與えられるが、その權限は支部組合によつて委任されるものである。即ち支部組合は總會を開き、全國的組合規約を作ることにより、自分達の權限の一部を全國的團體に與えるのである。窮極の權限は一般組合員大衆の手に殘つており、毎年支部組合代議員を全國組合の總會に派遣することにより行使される。民主的勞働組合組織の全國組合役員は決して支部組合における一般組合員大衆の希望や利益を無視するような政策を指令しようとすることはない。

支部組合は自治的である。それは全國的會議又は全國組合連合の手による場合でも統制や支配に反抗するであろう。全國的組合又は連合の執行役員はその團體の規約をもつて特定の執行上の權利と義

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

務とを與えられている。彼等は一般組合員大衆に對して責任があり、全部の勞働組合員の多數表決により決定された原則、決議及び委任に從う義務がある。例えば、全國的組合が非常な重要性をもつている特殊の重大問題に直面し、しかもそれに關し一般政策が決定してないときには、全國的組合は、一般組合員大衆の意思を決定するためすべての支部組合の代議員の特別總會を招集する。指導者は當然その新しい重大な問題に對する解決策を提案するであろう。しかし終極の表決權即ち措置をとる權限は支部組合とそれにより民主的に選出された代議員とに存する。多數が意思を表示するのである。執行委員は全國的水準に基いて決定を行動に移すにすぎない。もしも小集團の指導者が一般組合員大衆の希望と表決を無視して基礎的な政策の決定を爲すならば、それは明かに獨裁であろう。

アメリカやイギリスの勞働組合は支部組合の自治を保持し實行するのに愼重であつた。諸君はイギリスやアメリカの全國的勞働組合會議や連合會の規約中に支部組合の自治を保障する條項があることに氣付くであろう。このことは一般組合員大衆が自分達の支部組合において最終の權限をもつていることを意味する。これを同樣に日本の町や村にいる一般民衆――會費を拂い且つ組合の大部分を占める民衆――は最終の權限をもつている。

それで民主的勞働組合はこれら民衆に耳を傾ける。民主的勞働組合はこれらの民衆やその自治的な支部組合に役立つために存在する。

十　會　合

さて勞働組合を運營するのに二つの方法がある。一つは一年に一回か二回會議を開き、少數の人にその期間勞働組合を代表せしめることである。他は毎月會合を開き問題が起る毎に一般組合員大衆に相談し、一般組合員大衆の多數表決によつてその問題の決定と解決とを爲すことである。

一組の役員を選出し彼等をしてすべての仕事――しかしてすべての考慮――を爲さしめるやり方は簡單ではあるが安逸な方法である。その方法をとれば物事は迅速に行われるかも知れない。だがこの方法で間違つている唯一の點は、それが全然非民主的であるということである。それは新しい指導者の成長に役立たない。それは少數者の手に餘りにも多くの信用と力とを與えるものである。

勞働組合の一切の組合員は勞働組合が何をやつているかを知る權利と義務とを有する。勞働組合の一切の組合員は仲間の組合員から選ばれれば組合の役員となる權利を有する。それ故にアメリカやイギリスやその他の民主的勞働組合ではすべての支部組合が毎月總員の會合を開くように要求することが傳統となつている。或る場合には、これらの諸國の勞働組合規約では組合の會合に出席しない者は何圓かの罰金を拂わねばならぬとまで規定している。このことは健全な教育計畫によつてすべての組合員に組合員としての權利義務を熟知させるようにするならば、勿論必要がない。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

健全で民主的な勞働組合は全組合員の月例會合を開く。これを通じて組合員は屢々相會し、互に知ることができる。これは極めて重要である。全組合員に關係ある事柄は役員や組合によつてもたらされ、民主的な討議の後に表決が行われ、その結果爲される措置は一般組合員大衆の自由に決定した意思を代表することになる。

なお勞働組合の會合が進捗するにつれて、青年男女はその仲間の組合員に話しかけることを覺える。彼等は支部組合の教育講座に出席することによつて、勞働組合について一層多く知るようになる。月日の經つのにつれてその役員がその地位に適つたものであるかどうかということは彼等の行動によつて明かになる。一般組合員大衆は自分達が有能か平凡か貧弱かということを明かにするであろう。一般組合員大衆のうちで若干の者は勞働組合と共に成長するので、男女のうちであの稀れな資格——指導者たる資格——を發達させる。その年の終り即ち十二回の會合の後には支部組合の一切の組合員は他の組合員の名前、性格及び能力を知るようになる筈である。

組合員の大部分が知らないような人に投票することをやらずに、一般組合員大衆は頭のある、有能な、よい指導者であると信じられる人を役員に推薦し選擧するであろう。

良い指導者はこれらの理由で正規の月例會合を開くことを主張するであろう。度重なる會合を通じて、新しい指導者は成長して行くが、これは勞働運動の最大必要の點である。一般組合員大衆は完全

な民主々義、一般組合員大衆による政策の決定並びに新しい指導者の育成を確保するため屢々會合を開くことを主張するであろう。

諸君は一年たつた一日しか會合しない議會を想像することができるか。又もしできるならば一年に一日しか會合しない民主的な勞働組合を想像して御覽なさい。

十一　役員の選擧

勞働組合の選擧は重要である。組合の役員は一度選擧されると勞働組合の組合員によつて廣汎な規約上の權限を與えられる。

民主的な勞働組合は上述の如く支部組合が毎月會合を開くことを主張する。それ故民主的な勞働組合では毎年の役員選擧の前に定例組合員會議において被推薦資格を有する全額會費を納めた全組合員でもつて役員の推薦を行うのが習慣となつている。組合によつては、勞働組合學校における相當の授業をうけたとか基礎的な勞働組合通信講座を完了したとかいう所定の勞働組合の研究を終えた者でなければ何人も組合長の職務に就くことを得ないと主張するであろう。推薦後は推薦を受諾した全被推薦者の名前は工場や鑛山の至る處に貼り出され、そうして勞働者達は選擧に立つている人々の性質、資格、勞働組合に關する知識について語り合うため一ケ月の期間が與えられる。この期間中に、各被推薦

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

者は、もし組合員により選擧されたならば何をしようと思つているかについて簡單な聲明を出すのが普通である。次ぎの會合即ち秘密投票が行われる時まで、勞働組合の各員は候補者について研究し、賢明で道理にかなつた決定に到達するための時間をもつ。選擧においては、勞働組合の全役員は一般組合員大衆によつて多數表決で選擧される。このようにして選擧された指導者達は本當に一般組合員大衆を代表するであろう。これが民主的勞働組合主義の精髓である。というのは組合員は組合が自分達の組合であり、自分達はその組合に屬し、組合が自分達に屬するのだということを實感するからである。

非民主的勞働組合の根本は、組合員が指導者を統制する能力がないところに存する。極東委員會の十六原則はのべている。"愛國的産業團體のような非民主的勞働者團體や、勞働者の支部は解散されるべきで、復活は許されない。軍國主義的、超國家主義的、フアシスト的、その他の全體主義的な新しい勞働者團體は許されない。"と。

更に、同原則は"勞働組合職員や常任委員はその組合員により、秘密投票など民主的方法で選ばれるべきである。全職員が定まつた期間をおいて、民主的に選ばれ、その活動が民主的に行はれるようにするのは組合の責任である。"とのべている。

十二　査　問

工場、製作所、鑛山に使用されている人は皆その政治的乃至宗教的信念が何であろうと支部組合の一員となる民主的權利をもつている。役員は一旦選ばれるとできる限り組合員のために役立つ責任をもつている。もし不幸にして無責任な又は一般組合員大衆の最大の利益とならない者が役員に選ばれたとすると、支部組合はその規約で、その支部組合のいかなる組合員もその役員を訴えることができるというような民主的手續を定めているものである。この事は同時に或る役員を好まない者が、陰で非難したり惡口をいつたりするのを慎しまねばならないことを意味する。

もしこのような訴えがあつた場合には、組合は規約上の査問委員會を設け、その組合員は仲間の勞働者によつて構成される法廷の前で査問される。もし有罪ときまれば、彼は勞働組合の規約で定められたところに從い除名されるか罰せられる。もしも彼が有罪と認められないときは、勞働組合の規約はその場合には何故訴え出たかその理由をたゞすため訴え出た者自身が査問を受けることを規定しているであらう。もしも彼が支部組合の役員や組合員の性格や品行について噓をついたり、惡口したり、名譽をきずつけたりしたのであつたら、今度は彼自身が査問委員會によつて除名されるか罰せられたりするであろう。

同樣にして支部組合のどの組合員でも勞働組合規約の民主的手續によつて正規に設置された査問委

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

員會によつて査問されたのではない限り、いかなる事柄についてもその勞働組合から除名されることはない。

何れの場合においても、民主的な勞働組合では役員や組合員が支部組合の査問委員會の判決に對し地方的又は全國的組合に上訴することができる規定を設けている。或る場合には、支部組合の組合員は仲間の勞働者達の間でうけが悪く、そこでその仲間の勞働者達は彼を組合から除名しようとするようなこともあり得る。かゝる場合を考慮して、民主々義を守るため、全國的組合の規約では支部組合の組合員や役員からの上訴を聞くための規定を設けるであろう。かくして組合員は誰であつても彼の事件を最終的には全國的組合の總會によつて——從つてごく少數の人達によつてではなく——表決してもらえる。民主々義は多數制を基礎とする。それはまた全ての組合員の人的及び法的權利を守ることに非常に注意している。その組合員が如何に少くつてもその事件が如何に重大でなくつても、彼の權利は組合で最も重要な組合員の權利と同樣に重要である。公正な査問と上訴に關する規約上の規定を設けて支部組合も全國的組合も民主的な公正な手續を定めるであろう。

十三　民主的勞働組合の目的

勞働組合の基礎的目的は勞働條件を改善し賃金と購買力を高め、適當な勞働時間を維持することで

ある。しかしそれですべてというわけではない。

勞働組合が成長するにつれて組合は信用組合や消費組合の設立とか、住宅計畫を始めたり、政治行動綱領を指導したりすることによりその組合員のために役立つことができることに氣がつくであろう。教育委員會は勞働者がその組合や勞働運動を理解するのに役立つよう教育や誤樂計畫を遂行し、かくして勞働組合員の生活をより充實させるであらう。このようにして組合員は社會のより價値ある一員となり生活を最も充實的に樂しむようになるであらう。組合の調査計畫は新しい活動分野を發展し、勞働組合員の團結行動を通じて、今にも解決不可能と思われる幾多の問題の解決において活氣あり又劇的な役割をはたし得ることを發見するであろう。

十四　組合の責任

組合の責任とは組合が使用者と會つて不和を解決し、よりよい賃金、時間その他の勞働條件を交渉する方法をつくり出すことを意味する。組合は殆んど全ての不平やストライキやその他の爭議行爲に訴えることなくして解決し得るような或る種の職場委員制度と關係兩當事者の滿足する或る制度とかを採用するであろう。責任を知る組合は絶對に必要である場合の外は爭議行爲とかストライキに入らないであろう。勞働組合運動の目的は經濟的又は肉體的の力を用いないで問題を解決するような

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

安定的な責任のある團體交渉手續を發展させることにある。

責任を知る勞働組合主義は組合が團體交渉するための方法をきめ、これから協定に達した事項を使用者との書面協約の形式にするにつれて成長する。書面協約は使用者との間で健全な、安定的な責任ある勞働取極めを發展させるのみでなく、性急で無責任な行爲とか、ひどい誤解とかを消滅させるためにも役立つ。アメリカでは、勞働爭議や不平の九十パーセント以上はいかなる種類の作業停止や怠業をも伴わないで平和裡に解決される。

責任を知る勞働組合主義は、また使用者が組合員の欲するような賃金を拂い、時間を認めることができるように勞働組合が勞働條件や生産方法を改善する上において責任をとることを意味する。もし使用者が何等の利潤をもあげていないならば勞働組合が勞働爭議に入り賃金の三倍增額を要求し、そうして事實使用者がもつていない金を拂えと要求するのは無益である。責任を知る組合なら、その役員が使用者とテーブルを圍んで座わり、何故會社が利益をあげてないかその理由を發見し、そうして收入を增すため、生産方法の改善について提案するように指示するであろう。會社と勞働者のためにより健全な經濟條件を發展させるため使用者と共同責任をとろうという勞働組合の要求を拒み得る使用者は殆んどない。このことは勞働組合が會社のために働くことを意味するのではない。反對に勞働組合は一般組合員大衆のためによりよい賃金よりよい時間、よりよい勞働條件を可能ならしめるため

にのみ會社に助言するのである。大根が大きくなれば勞働者もより大きな分前をもつというわけである。

責任を知る勞働組合主義は一日、一ケ月乃至一ケ年位ではうまく實現されない。それは何年にも亘る團體交渉の手續と習慣の結果であり、一般組合員大衆の研究と民主的討議から生れてくるのである。組合員は自分達が自分達自身で自分達の勞働組合や會社に對して責任あるのみならず共同體や社會に對しても責任があることを會得する。彼等がこれらの責任に答え、彼等の義務に應じて生活するときは勞働組合運動は責任ある健全なしかも安定的なものとなる。

最後に使用者について一言しなければならない。使用者というものは通常丁度自分に相當した型の勞働組合主義に直面するものである。もし使用者が勞働組合を信用せず、組合と正直公正に交渉しないならば、恐らく爭議行爲やストライキの收獲を刈り取るであろう。もし使用者が民主的勞働組合と公正正直に交渉するならば、健全な、安定的な團體交渉を發展させるであろう。アメリカでは事情に明るい使用者は勞働者の組織に便宜を與え、惡い勞働慣行を失くすため勞働組合と協力する。團體交渉と民主的勞働組合の責任とは勞働組合にも、使用者にも、社會にも分前を拂う。すべての人は利益をうけるのである。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

十五　勞働者教育

勞働組合を組織する權利があるということは、その組合を正しく利用する義務があるということでもある。組合は一方において、經營者との間に起つた紛爭を出來るだけ平和的に調整するため斡旋、調停、仲裁を利用しなければならないと同時に、他方組合員大衆を教育するという根本的な責任があるのである。

勞働組合は、青年や一般組合員に勞働組合運動の歴史、民主的團體交渉の原理、斡旋、調停、仲裁の利用、勞働組合法についての十分な知識、その他、組合を統制し、導いて行く上に、組合員に役に立つ事柄を教育する責任がある。

極東委員會は、「勞働組合が組合員に成人教育を施し、民主的方法、勞働組合の活動、その目的について、その理解を深めることを支援する」と指導している。同委員會は又政府に對しても組合員訓練の責任について次のように宣言している。「日本政府は出來る限り組合役員が、外國の勞働組合運動に關する情報を入手できるよう援助すべきである。右目的は用紙の割當及び外國刊行物の輸入が行われる際に充分考慮すべきである。」

教育計畫を持たない支部組合や全國組合は頭の無い人間と同じである。

十六　勞働組合の構成

勞働組合は組合員に奉仕するために作られるべきものであるから、組合がどのような機構を採用するかということは最も重大な問題である。團體交渉を合理的且效果的に行えるような構成でなければ、組合員大衆の利益にはならない。組合員大衆が勞働運動の主導權を握ることを妨げるような組合組織はすべて反民主的、又は非民主的なものである。

それで、極東委員會は「勞働組合の組織形態の選擇は、職業別、產業別、會社別、工場別、地域別等如何なる基礎によるとを問わず日本人の自由である。日本に於ける將來の組合活動としては、强固な單位組合を基礎とすることが重要であることを强調すべきである。たゞし、例えば同一地域または關係產業の間で或は全國的基礎に立つて連合體またはその他の團體を形成することを許される」と指示している。

十七　勞働組合規約

勞働組合規約はその性質上組合の脊骨であつて、組合の組織と形態とを決定するものである。人は體格が良いか惡いかによつて、身體の健康が左右される。同じように、惡い規約を持つ團體は、官僚

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

的、非民主的と呼ばれ、反對によい規約をもつ組合は、組合員大衆の意志を充分に反映させうる民主的な構成を持つている。

勞働組合規約には一定した形式というものはない。組合規約は組合員によつて組合員のために書かれたものである。それは勞働組合員に奉仕するものである。規約は變更しようと決定したときはいつでも出來るのである。

成文の民主的勞働組合規約の目的は、民主々義を保證し、組合員すべての民主的權利を保證する事である。規約は一方組合役員の權利、義務、責任を規定し、他方一般組合員の權利、義務、責任を述べる。更に、民主的に表明された組合員大衆の意志に基いて、組合員のために、發言し、行動する權能を組合指導者に與えるものである。

規約は組合の脊骨であつて、組合の性格を決定するうえに重要な役目をつとめるものであるから組合結成の最初から重要である。そこで日本の勞働組合員は、アメリカ其の他民主的な諸外國を研究して、民主的な勞働規約を理解し、日本勞働組合員の憧憬と希望を反映し、且つそれを成就し得るような規約をつくるようにしなければならない。

日本の新時代が民主的新憲法と新しい知識を要求しているように、勞働組合は、組合員大衆の利益を保證し乍ら、進歩的な產業平和をできるだけ增進するような民主的組合規約が必要なのである。

十八　むすび

日本の勞働運動は獨自の構成と組織を見出すべきであるが、こゝにのべた組織並に構成の基本的原則は、勞働組合を構成している人々——日本の勞働組合員——に奉仕する强力で、しつかりした獨立的な勞働組合建設に役立つであろう。

原則というものは、どこの國で採用されようと、それは原則であつて、それぞれの採用される狀態は國によつて異つてくるかも知れない。しかし、民主々義の根本原則は、普遍的に把握されるものである。そして、アメリカ及び自由な諸外國に適用し得ると同じ力で、日本にも適用しうるのである。

組合員大衆にこれらの原則をくりかへしくりかへし研究するように激勵する所以である。仲間と共にこれを討論して、その研究、討論、經驗に基いて、日本の勞働大衆に對する民主々義の學校として、本當に奉仕する民主的勞働組合を建設するよう切に希望するものである。

參考書

民主的勞働組合主義を完全に理解するたすけとなる日本語の參考書として、次のようなものがある

勞働組合主義「民主的勞働組合の建設」　GHQパンフレット集　東京都板橋區板橋十丁目一三八　明倫閣

團體交渉「團體交渉はどう行うべきか」　リチャード・デベラル　東京都千代田區神田駿河臺二丁目三　勞働民

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

主協會

組織と構成「勞働組合入門」松井七郎　勞働省

その他「勞働組合の教育活動」勞働省

附　錄

日本の讀者が間違い易い言葉を三三定義して思考の明確を期することにする。

支部組合（Local Union）——勞働組合の基本單位で一つの工場、製作所又は、雇用の地理的單位における勞働者の集りである。

民主的代表者（Democratic Representative）——多數決によつて選ばれた人で與えられた問題について、選んだ者のために發言したり、年次大會へ出席して、選擧人に代つて發言し、投票する者。

代議制民主主義（Representative Democracy）——政黨又は勞働組合を運營する制度であつて、全部の人に影響を及ぼす決議は、代表者と呼ばれる人々の多數決によつてなされる。この代表者は選擧人の多數決によつて選ばれ、選んだ人々の利益のために發言し、投票することを指令されている。

（Solidarity）——多數決決定に基いてきめられた原則についての一致がより發展したもので、これより或る一つの支部組合乃至全國組合の男女組合員は一つ又はそれ以上の問題について一致團結するのである。

勞働組合の一致團結（Tradeunion Solidarity）——勞働組合員各自が勞働組合主義の社會的、經濟的の根本哲學即ち團體交渉により得られたよりよい賃金、寛大な勞働時間、優秀な勞働條件等を受入れる時に、この勞働組合の

一致團結を得られるのである。

團結した行動（United Action）——勞働組合の勞働者はすべて、勞働組合の一致團結によつて、組合の目指すゴールに入ることが出來る。あらゆる問題に對して百パーセントの一致團結を得ることが出來れば、數千人の行動はあたかも一人の行動と同じになる。これを團結した行動というのである。

組合員大衆（Rank-and-File）——體操をしに整列した百人の支部組合員のことを考へてごらんなさい。前列にいようと、中列、後列にいようと各自は皆同じ權利と義務を持つている。又組合からうける特權も保護も同じである。誰が誰よりもよいということも惡いということもない。

多數決（Majority Vote）——決議を行う時、投票をする。その時擧手でも頭を算へても、名簿を呼んでも、又祕密投票にしても良い。組合員の多數決は團體全部の決議となる。

全國組合（National Union）——一職業又は一產業の組合。互に協力し保護し合うために全國的な組合を形成したいと希望する全支部組合を一つの全般的組織に統合したもの。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 083

組合連合、あるいは組合會議（Union Federation or Congress of Unions）――全國組合の集つたもので、全國組合の仕事を整合し、組合の强さ、勢力を增し、相互の保護を增大するために形成されたものである。

民主的手續――選擧、運營、審判其の他のやり方であつて、民主的に覆かれた規約の中に定められ、多數決によつて實行される。民主的手續の下では秘密協定や、勝手なふるまいは出來ないのである。

○○○
○○○

ねえ、佐藤君民主主義は下の方から徐々に盛り上つてくる、我々は皆、民主化が必要なんだ。

第二　勞働組合運動の組織と構成

まえがき

勞働組合は男女賃金勞働者の集りである。勞働者は使用者と團體交渉をするために組合を結成する。交渉の目的は、團體協約を締結して經營者と勞働者の權利義務を確認し、使用者と勞働者に關係のある賃金、時間等の勞働條件の詳細な基準を定めることである。

勞働組合の直接の目的は、立派な勞働協約を結びこれを實施することである。單位組合の終極的目的は、作業場でこれら勞働者の生活條件、勞働條件を向上させることである。

このことは、昭和二十一年十二月六日付「日本勞働組合に關する極東委員會の十六原則」中に「日本の勞働者が勞働條件を保護改善し、この目的をもつて勞資の交渉に參加し、または平和的、民主的日本の建設に團體として參加することは勿論、勞働者として正當なる勞働組合の利益を增進する目的をもつて、勞働組合を組織することを奬勵する」と述べられている。

一　民主々義の學校

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

極東委員會が「平和的、民主的日本の建設に團體として參加する」と述べていることを注意すべきである。確かに日本に於る勞働組合運動の機能の一つは、諸外國でなされて來たように、青年や男女に對する訓練の學校としてサービスをすることである。勞働組合が民主的な方法で運營され、組合員全體のために役立つならば、組合員各自は組合に參加することによつてものを考えたり、話したり、民主的な態度で行動することを學ぶようになる。

このパンフレットは勞働組合の組織形態を分析し、この形態の中にある勞働組合の内部組織を分析するのが目的である。

こゝで「形態」というのは勞働組合の形態のことである。組合の形の中で最も古いのは「職業別組合」であつて、大工、鉛管工、電氣工、料理人その他のように熟練した技術を要する熟練工又は職人だけでつくつているものである。職業別組合では、職人は何處に雇われようと、同じ職能或いは熟練を要する職業に携わる人々だけを代表し又は含んでいる組合に屬することになつている。こういう理由でこの種の型の組合は横斷的組合と呼ばれている。もう一つの組合の型は産業別組合である。この組合の基礎は勞働者の大部分が半熟練或は未熟練である大量生産々業である。

そこの同じ工場内で勞働者は毎日々々同じ課程の作業を行う。そして産業上の利害を一にしているのである。利害が同一であるという理由で、その産業内の勞働者全部を、一つの大きな組合に組織し

たのが産業別組合である。このようにして自動車勞働者、ゴム勞働者、鐵鋼勞働者、炭坑夫、ビール釀造勞働者、織物勞働者の産業別組合が各國に出來たのである。産業別組合主義の出現以來、産業別組合形態の變形が現われて來た。これを部門別産業別組合と稱することが出來るかもしれない。例えば、ある國の自動車勞働組合では、勞働者の技術の程度に基いて勞働組合の分化が起つて來た。例えば、自動車勞働者の産業別組合には、機具部と鑄型部、鑄造部がある。産業別の組合は一産業内の勞働者全部が純粋で簡單な組織として始められたものではあるが、運送部勞働者と高度技術を要する機具部や鑄造部の職工とは利害が同じでないことが經驗でわかつて來る。

會社の事務員と炭坑で働いている坑夫とは、職業上の利害が同じでないことが度々ある。こうして産業別組合内には徐々に部門が發達して來たのである。

近代産業勃興によつて職業別組合にもまた變形が起り、産業別組合の變形したものに近くなつて來ている。例えば、被服組合をみると、この組合は衣服勞働者全部を包含する組合であるが事實上職業別組合の連合體である。この中には裁斷師組合、ボタン製作者の組合その他が含まれている。その産業の熟練工はそれ〴〵の職業別組合をつくつているのであつて、これを職業別組合の産業別連合體と稱することが出來るかもしれない。新聞業の中にはまた別の型の連合體がある。編集關係の勞働者は高級な訓練を受けた專門勞働者である。植字工は高度の熟練を要する職業であり、新聞の發送をする

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

者は熟練を餘り必要としない勞働者である。多くの場合、新開業の中で餘り熟練を必要としない勞働者は、この勞働者同志で組合を作り、熟練工は熟練工でお互に職業別組合を作つている。記者や社說記者は共に、專門職型の組合を作る場合がある。しかし、それぞれの職業別組合、半熟練工組合や、專門職組合は一つにまとまつて使用者との團體交渉を行おうとするのである。各組合は、自主性をもちながらも交渉運動や、協約運動を一緒に行うために協議會に屬しているのである。この型の團體を勞働組合連合協議會と言つてよかろう。

二　どんな型の組合をつくればよいか

組合の組織形態はイデオロギー的概念の上に立つのではなくて、産業の性質によつて定められるものである。例えば一つの産業の中で數個の異つた職能がボートの操作にたづさわつているとする。全部の勞働者で一つの大きな産業別組合をつくることは大いに理論的な價値があり、統制力を發揮出來るかもしれないが、一方勞働者から言えば、大工と電氣工とは共通の問題を餘り持つていないのである。同樣に造船會社の事務員と造船所で働いている普通の勞働者とは餘り共通點がないのである。この問題を解決するものゝ一つは、未熟練、半熟練、專門勞働者のそれ〴〵の組合を作ることであつてそれ〴〵が別々に存在してもよいし、造船勞働者職業別組合連合會議として連合することも出來るの

である。また事務員部、普通の勞働者の部、その他のようないろ〳〵の部門を持つた産業別組合にすることも出來る。別の産業、例えば住宅建築業のような場合をとれば、タイル工は大工と違つた問題や利害關係をもつている。このような場合、最もよい組合組織の型は獨立の職業別組合であると勞働者が定めるかもしれない。また鐵道勞働者のような場合、機關手部、火夫部、保線部、運轉手部、事務員部を持つた一つの大きな鐵道勞働組合の結成を決定して、これに加えて通信部、電報部、スキッチ係部を設けることもある。また新開業では勞働者は産業別と職業別との混合した組織をとるように決定して、數個の專門職組合を職業別組合、半熟練工組合を作つて、これを職業別組合連合會議にまとめるのである。また數個の職業別組合をその産業全體に亘る新開勞働者の組合に組織しようとする場合もある。

これは丁度熟練した裁縫師が着物を女の人にきちんと合うように仕立てるのと同じように、組合もまた次の二つの間に答えられるような型に合せて作られるのである。

(一)　どんな型が一番勞働者の利益になるか。

(二)　組織されようとする産業または職業内で、どんな型のものが最もよく活動できるか。

イデオロギーばかりで産業別の組合を作ることは、經濟や産業機構や勞働者の職業の利害に向つて目を閉ぢるようなものである。感情又はイデオロギーによつて職業別組合を作ろうとするのも同じ誤

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

を侵すものである。組合は型に合わせて作られるものである。

勞働者の最善の利益を圖るように組合の型を撰擇しなかつたならば、時がたつにつれていろ〳〵のことが出てくるようになり、内部鬪爭が起つて來る。全映畫勞働者組合では高級な專門技術をもつた監督は、舞臺のセットを動かす人々と爭を始めるかもしれない。又カメラマンは電氣工と喧嘩してその結果は内部鬪爭を起し、遂には組合の分裂を起すことになる。勞働者の必要にあうように、又その産業の性質に適するように組合を仕立てることは重要であるから、そのために勞働者は自分達の組合や、必要なことや、産業の型について徹底的に研究をしなければならない。そのような合理的研究に基いて、自分の産業又は職業でどの型の組合が最も役に立つかについて熟慮の上決定を加えるのである。

三　本質的な目的

組合の一般的な目的は勞働者へのサービスである。その本質的な目的は團體交渉を上手に行うと同時に、民主々義を前進させることである。撰擇された組合型は、試練にあわなくてはならない。この撰擇した組合形態は團體交渉に利益を與えるか？　組合員は活潑であるか、また彼等は民主的に問題を解決する方法を見出しているかということを尋ねて答が「イエス」であれば組合は上手に作られているのである。又「ノー」の答の時は組合の形態が組合員のために組合本來の目的を達することをさ

またげているのである。そういう時は自分の利益を最もよく增進するために組合の形態をどのようにかえたらよいかということについて相談しなければならない。

四　組合の組織

最初の問題は組合の形態である。産業別か職業別か、職業別連合會議か、部門別を持つた産業別組合か、この決定は基本的なものですべての問題に先立つものである。

しかしながら一度び組合形態が決定したならば、次の問題は、組合をどう組織するかである。先ずイギリス、フランス、イタリー、スウェーデン、アメリカに大體共通な定義を少しばかりしてみよう。

單位組合（支部組合を含む）Local Union は一般に勞働の行われるある一定の場所につくられた組合であつて、鑛山、工場、鐵道停車場、學校、船舶、その他産業別でも職業別でもこの一單位はこれに入れることが出來よう。

全國組合（National Union）

同一産業又は職業内にある支部組合の連合體である。

全國組合連合體（National Union Federation）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

一つの上級連合體を希望する全國組合の集つたものである。これは全國的な組合の最上級の型である。

職業別組合の産業別連合組合

地區協議會とは市町村又はその他の小地域の同一全國組合連合體の職業別又は産業別單位組合の連合體を言う。

洲又は縣協議會とは同一全國組合連合體傘下のすべての組合が一つの州（又は縣）全體にわたつて組織されている連合體を言う。

連合協議會とは全國的、縣別、又は地方別の基礎の上にある一つの産業内にある職業別組合又は産業別組合が連合してできたものを言う。

五　根本的原理

すべての民主的國家の憲法の根本原理は究極の權力は國民にあるということである。國民は直接に又は自分達の代表者を通じて憲法を作成し、又は承認してより高い團體に一定の權限をあたえている。

かくてアメリカでは合衆國の國民は合衆國政府に一定の權限をあたえる基本憲法を起草し承認して來た。この原理は民主的政府の全理論を裏ずけているものである

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

から重要である。如何なる場合にも國民は自分達の政府に對して國内の平和を增進し、國家を防衛し全國民の一般的福利を增進し、國民の完全な統合をはかり、すべての人に正義を確立し、國民に自由と繁榮を齎すための權限を附與している。あらゆる民主的國家の憲法は、國民は一定の手續により、彼等の政府の構成を變更、修正することが出來ると言うことを規定している。卽ち、政府は國民の創造物であつて、全體主義國家におけるように、政府が國民をつくり出すのではない。

國民が憲法によりあたえられた權限で政府を創り出したのであるから、政府は國民の忠僕であり、忠僕であらねばならない。

民主的政府の第二の關連した原理は如何なる團體も自分で問題を取り扱うことが出來る場合は、より上位の團體に權限をあたえるべきではないと言うことである。卽ち國民は出來るだけ自分達で處理し、全國民の共通の利益に關する場合に限つて政府に權限を附與するのである。

もし國民が彼等の政府に法律を施行する權限をあたえることを拒絕し、國民一人々々が自分で法律を施行しようとしたなら、無政府と無秩序の狀態となつてしまうことは明白である。それでより上級の團體に權限を附與する場合には次のことを愼重に考えて見なくてはならない。卽ち國民が自分達でする方がもつとよく出來るかどうか、又國民はその機能が行われることを望んでいるかどうかと言う點である。

民主々義の民主々義たる所以はこの權限の委任にある。全體的の權限が不必要に國家の政府にあたえられている場合は、全體主義的または獨裁的政府えの道がひらけていると言えよう。國民が彼等の政府に充分な權限をあたえない場合は、無政府狀態への道が開かれる。民主々義は兩者の間の中庸の道を見出すことにある。

六　勞働組合の民主々義

これ等と同じ原則が根本的な勞働組合の民主々義にもあてはまる。勞働組合運動の一番土臺となる單位は單位組合である。單位組合は家庭生活に於ける家族に相當する。單位組合はその上級組合に一定の權限をあたえているが、自分の組合員のために働くため出來るだけの權限をそれ自身の手にとどめている。權限の附與は規約によつてなされ、その規約は組合員が望む場合は一定の手續を經て變更することが出來る。

更に單位組合員は出來るだけのことは自分達自身で行おうとする。しかし、自分達で適當に解決出來ない事柄に關しては、上級團體にそれを行う權限をあたえる。

このように、政府の場合と同樣に、全國組合や全國組合の連合體は支部組合の忠僕である。これ等は單位組合の用を足すため、又この構成員である數個の單位組合の利益を增進するため構成されたも

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

のである。全國組合や全國組合連合體が、單位組合を支配してしまう時は、組合員のための忠僕として役に立たなくなり、全體主義、組合獨裁主義への道を開くものとなる。

七　單位組合の自主性

故に民主的國家における勞働組合は、全組合員の權利と特權を保護するために、愼重に書かれた規約を作成することを主張する。單位組合の規約は組合員の多數の希望や要求を反映した文書である。

單位組合の規約は、組合の目的、組合員の權利と義務、役員の種類と職務、單位組合委員會の種類と職務、單位組合の財政、組合大會の議事順序を書いておくべきである。

又單位組合規約は詳細に、あまりよくないと思われたり、不正直だと思われたりした役員の更迭の手續を書いておかねばならない。又組合規約を破つた組合員を民主的に審問する方法も詳細に書かれねばならない。規約によつて、その組合の役員と組合員の自由及び民主的權利が保證されねばならない。

民主的な單位組合は、自身で出來ることは、常に出來るだけ自分達でなさなければならない。單位組合は、全國的な協定の場合以外は、團體交渉と言う基本的な活動を行い、出來たら使用者との間の協約を自分達で締結する。

單位組合は、その上級組合から出來るだけ最低限の干渉しか受けないで、自分達自身の內部の活動を行う。この原理は、自主的活動の原理と言われる。單位組合は出來るだけのことを自分達が行つていてこそ、責任ある完全な民主的團體として活動しているといえるのである。

八　相對的原理

自主性の原理は相對的なものであつて絕對的なものではない。もし絕對的なものであるなら、單位組合より上級の結合體の存在は矛盾したものとなる。もつとくわしく言えば自主性の原理は、その單位組合獨特の活動分野においてのみ、單位組合は自主的でなければならぬと言うことである。もし全國組合にある一定の權限をあたえた場合には、その點に關しては自主的ではない。このように全國組合は單位組合の帳簿を檢査する權限をあたえられることもある。その場合單位組合はその檢査を拒むことは出來ない。それでこの點では自主的ではない。

同じようにある產業ではその性質上、單位組合による團體交渉が實際上不可能で望ましくない場合がある。そのような場合には、全國組合が、產業全體にわたる交渉を行うがよい。この點において、單位組合はまた自主的ではない。正常な交渉機關が全國的な機關である場合のみ、全產業にわたる交渉と言われる。日本におけるこの例は運輸省にも遞信省にも見出される。こゝでは產業の性質上、賃

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

金その他の全國的問題に關して上部において全國組合による産業全般にわたる交渉を必要とする。そして多分、單位組合は地方的な就業規則とか、地域的な賃金差の問題に關してのみ自主的に交渉する。

九　單位組合の役員

支部組合役員は全組合員により秘密投票によつて選出された人達でなくてはならない。一度選出されたら、彼等は、支部組合規約の規定による叱責のため、やめさせられない限り、その任期の終るまで勤める。支部組合役員の職務は、全組合員男子、女子、青年の出席する定時組合大會において多數投票によりきめられた一般組合員の要求をみたすことである。時により支部組合役員は一般組合員と意見が一致しないかもしれない。しかし一度一般組合員の投票により決められた以上、役員はそれに從わねばならない。彼等は一般組合員の主人であるよりは、むしろ一般組合員により選ばれた忠僕である。

十　單位組合の活動

民主的組合では、支部組合の色々な活動は、小數の支部の人達の考えのみで行われるものではない。民主々義は一つの團體に於てそれに屬する人すべてに、その活動に參加することを要求する。故

に民主的勞働組合は、組合員を、調査、教育、その他支部組合の必要とする仕事を行う種々の委員會を組織する。

これ等の委員會の職務や權限は、支部組合の規約中にはつきり書いておかねばならない。それ〴〵の委員會に數人の組合員を置くことにより、組合員のすべてが組合の活動のどれかに責任を持つことになる。委員會はそれぞれの委員長を選出する。そして普通は月一回開かれる組合の定時大會毎に、委員長は全組合員に報告する。

役員や委員會により提出された報告は、組合員の承認を得て正式の組合活動または政策として取り上げられる。

民主的組合では、委員の數はその組合の活動次第できめられる。協約委員會は、勞働協約の期限の切れる前に、要求の草案を準備する責任を持つ。

教育委員會は教育活動を行う。

調査委員會は他の工場における賃金率を調査したり、廣く産業界や國の經濟的の狀態を研究したりする。

食料配給委員會は、配給制度に氣を付け、組合員に對して遲配、不正配給、その他の困難な問題を知らせる。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

生計費委員會は、勞働者の實際の平均生計費をきめるため、その地方の自由市場の價格や公定價格を毎週しらべる。

文化部は、社會的な事業や文化活動を行う。

婦人部は、婦人をよい組合員として教育するための特別の講習會等を開く。

政治活動委員會は、政治上の動靜を組合員に知らせるため、地域的の、縣内の、また全國的の政治と接觸を保ち、それらの情勢に對しどういう行動を取つたらよいかを勸告する。

言いかえれば單位組合は、注意を要する問題や活動に關して出來る限りの委員會を設置する。委員會の委員は出來るだけ多くして、すべての委員會に、若い人も男も女も委員として入つているようにする。

委員會制度は單位組合が組合幹部のものでなく、一般組合員のものであると言う原則の上に成り立つている。單位組合が一般組合員のものであるからには、一般組合員は實際の仕事の大部分を受持つて行かねばならない。種々の委員會は大會と大會の間に、それぞれ關係のある問題を討議するためい〳〵の家で會合する。しかし月々の組合定時大會では、委員達は組合員として出席し、すべての委員會の種々の報告を聽く。そして民主的な投票により、どうゆうことをするか、どういうことをしてはいけないかを決める。

十一　强固な單位組合

民主的單位組合の自主性にとつてかくべからざるものは、その組合が組合員によつて運營しきれないほど大きなものであつてはならないと言う原則である。

時に譯のわからぬ人達は種々の都市にある色々の結合體をあわせて一つの單位組合を作ろうとしたり、ある一つの地方に別々に會議を開く小さな結合體を一つにして單位組合を組織しようとくわだてる。この場合組合員達は一しょに會合を開くことが出來ないため、組合を運營する代議員を選ばなくてはならない。すべての代議員達が忠實に仕事をする場合には、それでもうまく行く。しかし民主的社會では、こういうことをしてはいけない。地理的にせよ、何にせよ、單位組合を分けてしまつて、その組合員がしばしば全部集つて共通の問題を話し合つたり、組合役員に取らせる政策をきめたりすることが出來ないようなことにしてしまつてはいけない。もし支部組合がそんな具合に作られていれば、民主的に統御され得るように更に數個の單位組合に分けられねばならない。

日本の勞働組合に對する極東委員會の十六原則は「日本に於ける將來の勞働組合活動としては、强固な單位組合を基礎とすることが重要であることを强調すべきである」ということを述べているのである。

組合が全國的にどんな仕事をなし遂げようと、國際的にどんなに立派に勞働者が協力しようと、單位組合が强固な基礎の上に立ち、その組合員が何等かの組合活動に參加しているのでなければ、勞働組合運動は、民主的社會に於けるその基本的な組合の機能を遂行しているとは言われない。それで組合員のめいめいが民主的な方法で考え、活動し、物を言う、民主々義の學校として活動してこそ、組合はその機能を遂行していると言われるのである。

十二　單位組合の財政

單位組合は一般組合員のものであるから、組合の經費は組合員が支拂うべきであるということは當然である。政府であれ、私企業であれ、使用者に組合の經費を支拂つてくれるよう要求することは不健全であり、非合理的であり、また封建的である。自主的な勞働組合は自分達の足で立ち、自分自身の經費は自分でまかなう。小さな單位組合では、役員達は、組合の仕事を夜間とか週末とか、自分達の時間に行う。

就業時間中に會社と交渉したり、その他の組合活動を行わねばならない時は、組合員はそれ等の役

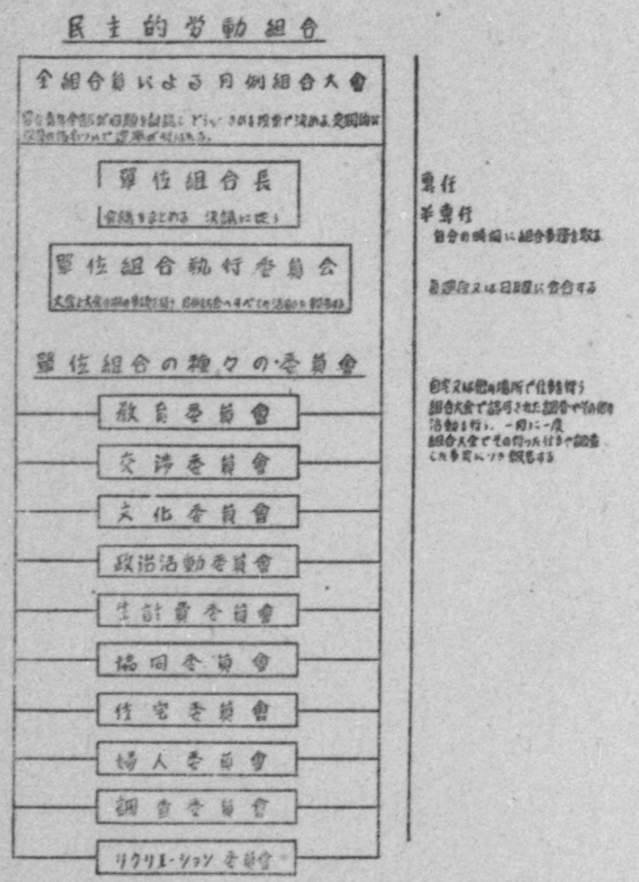

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OKS

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OKS

員のパートタイムの給料を支拂い、同時に彼等の費用を支拂うに十分な組合費を拂わねばならない。もつと大きな單位組合で、役員達が溢山の組合事務を見なくてはならない所では、組合は組合事務に專任している間、役員達の費用とその專任としての俸給を支拂うよう用意していなくてはならない。

人々が自分達の金を拂つてやつている事に個人的な關心を示すのはあたり前のことである。もし民間の會社や政府が組合に資金を提供しているとしたら、組合員は自分達の組合のことにそれほど關心を示さないであらう。組合員も役員も無責任になるだらう。組合の全ての經費を拂ふために十分なお金を彼等が用意していなければならないとしたら、役員達は勞働者である從業員のため一生懸命働くであらうし、組合員は彼等の組合の運營にもつと熱心な關心を示すであらう。

極東委員會の十六原則は率直に使用者は組合に資金を提供することは出來ないと述べてゐる。如何なる民主的國家においても、組合が使用者に對し資金の提供を要求しているところがないのは事實である。

十三　月例單位組合大會

民主的な勞働組合は就業時間外に、組合の事業を運營するため、しばしば會合を開く。普通は、民主的組合は月に一度會議を開く。會議が正當に運營されれば、月一度の大會で充分である。臨時大會

が必要な場合は一週間ほど前にその議題を知らせるのが普通である。そして大會はその特別の目的だけのために開かれる。

月例大會の運營は單位組合の規約に書かれた議事日程表によつて行われる。組合大會は出來るだけ早く決められた手續に從つて運營されなければならない。民主的な勞働組合では、少數者が議事進行をおくらせ、大多數の組合員が家え歸つた後で投票を取るということを防ぐため、閉會時間をはつきりきめておく場合がしばしばある。

大會のひらかれている間は全ての討議は議事法に從つて行われる。そして議事法に從うことを拒む人は誰でも、違犯として會議から追い出される。かうして少數者に叫んだり、その他組合大會を混亂させるようなことをさせないようにする。また組合員を組合内部のフラク活動や秘密のコーカスから保護する。もし組合大會が議事日程表に從つて運營され、議事法に從うなら、組合事務は非常に早く行われる。組合大會に二時間以上も必要な場合は、議長と組合員とが、議事法と民主的な手續について研究を始めなくてはならないと言うことを示している。

十四　單位組合の民主々義

單位組合大會の運營において議長は交通巡査の役目をする。議長は會議が議事日程表通り行われる

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

よう氣を付ける。

もし誰かが議事法に從わなかつたら、議長は彼等に秩序を亂していることを告げる。よい議長は時々色々の事柄に關して自分自身の意見をのべてもよい。しかし彼の本來の任務は、全組合員が彼等の意見をのべる同等な十分な機會をもつことができるように會議を運んでゆくことである。もし議長が長い演說で會議を支配してしまつたら、多分彼をあらためさせねばならない。そしてもしそれでも彼がやり方をなほさなかつたら、次の定時大會で新しい議長を選ぶがよい。

十五　協約の履行

月例組合大會では、單位組合で行う苦情處理以外の組合事務を扱う。苦情處理の目的のためには、フランス、イギリス、アメリカの組合では職場委員と言う役員と別の組織を持つている。これ等の男女職場委員は、鑛山、事業場、工場等のそれ〴〵の職場内で勞働者の一團から選擧される。そして彼等の任務は協約が毎日履行されているかどうかを見ることである。彼等は普通一日に二、三時間、一週間に二、三日、工場の支配人と會見し、彼等の職場内の苦情や、提言や、協約違反の報告などについて支配人と話し合う。彼等は工場内で會見するのであるし、毎週わずかな時間に會見するだけなので、彼等の給料は會社で支拂われる。彼等は大部分の時間を會社の爲にきまつた仕事をして過すから

である。これ等の職場委員によつて解決されない問題は、會社と組合との間の協約によつて設けられている苦情處理機關を通して、より上級の役員の所え持つて行かれる。

このようにして、民主的に選出された組合役員や委員會や、職場委員制度や、又單位組合の月例組合大會によつて全組合員が、彼等の組合の運營に參加するのである。毎週毎週、全組合員が活潑に活動しているような組合は、しつかりした根を持ち、强固な基礎を持ち、眞の組合共同責任を持つているものと言える。

十六　上級組織

さて、この以上の單位組合が同一職業または產業内で組織された場合、すぐに彼等は一緒に團結することにより、もつともよく解決出來る共通の問題を持つていることに氣が付く。彼等は勞働關係の法律家か、熟練した組合組織者のたすけを必要とする。彼等は組合員のためになる教育資料を必要とする。又團體交渉において助けとなる一定の經濟的調査が必要となる。彼等は又單位組合の政治活動を調整するより上級の機關を必要とする。

十七　全國組合組織

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

同一職業または産業内における數個の單位組合にとつて、このような調整とか、仕事が必要となつた時、全國組合が生れる。全國組合も單位組合と共に、一般組合員の所産である。一般組合員のために働くため組織されたものである。全國組合にあたえられた權限はその全國組合を形成している支部組合の一般組合員によりあたえられているものである。全國組合の權限は、その組合のために認められた規約の中にはつきり書かれていなくてはならない。その規約にははつきりと詳細に全國組合の役員の義務と權利を規定しておく。組合に加入出來る人達を規定し、執行委員會の委員の義務、俸給、選擧について書き、大會は何時開催するか、どのようにして開催するか、又大會の議事日程表をも書いておく。又役員の審問に際して取るべき手續や、彼等の除名のための民主的な手續をも規定しておく。要するに、全國組合は、單位組合が全國組合に一定の權限をあたえると同時に、その自主性を持つことを保證する。このように組合役員は、全組合員のために働く權限をあたえられているが、同時に、彼等の活動には制限が附されている。

十八　全國大會

民主的な全國組合は普通一年に一度大會を開き、その大會にはすべての支部組合から民主的に選出された代議員が集つて來る。

大會の目的は、役員の報告を受け、組合規約を修正し、來年度の基本的な政策決議を採用し、その他代議員達が全國組合を正常に運營して行くために必要だと思う活動を行うことである。時には代議員が全國組合の役員の選出や、再選を行う權利を持つている場合もあるが、代議員はただ役員の候補者の指名を行う權利だけしか持つていない場合もある。この場合、全國組合の役員の選擧の問題は、全組合員——全國中の單位組合の青年男女全部——による一般投票にかけられる。

大會において、多數投票により採用された組合の基本的政策は、新役員に對する命令であり政策である。彼等は臨時特別大會を招集せずに、これ等の基本的政策を違えたり、變えたりすることは出來ない。もし彼等が大會において樹立された政策に反對の聲明をなしたり、行動を行つたりした時は、審問や、除名手續により、その職からやめさせることも出來る。

十九　全國組合の部

全國組合は一定の産業や職業における職業別、又は産業別單位組合の團體の頭となるものであるから、全組合運動における最も强固な要素の一つを代表する。同じようにその特質上、支部組合に出來るだけの援助をあたえるよう要求される。大會ではどのような部を創設するかをきめ、どういう仕事をするかを詳細にきめる。多數の組合には組織部がある。組織部は、まだ組織されていない工場へ男

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

女の組織員を送る。教育部は書籍、パンフレット、ポスター、紙芝居、シネマ、その他支部組合のために有益な資料を取り揃える。また夏季大學、勞働學校、その他支部の組合役員のための學校等を開催する。調査部は、産業界の經濟的動靜や一般的な經濟狀況を絶えず研究し、支部組合がより有利な勞働協約を結ぶ手助をする。法律部は、勞働爭議の際支部組合をたすけ、協約の字句を提案し、新しい勞働法規の解釋を行い、全國組合と支部組合のためすべての法律的な仕事を行う。政治活動部は全議員がどういう投票を行つたかを記錄し、支部組合の意見を立法に反映し、選擧の時に選擧公報、ポスターその他の資料を支部組合のため用意する。婦人部は婦人に獨特の問題を研究し、支部組合の婦人委員會のためにどういう活動を行うかを教える。

こゝで再び、サービスとしての機能が强調されなくてはならない。全國組合の種々の部は、支部組合にサービスするために存在する。彼等は命令を發するのではない。彼等は、一般組合員の希望とはなれた宣傳活動を行うものではない。各部長は大會の度毎に報告をしたくてはならない。そしてもし一般組合員の指令を實行しなかつた場合には、その職をやめさせられる。

全國組合は勞働組合運動を擴張し强固なものとするため、廣い權限をあたえられている。しかし愼重に書かれた組合規約や、特別の大會決議により、全國組合の役員や、部は一般組合員に統御されている。

全國組合は支部組合より資金の提供を受けている。各支部組合は毎月全國組合に、支部組合の組合

員數に應じて頭割組合費と呼ばれる一定の額をおさめる。外國の組合の例では、その額は支部組合費の二割五分から七割五分位までである。アメリカでは、支部組合が組合費の大部分を手許に殘し、全國組合のための資金として平均約四割を送るのが習慣となつている。

二十　團體交渉の問題

單位組合の自主性の原則に從い、單位組合はしばしば自分達で團體交渉を行う。自分達の協約を自分達で締結する。ストライキに入ろうとする時は、過半數のストライキ投票により、支部組合員がそれを決める。民主的國家では、全國組合長がストライキに入ることをきめることはしない。全國組合が關係するとすれば、それはストライキを正當と認めストライキに入つている人達に資金と援助をあたえることだけである。

しかしある産業では支部組合による團體交渉が不可能であつたり、望ましくなかつたりする場合がある。よく統合された企業や、全國的の企業では、しばしば支部組合は連合團體として交渉する。しかしこゝでも又、支部組合自主性の原則に從う。全勞働者を代表する全國組合交渉委員會は、賃金、一般的の勞働時間、苦情處理機關、その他の一般的の協約規程等の地方的に限られていない問題についてのみ交渉を行う。この産業全體にわたる協約は、根幹協約と呼ばれている。それから、各支部組

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

合は詳細な勞働條件や、支部組合員達がそれ以上の保護のため必要と思うその他の特別の條件について地方的に交渉を行う。これらの支部組合によつて結ばれた協約は補助協約と呼ばれる。この二つの協約は共にすべての支部組合の一つ〳〵にとつて基本的な勞働協約となる。もし上部の交渉が平和な解決に到らない場合には、交渉委員會は調停や斡旋等出來る限りの解決の方法を講じてから、組合員に實情について完全な聲明を發する。各支部組合はそれから秘密投票により、ストライキ投票を行う。もし全國組合の組合員の大多數がストライキに對して賛成と投票すれば、全國組合の指導者はストライキをすると言つて脅すことも出來、必要ならストライキに入ることも出來る。しかし繰り返していうが、上級組合の指導者は支部組合に於る一般組合員の同意と認可を前以て得なくては、どんな行動もとることはできない。

二十一　全國組合の連合體

さて、今度は民主的國家の全國的勞働運動に見出される最上級の結合體——アメリカのC・I・Oや A・F・L、イギリスのB・T・U・C（英國勞働組合會議）や、フランスのC・G・Tや「勞働の力」のような全國組合連合體について論ずる番である。

上級連合體は提携して活動しようと欲する全國組合により結成されている。大多數の民主的國家にありては、上級連合體が主に同格の機關であると言うことは注目に價する。その財政の基礎は全國組

合のそれよりも普通は小さい。そしてその仕事も全國組合の仕事程熱心なものではない。

上級連合體は全國組合とそれぞれの組合員から規約文書によりその權限をあたえられている。そしてその規約には、上級連合體の構造、權利、義務、責任等が明白に大略のべられてある。上級連合體は個々の全國組合が自分自身で處理出來ぬ事柄を取り扱うため結成される。全國組合は大抵その大會を全國組合連合體よりも先に開く。それで代議員が全國組合連合體に送られて會議を開く時には、彼等は既に一般組合から、來年度の新しい命令や政策を受け取つている。上級連合體は規約や大會の決議によつて認められていないことはどんなことも命令したり、許可したりすることは出來ない。事實、支部組合が正當な自主性を主張すると同じように、全國組合は正當な自主性を保持しようとする。勞働組合の仕事の負擔は、通常强固な人員の揃つた力强い奉仕團體である全國組合が負う。上級連合體の役員は、調査事業を行つたり、新聞や一般的なことを知らせる雜誌を發行したり、全國組合の指圖に從つて政治活動を行つたりして、全國組合のための奉仕に專念する。

新しい產業で組合が組織されようとしたり、一定の地方で組合が組織されようとする場合、上級連合體は、特別の組織運動を起すよう命令されることもある。

團體交渉に關しては、普通は支部組合か全國組合が行う。上級連合體役員は、たゞ要求された時だけ介入する。そして彼等の役目は、持ち上つたある一定の交渉なり紛爭なりに、全連合體の威信と權

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

力を示すことである。どんな場合にも、上級連合體役員は、自分自身で新しい政策を樹てることを許されていないし、またストライキを起したり、その他支部組合の一般組合員に命令を下したりすることも許されない。

全國組合の間に紛爭が起つた場合は、上級連合體役員は、斡旋者または仲裁者として働くのが普通であり、彼等の職務は諮問的性質のものであり、その效力は道義的なものである。上級連合體の全國大會は、政治活動計畫や、全國的の問題や、國際的の問題に全國組合の連帶政策を樹立するために、役に立つ。役員は全國組合の代議員による直接秘密投票によつて選出される。

二十二　州又は縣協議會

各全國組合連合體の内に、州又は縣協議會か州又は縣内の同一連合體傘下組合の全部の支部組合により結成される。

縣協議會の權限は、單に諮問機關であり、支部組合のために、政治活動計畫や、教育活動等の仕事を奉仕し、縣全體にわたる問題に關して支部組合の代辯者として働くことにだけ制限される。縣協議會は通常、月一回大會を開き、傘下の各組合から代議員が出席し、役員達は代議員の多數投票により、どういうことを行つたり、言つたりすべきかを指令される。

勞働組合運動の問題の大部分は、支部組合自身或いは關係全國組合により取り扱われるので、縣協議會は主に連絡體として奉仕する。それはストライキを命令することも出來ないし支部組合の政策と異つた政策をつくり出すことも出來ない。そして役員はたゞ縣内の支部組合員のために奉仕するだけである。

二十三　民主的ピラミット

民主的政府に於ける場合と同樣、勞働組合運動の構成は、ピラミットに例えられよう。一番底部は、勞働組合運動の根本の權力を有し、勞働組合の毎日の仕事の大部分を行う支部組合である。支部組合を助けるものに縣又は州協議會がある。支部組合と縣協議會を助け、愼重にきめられた權限をあたえられているのが全國組合である。そして組合運動の最上部には愼重にきめられた權限をあたえられた上級連合體又は全國組合連合體がある。

本來全ての勞働組合活動は下から始る。支部組合は出來るだけの仕事は自分で行い、たゞ自分だけで處理出來ない仕事だけを上部團體に廻すのである。上級團體は、下部團體から特別に權限をあたえられた時だけ活動する。もし支部組合が、勞働組合運動を自由な民主的なものにしておこうとするなら、この順序やこの關係は保たれる。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

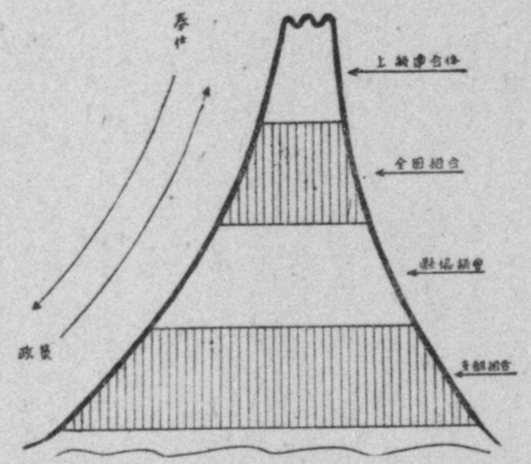

全體主義體系にあつては、上部が完全なる主人である。全ての下位結合體は主人の意志に從わねばならない。全ての下位團體は、單に指導者に從うためにだけ存在する。

民主的な勞働組合構成は、支部組合が强固で力强く、組合員が常に彼等の組合の運營に參加し、勞働者の教育が活潑に聰明に行われていてはじめて得られるものである。

よく目を開いている一般組合員は勞働運動を統御することが出來る。何も知らず、非活動的な一般組合員は、ただ自分勝手に指導者となつた權力ある人達の命令や、要求を諾々と聞き入れる烏合の衆となつてしまう。

二十四　國際連合體

全國的な組合の形態の他に、多年にわたり、いわゆる勞働者の國際團體が存在してゐる。かなり古くからある團體は、IFTU(國際勞働組合連合)と、ILO(國際勞働機關)である。IFTUは數種の

國際運輸從業員組合連合會のような産業別又は産業別の全國組合や、全國組合連合會よりなつている。ILOはその組合員を各國からたつた一つの主要組合連合體に制限している。そして正式に國際連合の一部となつてゐる。最近出來た團體には、WFTU(世界勞連)がある。これは一九四五年に結成され、一國につき一組合連合體に制限している。—

註

更にくわしく知り度いと思う組合員は左記の日本語の出版物を讀まれたい。

「職場委員の義務」 經濟科學局勞働課、R・デベラル著。日本語版、總信省經務局勞務課發行、無料
「勞働協約と團體交渉」 松井七郎著　神田區神保町二ノ二　嚴松堂發行　二十五圓
「アメリカ C・I・O、A・F・Lの歴史」 東京都港區芝公園六　中央勞働學園發行　十圓
「アメリカの勞働運動」 フランシス・J・ハアス著　東京都杉並區八成町九〇　ドン・ボスコ出版社發行　四圓
「民主的勞働組合主義」 E・S・S　勞働課　R・デベラル著
千代田區神田錦河臺二ノ三　勞働民主協會發行　五圓
「アメリカ A・F・L　C・I・O の規約」 勞働省勞政局調査課發行　二〇圓
「アメリカの全國組合規約」 勞働省發行　六十五圓
「民主的勞働組合の原則と勞働組合學校」 E・S・S　勞働課、R・デベラル著
東京神田、教育會館、社會教育連盟發行　七圓

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

第三　勞働組合民主化闘爭

序

勞働組合員が勞働組合内に民主主義をうちたてる闘爭は、大會が開催された時や規約が制定された時や、代議員が大會の經過を報告しに支部組合に歸つた時に成就されるものではない。

反對に世界中の勞働組合の經驗によると、組合民主主義はなお成長の過程にあると云うことが分る。それは民主主義を樹立しようとする運動及び民主主義を擁護しようとする對抗行爲の結果である。それは試練と時折の成功につずられた歴史である。何故なら組合員が闘爭をやめ「これで我々の組合は完全に民主主義になつた」と云つた瞬間にもう他の勢力があらわれて、折角完成された民主主義をくずそうとし始めるからで、民主的國家に於ては、新らしい世代を背負う者はみな民主主義を擁護し又それを新らしくかち得なければならぬのである。それは民主主義が一度樹立されたからと云つて、絶えず續くものでないからである。

民主的勞働組合運動の眞髄は、一般組合員の經驗と聰明な理解の中にあることは自明のことである。幾ら立派な民主的な組合規約であつてもそれだけでは完全な民主主義を保障することにはならな

い。

民主的勞働組合主義は、一般組合員が、日々の經驗と絶えざる勞働者教育により、自分達の勞働組合を、自分達の望む通りに、管理し、經營することを學ぶにつれて成長して行くものである。

「日本の勞働組合に對する極東委員會十六原則」は「勞働組合は勞働者自身による民主的な自己表明、及び創意により組織されなければならない。雇主は勞働組合の組織又は運動に參加し、または之に賃金を提供することを得ない」と述べ、更に「勞働組合の役員ならびにその常任委員會は關係勞働者により秘密投票その他の民主的方法により選出されなければならない。勞働組合の全役員が一定の期間に於て民主的に選出され、かつその全活動が民主的に行われることを保證するのは勞働組合の責任である」と說いている。

又十六原則は「日本には……軍國主義的，超國家的，獨裁的又はその他の全體主義的意圖を持つた新たな勞働者の團體はいかなるものも組織することを許されない」と述べている。

このパンフレットの目的は、第一に世界中の民主的勞働組合内部に活動している全體主義的勢力のいろ〳〵な型を分析し、次いで民主的勞働組合員が種々の假面をかぶつて現れる全體主義の攻撃を如何にして打ち破るべきかを一般組合員に提示することである。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

一　組合の善用、惡用

一般組合員は勞働組合運動が社會改革又は社會福祉のための力强い武器ともなり、民主主義を破壞し、野蕃な獨裁主義や勞働ボス主義を打ち樹てるに革命的武器ともなり得るのだということを、よく理解していなくてはならない。正當に用ひられた時は、組合運動は積極的に經濟的に向上に寄與する。若し全體主義者に惡用されたり、自己的な利益のために用いられた時には經濟を破滅に陷入れるための重要な役割をなすことになり、又國家滅亡をもたらすものとなる。

總じて一般組合員は自分達の破滅をもたらす二つの主要な組合惡用の場合をよく知つておく必要がある。そしてこれから述べられることはみな、フランス、アメリカ、イギリスの勞働運動及び他の國國の民主的勞働組合運動の經驗から出たものである。いずれの場合にも、一般組合員の無智と組合經營に對する關心の缺如から組合が公然と惡用されたものである。兩方の場合とも惡い目的のため良い物を私利のために利用することであり、俗な言葉で云えば組合あらしの一種である。

組合あらしは共に、非民主的行爲、詐欺、個人誹謗及び秘密工作をつかつてなされる。

一つは金錢めあての組合あらしであり、他は權力めあての組合あらしである。兩方共同じ程の害毒を及ぼすものである。

二　金錢めあての組合あらし

千人の從業員を有する工場における組合結成の場合について考えて見よう。從業員の多くは勞働組合主義の意義を知つていないが、彼等の勞働條件改善についての關心は持つている。

例えばその組合内に闇を行う——一生懸命働かないが金を得ようとする人達があるとする。組合が結成されるとそういう連中は主な會合に出席して色々かぎ出そうとする。

それ等の連中の一人は闇屋又は親分である。

ある夜、こつそり彼は友達を呼び込み、次のような事をいう「この新らしい組合という奴は實にいい鴨さ、もし我々が役員になつたらね、大いに金が作れるというものさ。だが殘念なことに組合長には正直な男が選ばれてしまつたよ、まずこの組合長をやめさせて、この馬鹿げた民主主義つていうさわぎをやめさせなくちゃいけないよ」

三　コーカス

この組合あらしの一群は計畫を樹てるためにこつそり會合を始める。この小さなグループの秘密會議はコーカスと呼ばれる。すなわちそれは徒黨指導者の會議なのである。コーカスは組合會議に先立

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

つて開かれる。陰謀が仕組まれ、コーカスのメンバーはそれぞれ特別の使命をあたえられる。多分コーカスは次の組合大會で組合長の正直を攻撃しようと決める。コーカスのメンバーAはある使命をさずかり、メンバーBは他の使命を、というように手筈が決められる。

組合大會が開かれ、一般組合員は慣例の組合の色々の事項について相談する積りで集つて來る。組合員は何の計畫も樹てゝない。彼等はコーカスの陰謀については何も知つていない。しばらくしてコーカスのメンバーAが立ち上り、眞の組合指導者の資格について短い演説を行う。次に、メンバーBが立ち上り彼等の組合長は、不道德であり、不正直だと云う。メンバーCが續いて立ち上り、同じような演説をする。この頃になると一般組合員はお互同志さゝやき合い組合長自身もこれは一體どうしたものかと考える。

コーカスの大將であるDが次いで立ち上り、組合長を止めさせるかどうか投票で決めようと叫ぶ。一般組合員はお互に云い合う。「あ、さうか、何かよくないことがあるな、組合長があんな不正直な惡い奴だとは知らなかつたよ……」

鈎にかゝつた魚のように、何も知らずに政治的にも無邪氣な一般組合員はコーカスの話をすつかり丸のみにしてしまう。

組合主義者はこのことを「レールを敷く」レールロージングと呼んでいる。コーカスはレールを引

き、このこつそり引いたレールの上に組合員を走らせるのである。しば〳〵このような簡單な陰謀が正直な善良な指導者を減らせる。そしてその指導者を引き落した人間が代りとなる場合が多い。民主主義のためであると云いながら……。それからは組合は彼等の手に落ちてしまう。

四　暴力團

若し彼等が一般組合員を彼れらの思う方向に走らせられない時にとる戰術は暴力團である。單位組合の自主性を破壞する一つの方法は、暴力團又は青年行動隊を雇うことであつて、これ等を使つて組合長を暗夜の町の寂しい所で待伏せ、叩きのめして病院に入らねばならぬようにさせるのである。そしてこの組合長の不在中に暴力團は組合を乗取るのである。別の方法は、暴力團が、組合長を自宅に訪れて自分等の仲間になれと説得することである。組合長が應じなければ、叩きのめすと脅かすのである。又別のやり方は、組合の集合に暴力團を向けるのである。一味の一人が議論を吹きかけると他の仲間は議長に喧嘩を吹きかける。それから大騒をやり始め集會を混亂裡に了はらせてしまうのである。

一般組合員は蔭に撲つている一味がいることを知らないで「これはひどい。こんな組合の會は俺はもう眞平だ」というようになる。又全くの暴力を用いるか組合幹部を毎日のように恐喝して、組合の

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

民主主義を破壊してしまうこともできるのである。

五　金儲け

暴力團が支部組合を乗取つたら最後、組合員を喰物にして金儲をしようといろいろな手段をめぐらし始める。例えば交渉の時に會社の社長のところへ出かけてこんなことをいう。「勞働者達は一日いくら〳〵の手當を出さなければストライキをやると云つていますぞ。だが二萬圓程お出しになれば、手當問題はその半額で折合わして見せましよう。」

「我々と内々話をつけてくれなさるならストライキなしになります」

不誠實な雇主はこんな話に乗り金をやり、結局組合員は暴力團に裏切られることになる。暴力團一味はその金で溫泉えでも出かけよう。ストライキを種にする金儲けには又「ストライキ保險」の賣込がある。一味のものは雇主の許に出かけてこんな話をもちかける「一般組合員をしずめるのはとてもむずかしいです。いつストに入るか分らない。我々は自動車と食物と酒の特別配給その他心配して下されば、皆をしずめるのにできるだけのことをします。又一月に一萬圓下さればこの工場にストライキは起さないということを保證します」雇主は承諾するかも知れない。勞働者たちは、こんなことが蔭で行なわれていることは露知らず、又それに、もうストライキは起らないでしまうだろう。

別の方法は組會入會費を高くすることである。高い入會費を拂わないと、新らしい勞働者を雇入ない。暴力團支配の組合幹部は正式の會計報告を公表しないので餘分の金を取り上げるのである。

暴力團が組合を乗取るとなるともつと大きな金儲けをやる。罰金や入會費や會費增額などをやる。又不平を云うものがあると、暴力團一味は、夜これらを捕え脅したり打ちのめしたりするのである。

六　組合ボス

もつと程度の高い組合あらしは、組合ボス主義に發展し、その指導者は實際には會社の利益のために働くことになる。そういう不正直な指導者達は公然と民主主義を叫ぶ。しかし組合員の誰かが選擧の問題や、財政狀態の公表等の問題を取り上げると、結局頭をかいてだまつていればよかつたと思い始めるのである。

ある工場の使用者が彼の工場に自主的な組合が出來ることを恐れる場合には、こつそりそういつた勞働ボスを尋ね、契約を結ぶ。一般組合員が何も知らぬうちに、勞働ボスは貧弱な契約を結ぶ。そして後になつて始めて組合員は自分達が組合の一員であることを知る有様となる。それでも組合員は入會金を拂わねばならぬ。又組合費を拂わねばならぬ。その上組合ボスの命令に從わねばならぬ。若し

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

彼等が從はない時は組合ボスは彼一流の「民主主義」に强制的に從わせるために手下の暴力團を呼び集め、このようにこつそり結ばれた協約は「裏口協約」と呼ばれる。何故なら關係している勞働者が何も知らないうちに結ばれたものだからである。

七　組合主義の惡用（不正）

組合あらしや組合ボスが勞働組合を私利のために利用することは組合主義の惡用である。こうなると組合は只だ一人の人間又は小數の人間のためだけのものになり組合の目的はただ組合あらしのための金、金、金となつてしまう。一般組合員がそんな狀態を受け入れたり、無理に受け入れさせたりしたなら、何年も何年もこういう狀態は續くばかりである。民主的な會合も、民主的な選擧も行われず、組合は組合費を拂つている勞働者の利益のために何の仕事も行わない。一度根を下してしまうと、組合あらしや組合ボスは仲々驅逐し難い。しかしそのように壓迫された組合の一般組合員が、直ちに結束して、財政報告の公表や、定期的の秘密投票を要求すれば、組合あらしや、組合ボスは多分追放されるであろう。組合あらしや、組合ボスと戰う時の最大の武器は、彼等の實體を知り、どんな方法で仕事をするかを知ることである。大多數の勞働者が彼等の組合の民主主義が曲解され又は完全に破壞されていることに氣がつきさえすれば、間もなく自分達の組合を取り戻し、民主主義が再びよみ

がえつてくるのである。

八　權力めあての組合あらし

多數の民主主義國家に於て權力めあての組合あらしは、常に、小數黨がその政治的な力を擴張しようとして、支部組合や全國組合を支配しようとするために起る。

權力を行使するために、勞働組合を支配しようとするこのような組合あらしの目的や、手口を知るために、少しばかり一般的な觀察をして見よう。

典型的な勞働組合は多數の異つた政治的、社會的見解を有する人達を擁している。民主的な勞働組合では、組合のための活動とか、指令とかは公開組合大會で提案される。一般組合員は自由に議論しその後、投票で決めることになる。そして最後の決定は大多數の意思を代表するものである。先にも述べたように、民主的な組織は特に惡用され易いものである。何故なら、小數グループが、こつそり秘密會議を開き、こつそり秘密手段を講じ、そうした策により、組合會議を操縱し易いからである。特に一般組合員が、コーカスや陰謀の存在について何も知らない時はなお更彼等にとつてはやさしいことである。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

九　内部から穴を掘る

例を取つて見よう。ある政黨がイデオロギー的計畫を持つているとする。若しその政黨が、組合内の勞働者に近すぎ、そのイデオロギー的計畫の援助を求めれば、大多數の勞働者は反對するかも知らない。そこで黨は非民主的な方法で組合の中に入り込まうとする。そして一般組合員の表明された意志にもかわらず一定の方向に組合を動かそうとする。黨は工場内部に、忠誠な政治的勞働者のコーカス、又は細胞を結成する。彼等は秘密會議やコーカスを開き始める。組合の大會のあるごとに前もつて會い、誰れが何をしやべり、どういうことに賛成するかを取決め、どういう戰術を使うかを相談する。組會大會が開かれると普通の組合員は勞働組合の民主的な討論に參加する。然し小さな細胞、云いかえるとフラクの人には、前もつて會合を開きお互の行動を定めておいた通り、立ち上つて演説をし、勞働組合の中で政治的活動をしているという疑を持たせずに組合大會を乗取つてしまうのである。

細胞の一人が演説し他の一人がそれを賞讃し、次の者が二人の演説に基いた動議を起す。

そして別の細胞員がこの問題に對する投票を要求する。細胞は計畫に從つて訓練されたグループを活動させて敏速に行動し組合内で機械のように動く。そして屢々組合大會を手中に納めてしまうのである。この種の會合では細胞が目標を持つている。それは機關として活動して會合を指導する。組合

員は細胞に指導されているのである。これは機關支配の勞働組合である。

各実は一班組合員六人宛を示している。大会で一般組合員は各自の立場で回数を討議する。そして前のような打合せや陰謀で動かされるやうなことはない。之が民主的勞働組合主義である。

第一圖では外部のコーカス活動が行われていない。總べての問題が机上にあつて皆が自由に自分の考えを發表する。自由な公開討論が行われ組合員の聰明な思慮ある投票によつて各問題の最後決定がなされる。

第二圖では細胞が活動している。これは一定の方向を持ち前以つて計畫された目的を持つている。この細胞は機械のような正確さで、敏速に活動して組合員をさらつてしまうのである。之は組合を支配しようとしている政黨が組合を手中に收める爲に最初に試みる方法を示しているのである。

十　サボタージュ

次は組合大會の出席をサボさせることである。組合大會へ餘り多くの出席者があると民主主義の力が大きすぎて、細胞は組合を支配出來なくなる。そこで細胞はコーカス内部で次の組合大會でサボタージュを行うことを謀るのである。大會で各細胞員は餘り重用でない問題について今話したと同じこと

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

とを繰返して賛成してみたり反對してみたりして演説する。細胞は時間を徒費しようと企んでいるのである。一般組合員は演説か論爭が行われている間何時間も坐つているのである。次第にあくびする人も多くなつて來る、終に會場から出て家に歸つてしまう者もでて來る。五時間も六時間も議論してやつと閉會になる。組合員はお互に「こんなつまらない會なら家にいることにしよう」と話合うようになる。細胞は又次の會合で同じことをする。とう〳〵正直な何んの疑を持たない組合員は長たらしい組合の會合に愛憎をつかしてしまう。政治的陰謀の機關が組合を乘取つてしまうとしていることに氣ずかずに組合員は組合大會に出席することをやめてしまう。次の選擧の頃は組合大會に出席する人達はただ細胞に屬する連中や細胞員に友好的な人達だけになつてしまう。そこでこの小さいグループは候補者の指命から選擧まで自分達だけでやることができる。一度組合を乘取つてしまうと彼等の代表する政黨に組合費から寄附させようと自分達で投票して決めることが出來る。そして政黨は表面民主的な方法で金を集めることが出來る。細胞は組合機關紙を乘取り間もなく機關紙は政黨の提灯持ち以外の何ものでもなくなる。徐々にしかし確實に勞働組合は政黨のお妾となつてしまう。

細胞は民主主義を破壞して支配を握つてしまう。小さいグループは勞働組合を全體主義で支配してしまい、それらの連中が全組合員に對し政策を指令することになつてしまうのである。

十一　全體主義的支配

組合あらしが利己的な目的のために行つているのと同じ方法で、この細胞は組合を支配する。もし組合員の誰かが組合の獨裁者の手で運營されていると抗議するとその人は歸り途で捕つて細胞青年行動隊員からしたたかになぐられたりする。川へ投込まれるかもしれない。他の組合員がそういうことを見たり聞いたりしてだまつていた方がいゝという事になる。組合大會に出席して、細胞に反對投票をしようとした組合員は職場で中傷を受ける。細胞のグループは彼等の噂をまき散らして彼らが組合に非協力であるとか、御用組合員であるとかいつて他の勞働者にそう思わせるようにするのである。彼等は「政治的脫落者」とか「反動主義者」というような、非民主的細胞や政治的フラクションの目的にかなうような名前をつけられる。人形芝居の人形のように組合は政治細胞の操り人形になつてしまう。ストライキを起すかも知れない。しかしそれは勞働者の要求を貫徹するためでなく、細胞の政治目的を增進させるために必要であると細胞が決定（若くは命令された）した爲である。

すなわち勞働者の必要な正當の要求を實現するためストライキを必要とする場合でも、細胞の當面の政策がその時ストライキを起すことに反對している場合には細胞の指導者はストライキを起すことを拒否するかも知れない。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

十二　中央集權的支配

非民主的少數の者がある單位組合へ割込むということは非常に重大なことである。かかる細胞活動が同時に數個の單位組合又は全國組合に行なわれると一そう重大となる。この場合全國組合又は單位組合の政策はそれぞれの組合の組合員大衆によつてではなく、組合員の大部分でないところの政治的指導者によつて決定されることになる。このような全體主義支配の非民主的組合の下では、中央政治指導者はその政黨のイデオロギーを發展させて、政黨の目標と當面の目的を助長する勞働組合運動の計畫をたてる。之等の計畫は全國組合又は單位組合の細胞指導者へ傳達される。やがて細胞指導者と細胞員は組合の委員會や組合大會に現われて組合員大衆にこの政策や計畫を採用させるように說得する。計畫が中央部から出たものであるようには發表しない。むしろ勞働組合主義を前進させ「自由平和民主主義」を增進するものとして自發的に計畫されたように提出される。諸外國の勞働組合の中にもこのような中央の支配により又細胞の上部から細胞に課せられた鐵則により、勞働組合一般大衆の目的や利益と相反する目的をもつた外部の政治團體に指導されてきたものが時にあつた。組合の割込の成功したところでは何處でも勞働組合民主主義は破壞され、しつかり組織された少數者は組合を自分達の特殊な政治目的の方向へ持つて行くことが出來るようになり、かくして勞働組合主義が勞働組

合運動外の政治的指令にとつてかわられたために組合員大衆が一時自分の組合への支配力を失つてしまつた組合がある。

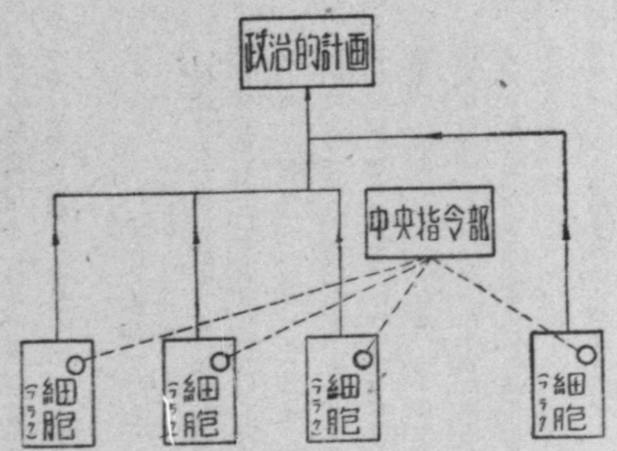

十三　支配の方法

之等少數の反民主的組合あらし細胞が組合を支配するために用いる手段は澤山ある。一つの方法は先ず組合指導者は「組合の平和と秩序を亂し或は組合の會合を分裂させる」者を除名出來るという條項を組合規約の中に加えることである。この條項を不正に利用して公平な審問を受けることなく、又上級組合當局へ訴える機會を與えられず全體主義的な組合統制に反對する民主的な組合員が、組合から除名されたり仕事を失つたりする事がしば〳〵ある。反共産主義組合あらしが不當に共産主義組合員を除名する場合がある。又共産主義組合あらしが反共産主義組合員を不當に除名する場合もある。兩方とも正しくない。

中央部は數個の細胞の活動を指令する。前以つて單位組

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

合をうまく操つておくと政治部の計畫の線に沿うような計畫を組合は外見では自ら採用する。勿論この場合組合員大衆は勞働運動の外部の團體から指令を受けていることに氣がつかないのである。

十四　傳動ベルト

組合外から組合運動を支配し强く作用するもう一つの手段は傳動ベルトを使用するやり方である。電氣モーターが大きな機械を動かしていることを考えてみよう。その機械を組合機械と假定しよう。モーターはある源から動力を得て回轉する。モーターを組合につないでいるベルトが動く、そして組合は動くのである。若し我々が動力モーターベルトの源を發見できたら何が組合の機關を動かしているかがわかるのである。しかし動力の源とモーターの場所が違つている場合には、ベルトと組合の機關だけしか見えないのである。我々は動力の源とモーターの型には氣ずかない。それは電氣モーターか風車かガソリンエンヂンか木炭噴燃器であるか水車であるかも知れない。もし細胞が組合へ直接割込めないとわかると組合を手中に納め、又は組合を動かす爲に傳動ベルトの技術を利用しようと企む事がある。

アメリカの勞働運動に於ては傳動ベルトは大抵政治團體又は組合を喰物にしようとする特殊團體が形成した小團體である。傳動ベルト組織にはなか〳〵結構な名前を附けてある。例えば「勞働解放協

會」とか「無償食糧、住宅の解放、平和反戰自由民主々義連盟」というようなものである。それは新聞を發行したり組合に多大の關心を示してストライキを支持したり、その他すべての組合運動を援助したりする。組合員の所には傳動ベルト組織からの宣傳が殺到する。そこで組合員は之を讀んで「あゝそうですか、これは我々の勞働運動の友である。大變よろしい、之を支持しなければならない」というようになる。この場合組合員は動力の源モーターベルト組合機械を見ることが出來る。そう

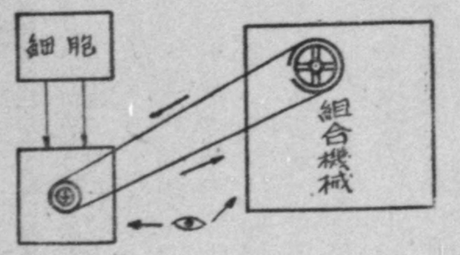

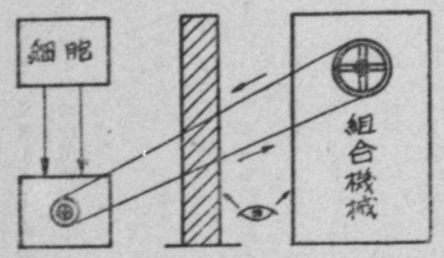

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

すると細胞も勞働組合主義で構成されるようになる。又モーターは勞働者の必要と希望とを表わしている。ベルトは組合の民主的手續きである。そこで組合員は何が何んであるかはつきり知つている。

之は政治細胞がかくされている。又モーターも見えない。勞働者にはベルトの一部が見えるだけであつて何が組合機械を運轉しているのか知らない。このような悪いやり方の唯一の點は組合が政治的秘密細胞又秘密のモーターで運轉されているという事を細胞組織が組合員に教えない事である。

政治細胞がある政策を決定すると、傳動ベルト組織は直ちに活動を開始し、計畫の支持を得ようとして組合に近づく。例えば寄附を要求されるかも知れない。すると誰が實際に金を受けとるのかは分らないが、組合は金を出してこの「友好的」な團體を支持するようになる。同様の方法でこの傳動ベルトは組合を援助すると稱して勞働學校を開く。それは組合を援助する爲教師や教室や本を提供し、その代償として組合に僅かの負擔をかけるのである。

勿論組合の中にはこの援助を歡迎したものもある。組合員に學校へ行くようにすゝめることさえあつた。しかし徐々に學校を勞働組合主義と政治的主義との混合したものにしてしまう。これでまもなく組合員を勞働組合から傳動ベルト組織の方へ何の疑も持たせずに轉換させるのである。一度相當數の組合員を獲得すれば政治細胞は表面に表われて組合を手中に納めることになる。

このかくされた傳動ベルト組織は根本的に不正であるという點が大切である。彼等は口に言うことと違つた事を意圖しているのである。彼等には唯一の目的がある。之は非民主的手段で組合を手中に納めて自由にしようとするのである。そういう組織が暴露されるやいなや、大抵の場合組織内部の者自身の手で解體されるのが例である。之は暴露してしまうと之を政治的に利用出來なくなるからである。もとから組織内にいた少數の者と新しい「中立」(道ずれと呼ばれる)の人々が新しい場所で新らしい組織を形成する。今度の名稱は「文化平和自由民主、幼兒用食糧無償提供連盟」と附けられるかも知れない。賢明な組合運動家なら之が新らしい看板をもつた以前と同じ組織であることがわかるのである。之は前と同じようにかくされた政治細胞のモーターを持つて勞働組合を動かし左右する傳動ベルト組織である。

政黨は注意して勞働者がたよりそうな言葉でその政策を表現しようとする。政黨は「勞働階級の眞の友」であると宣傳し、之によつて勞働者自身の利害に訴えるのである。政黨はこの革命的政治計畫を假裝する手段として正當化された言葉を利用するのであつて、勞働組合又は勞働組合員が「友好的團體」の假面をかぶつた政黨の侵入を一度許せば實際には組合の爲に奉仕するのではなく、政黨の爲に奉仕するような危險に陥るのである。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

十五　支配要點

アメリカでは今までに合衆國共産黨に特に苦い經驗を持つている。勞働組合運動の中で細胞として活動している人々は自分達は共産黨員であるとはいわない。時にはアメリカ共産主義者は組合員大衆をごまかすために共産黨を公然と攻擊するのである。アメリカ共産黨が全國組合の會長となることは稀である。それは他の手段で組合を動かす方がもつとたやすく又便利であると知つているからである。アメリカに於ける經驗によると反民主的少數の組合あらしは氣立は良いが、餘り教育されていないものを組合指導者に選んで「手先」に使うのである。細胞活動をしている人々は工場へ出向いて、この「手先」が如何に偉大ですばらしい指導者であるかを皆にいいふらす、そしてその「手先」を選擧させることに成功すると、そのかわりに彼らは少數の支配要點を要求する。この支配要點はすなわち、教育部長、宣傳部長、政治活動部長、法律部長を細胞が一度組合員名簿の中にそのメンバーを獲得すると細胞は組合役員に壓力をはたらかせ、細胞の政策についてくるようにさせることが出來る。更に細胞が組合新聞や組合の教育組織を支配するようになると進歩的勞働組合主義の假面の下に組織的に細胞の政治的宣傳を行つて、徐々に組合を細胞が主張している政治的イデオロギーの爲の機關以外の何物でもないものに變改してしまうのである。かようにアメリカでは、組合員大衆の多數は非共産

黨員でありながら、全國組合本部は組合員大衆が本當に選ぶものはほんの少しかない。でも共産黨員に運營され、動かされるようなことが起つたのである。

單位組合の場合非民主的政治細胞の組合あらしはほとんど職場委員や、會長にはなろうとしない。むしろ組合の書記の地位を得ようとしたり、教育事業や、組合新聞とや、掲示板の仕事を受持とうとするものである。これも矢張り組合指導者を動かし、組合資金を利用して、目的を達成するために組合員に宣傳しようとするのがねらいである。

共産黨員でない眞面目な共産主義者がある。しかし共産黨に連絡を採つている人々は中央集權的民主主義という非常に幻惑的な名の下に行なわれるあのファシズムのやり方を心得ている。黨の少數の最高幹部はこういう風に民主主義を變改して政策と黨の計畫を指令する。黨員は命令された通りに行動するという鐵則に縛られている。もし黨員が黨の線からそれると丁度ヒットラーや他のファシストがナチスの爲によくないと思つた者を追放したように黨から追い出すのである。これはある意味では政治的軍國主義の一種である。それは革命目的のために人々を獨裁的に統制するばかりでなく、人間の知性を獨裁的に統制しようとするものである。民主的人間にとつて厭わしい又民主主義の根本原理に反する獨裁統制であるからである。英國勞働黨首相クレメント・アトリート氏が一九四六年英國勞働組合會議へ呼びかけた中で次の如く語つている。「民主主義という言葉は非常に誤つて用いられて

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

いる。それはしば〳〵民主主義が意圖していることを決して理解したこともなければ、實行したことも無い人によつて、ホックや鉤で勢力を扶植するために共産黨によつて利用される。共産黨から指令を受けないものは誰でもファシストにされてしまう」と。一方自由とは、共産主義を受け入れることを拒む人々への自由の拒否を意味する。共産黨の命令に從わない者はファシストと呼ばれる。

十六　赤よばわり

アメリカの勞働組合運動は、赤よばわりの廣範圍に亘る苦い經驗をなめている。赤よばわりとは共産主義者でないものを共産黨員と云うことである。その計畫や政策が共産主義でないものに、共産主義の烙印をおすことである。使用者は從業員を脅かすために、勞働者の指導者を共産主義者にしてしまうことがある。勞働者は彼等の指導者が共産主義者でないことを知つて憤慨して「赤よばわり」と稱するのである。アメリカの勞働組合運動者は原則としてどのような形の「赤よばわり」も嫌惡している。

共産主義者が活動している勞働組合運動では、共産主義者は、この愚な不正行爲を自分達で行う。共産主義者であることがばれると、その共産主義者はその批難を否定し反對に他の人を「赤よばわり」をしたといつて批難するのが普通である。共産主義者は問題を混亂させ、勞働者がなんとなく不正で

非民主的に感じるようなものを裏にかくすことに依つて、共産主義者であることが暴露されることを防ぐことが出來るのである。共産主義者は「赤よばわり」の批難をほしいまゝに利用して自己防衛をし、依然として組合を支配することが出來るのである。

十七　一般戰術

アメリカでは政治細胞はその時々の多種多樣の政策に從つて來た。ある時は、アメリカの共産主義者はA・F・Lを統制することが出來ないと知つたのでA・F・Lに加入することを拒んで、そのかわりにそれに對抗する組合を作つて、アメリカ勞働者の支持を得ようとした。

共産主義者は共産主義組合を形成する試みに失敗すると、競爭相手の組合の内面を暴露し「勞働戰線を統一せよ」と叫んで相手を倒して、既成組合の中へ割込んだり新しく出來る組合の中へ割込むという政策をもつと巧にとるようになる。戰術の變更、政治戰線の變更、組合へ割込むための鬪爭はアメリカ勞働運動の一部に長い間騷動と混亂をもたらしたのである。

アメリカの勞働組合の力は全く浪費されて來ている。それは民主的勞働組合運動者が、强力で堅固な勞働組合を建設するためにもつと有效に使われる筈の時と努力を傾けて、反民主的少數者と戰つて來なければならなかつたからである。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

米國勞働組合に對して政治的組合あらしは三つの方法を行つて來ている。

イ、細胞は出來れば勞働組合を手中に收めてそれを公然と支配する。こういうことは米國の大きな勞働團體には一度もなかつた。

ロ、或は細胞は、餘り教育されていない御都合主義の人間を支持する。こういう人々は「手先」として使われ、そのかげで細胞が勞働組合を支配し動かす。

ハ、細胞は組合が非常に力が弱い場合には、組合に雇われて組合員の爲の仕事を出來るだけ多く手に入れて「統一」とか、「人民戰線」計畫を振興する。細胞は、仕事の機會を利用する。このようにして後日組合を乘取るにもつとよい機會をつくり出そうと望んでいるのである。

十八　細胞活動の大要

さて主題に戻るが、細胞は勢力を扶殖する爲の組合あらしによつて組合員大衆に彼等の計畫をおしつけるために、反民主的、非民主的少數者となつて活動するのである。

イ、細胞は、勞働組合に政治指令を受けた決議を提案する。組合はそこで細胞の政治目的に適うように組合政策を左右するように助力する。

ロ、細胞は、あらゆる機會に組合資金や組合の施設を彼等自身の目的の爲に利用しようとする。——

宣傳その他。

ハ、細胞は彼等が代表している政黨の候補者を支持するために勞働者の投票力を集めようと努める。

ニ、細胞團は政策の一部として、ストライキ、その他勞働者の武器を利用する。時には、階級闘爭を激化するためにストライキを鼓吹することがある。一年後には階級協力の爲に「ストライキなし」の公約をするかも知れない。いずれの場合も、勞働組合の武器を政治目的の爲に濫用しているのである。

ホ、細胞はその組織内の者が細胞活動に忠實であることの報償として組合の有給職員の地位を與えてこれを利用する。こういう地位は又政治活動をする機會を多くするものである。

ヘ、細胞はその政策に從う者、御都合主義でその支持を受ける者を選擧させる。出來れば眞の組合大衆の民主主義を代表している指導者を打倒しようとする。

ト、細胞は名稱をつける技術にすぐれている。味方を「偉大なる指導者」と呼び、敵を「反動とか、危險分子」とか呼ぶ。

チ、出來るところならどこでも非民主的組合組織を利用する。

十九　爭う組合あらし

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

それ〴〵異つた政治細胞が種々の組合を支配するために如何に闘争して來ているかという例が組合運動の經驗にはたくさんある。お互に爭い合う細胞は强力な責任ある勞働組合を建設しないで、しば〴〵組合大會を分裂させストライキでへまをやつてストライキに失敗し、組合民主主義を不完全なものにして組合員が組合運動に愛憎をつかして組合大會にさえ出席しなくなるまで組合を引張つてしまうのである。

米國のある大きな勞働組合が一九三九年の始め勞働運動の外部から指令を受けているこういう細胞のとりことなつた。

敵對する政治細胞が全國組合を手中に收めようとして相爭う狀態になつた。組合員大衆は組合内部の不穩な政治鬪爭に愛憎をつかすようになり、組合の指導性は細胞の爭いの爲に分裂されてしまつた。組合員は六ケ月のうちに四十萬から四萬以下に減つてしまつたのである。一年中に全國組合に居殘つた優秀な人々が、組合から政治的細胞を驅逐すると、徐々に組合員が歸つて來て、再び會費を拂い始めるようになつた。しかし政治的フラクション活動は組合資金を浪費して組合員から數千ドルを失わせ、又組合員大衆の多くに幻滅を感じさせたのである。

一九四二年の終までに、この全國組合は組合員を取戻しその組合員を百萬人まで增加した。分裂性の細胞は約百人で構成されていた。彼等は組合を短期間のうちに破滅させてしまつたのである。その

時まで組合員は全體主義の政策に氣が付かなかつたのである。今では彼等は少數者が支配することの危險を知つている。それは、この組合の體にはまだフラクションの爭いの傷痕が殘つているからである。

他の多くの勞働組合は、少數で多數を支配しようとする。こういう政治的細胞の内部の爭いによつて引裂かれ分裂させられてしまつた。まことに今日、米國の普通の勞働組合運動者は政治的細胞又はフラクションの役目をよく知つているばかりでなく、かかる活動に對して、全くの嫌惡を抱いているのである。

二十　情報と教育

多くの組合員大衆が、充分な情報教育を受けていないので世界の勞働運動はこういう組合あらしのため著しく妨害されたのである。そして組合員は少數グループにたゝかれ、うたれるのを見「我々は民主主義を信じる」と聲を大にして叫ぶ。少數の組合あらしの足下に民主主義が踏みにじられるのをみたのである。

民主的勞働組合運動者は「民主主義」と熱心に叫ぶ人々が、組合あらしや、少數支配や非民主的手續によつて民主主義の生命を窒息させているのを、餘りにも多く見て來ているのである。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

民主的勞働組合運動者には、強力な組合を建設するためにしなければならぬたくさんのことがある。全體主義的支配を行なおうとして爭い、闘つている組合あらしの分子の爲にそんなに時を浪費していられないのである。勞働運動に於て、如何なる種類の組合あらしもうけないように保證する根本的なことは、組合員大衆が、そういう組合あらしについての知識を持つようにするということである。警戒は防禦である。

組合あらしに對抗するもう一つの保證は、組合大衆に依つて書かれ、贊成をうけて、上手に書いた民主的組合規約である。單位組合の定期的又はそれより多くの毎月の組合大會、組合役職員を全部組合員大衆の秘密投票によつて選擧すること、組合大衆の指命で投票し、職員を選擧することを明確に規定した條項を含む民主的組合規約は、組合あらしの危險を少なくするものである。

上級全國組合の役員選擧をすべて組合間の政策に利害關係のない、選擧管理人が管理する組合員大衆の總員投票によつて行うことによつて、全體主義的支配を打破つた米國の勞働組合がある。こういう民主的勞働組合規約には又、組合員の除名に對する審査の手續や上級組合當局へ訴える手續が規定してある。また組合規約には、定期財政報告その他組合資金の使用についての管理を規定すべきである。又年次總會の定期招集もまたその代表者は組合大衆が決定すると共に保證したければならない。又組合大會を一定の時間に始め一定の時間に閉會し、その事務を整然とした秩序をもつて行い、全

組合員が、決定して熟知している手續の規定どおり運營されなければならないことを米國の組合は知つている。

（會議手續）

結局自由かつ獨立の勞働組合主義を保つには、組合員大衆がその支部組合及び全國組合に對して知識を持ち熱心な關心を持つということである。

民主的勞働組合主義は廣範な勞働者教育計畫があり、組合活動の各部分に民主的手續が用いられ、組合員が多數出席する組合大會をしば〳〵開催し、組合員大衆が、理解ある關心を持つているところに榮えるのである。

次の圖表は民主的勞働組合手續により、民主的勞働組合主義によつて運營されている四つの勞働組合を表わしている。勞働組合の特殊な問題に對して、それぞれの組合は獨自の決定をなす。そしてその政策を進展さすために種々な方法をこうじる。各組合の大衆は勞働組合主義を用い自分達の政策を決定する。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

二十一 防止措置

我々が行なわねばならぬ特定の措置がある。

「九四六年十二月六日に極東委員會が採用した「日本勞働組合に對する十六原則」中にはかゝるあらゆる防止的措置が含有されており、これは日本勞働組合全部が遵守すべき事を規定したものである。更にこの他に、フランス、イタリー、ドイツ、米國、英國及びその他民主國に於ける勞働組合の經驗に基ずいて作られた措置が採用されるかも知れぬ。

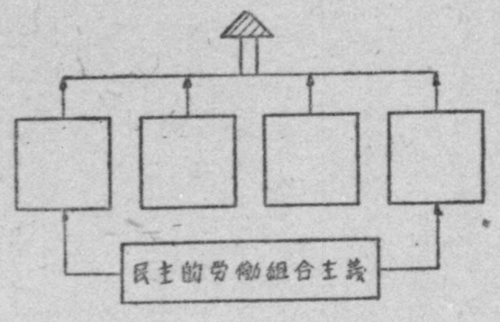

二十二 會合を屢々開催すること

極東委員會の原則は「日本に於ける今後の勞働組合活動の基礎は堅固な地方支部に置かれるべきであり、これが最も重要な事である」と

強調している。單位勞働組合（各工場、製造所、鑛山及びその他の作業所の組合）は組合員により管理されるように運營されるべきである。大抵の民主國にあつては、單位組合が月に一度會合することになつている、組合員各自が會に出席し、この會は民主的に行われ政策に關する問題は投票によつて組合の大衆が決定する。更に極東委員會の原則によれば、勞働組合の結成は、勞働者自身の民主的自己表現であり又その創意たるべきである。

民主國にあつては各組合支部がきちんと組織されているので、勞働者に關する色々な問題が分類されており、組合員大衆の委員會はそれぞれの特殊な問題を處理するように作られてある。この委員會は毎月の會毎に、その報告を全組合員に提出し委員會各自の仕事が、今後の研究や行動の基礎となるのである。しかし大切な事は組合員が政策を決定することである。組合支部の青年男女が何をし、何をしないかを決定する。支部の會長が同意しない場合でも一度多數投票が行われれば、會長は組合支部の意志に從わねばならない。又組合の執行部は毎月の會合に於て組合員にその行動を報告しなければならず、組合が決めたことを執行部は行わねばならない。しば〳〵會合を開かなければ勞働組合が組合支部の上に堅固な發展をなすことは不可能であり、組合員大衆が諸問題を討議したり政策や組合の決定に對する自分達の希望を知らせることも出來ない。

組合支部は、同じ市又は數市というように色々な場所の組合員から成つていることがある。このような場合、組合は組合を統制するために、定期的各地區の會合より委員を定める。これは上級統制と

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

少數派操縦をもたらす。組合員が毎月規則的な大會を開催することが出來ない程組合支部が大きく、かつ廣範な地域にわたつている時には、民主的に統制出來るように組合員を二つ以上の組合支部に分割させることは民主的な方法であるように思える。

二十三　秘密投票選擧

組合役員は、組合支部の職員であると、全國組合の職員であるとに拘わらず彼等が代辯すべき人々の代表であらねばならない。もし役員が不正な策動により任命されたり、職を引き受けたりすると、民主主義の基本的原則が破られることになる。

極東委員會の原則は明かに次の如く言及している。すなわち「勞働組合役員、常任委員は、秘密投票や民主的方法により關係勞働者が選ぶべきである」。組合役員の選擧は普通組合支部と全國組合に於て行われる。

二十四　組合支部選擧

選擧は勞働組合民主化にとつて非常に重要な役割を果すものであり、民主主義を護るために愼重な處置がとられねばならぬ。民主國に於てとられる普通の處置は選擧日の一ケ月前に、組合各員全部の

會合を行うことである。

この會合の目的は、諸組合役員の候補者たるべき人を推せんしたり指命したりすることである。現在その職にある人々は新に推せんを受けて再指名をされることはかまわない。

普通の手續は、組合長は適當な時に「我々は次の定期選擧の役員と委員をこれから推せんする。選擧はこのホールに於て一ケ月後に行われる。これに對し異議のある方は申出て下さい」というのである。

組合員の一人が手をあげ、指されると「私は佐藤さんを推薦します」という。別の一人が「賛成」という。他の組合員が立つて色々な候補者や、組合長の職を指名する。指名が一通りすむと組合長が名前を逆の順に讀み上げて指名された一人々々に、選擧の候補に立つかどうかを尋ねる。承諾した人達は正式に組合長候補者に指命される。このことが同樣に他のすべての組合の役員や委員（執行委員と評議員）の候補についてもなされる。

組合支部は時々記名推せんの方法を選擧に用いることがある。「我々署名者は組合長に佐藤一郎氏を推せん致します」という請願書が廻され、これが支部組合規程に定められてある一定數の人々の署名を受けると佐藤氏が承知すれば、組合長と當人の同意を受けることになり、正式に推薦されたものとして發表される。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

會が終つてから、支部の書記が職を引受けた人々の名前全部の表を、組合員が候補者名に注意しうる場所に貼る。

各候補者は、過去の經歴や現下の組合問題に對する態度、或は選ばれた場合にする約束などを組合新聞や壁新聞に聲明するのが常である。

このようにこの一ケ月の間に組合員大衆全部は候補者の銘々をみきわめ得る機會を充分に持つ。

一ケ月後の次の會合の時候補者の氏名と職名の書いてある小さな投票用紙が用意される。組合内の全分子を代表する組合員の大衆（男子女子青年等）は投票數計算者に選ばれるか任命されるかする。各組合員は投票用紙一枚を渡され、他に見せぬように自分の選ぶ人の名にしるしをつけ、折りたゝんで、組合カードと一緒に用紙を投票數計算者に渡す。組合カードにはインキで印をつけて組合員が投票したことをつけて組合員に投票した事を明らかにして不正を防止する。

組合員の全部が投票を終えると、一人の投票數計算者が投票用紙を開票し始めると別の一人が黑板の前に立ち、他の二人の計算者は正しく計算しているかどうかを監視する。彼等は一票〳〵を開いて「佐藤さん一票」「鈴木さん一票」「渡邊さん一票」という工合に讀み上げる。計算が終ると、どの職に誰れが選ばれたかゞ誰にも解る。そして選ばれた人は眞に組合員大衆の代表である。勿論多數投票を得なければならない。三人が組合長候補に立つた時に大多數を得ていない時は、一番數の少ない人が

落ち、後の二名を組合員は秘密投票で再選する。これは決戰選擧といわれる。

二十五　全國組合の選擧

全國組合は全國にわたる諸組合支部より成り、右にのべたと同じ方法で全國大會において投票を行うこともあるが、これを二三日内に行うのである。一日に大會代議員の推薦を、その日から二三日後に選擧を行う。その間にだれもが熟慮し得るようにする。

しかし英米に於ける組合の多くは完全なる民主主義を確保するために、一般投票の方法をとつている。大會は單に、各々の職に對し、多くの人を推薦する權利しか持つていない。會議を散會した後、投票手續は前以つて協定されている第三者、すなわち法律家、會計官、勞働關係委員會等に讓り渡される。

第三者は二枚の葉書を用い、一枚は組合費拂込濟みの組合員に郵送され、投票のしるしをつけたらすぐ送り返すように通知する。いま一枚のはがきは投票用紙をかねており、各組合員は家でこれを受け取り投票をしるして第三者に送り返す。一ケ月又は適當な期間内に第三者がこの結果を發表し、疑問を持つ人があるといけないから、投票用紙を組合に返す。

組合員五十萬を有する組合は、上部組合職員の選擧にこの方法を用いるというのは、組合員大衆が

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

選ばないと、會議に於て少數派操縱の危險が何時も伴うことを經驗により學んだからである。

二十六　役員の義務

勞働組合規約は、支部組合又は全國組合役員の義務を明確に規定し、又組合に對する義務を果さない役員の免職や懲罰方法を定めるべきである。組合の役員がやかましい連中の小グループに依つて、退職を強要されたり、悪評を立てられたり、中傷されたりするなら民主的勞働組合主義は長く存在していない。組合内の一グループがその指導者を好まない時には正規の手續を取り、組合の規定に從つて行動し全組合の特別會議を召集してその會議で堂々と自分達の決心をひれきすべきである。勿論彼らが指導者を好まない場合は次の役員定期選擧まで待たねばならない。

正規の手續をふまずに、再選擧を待たないで、退職を強要する小グループの要求を入れるような役員は組合員大衆に對し自己の義務を怠る者であり、これは全體主義的支配を容易ならしめ、組合は小グループに牛耳られてしまうことになる。

二十七　勞働組合の財政

極東委員會の十六原則は、「使用者（個人であろうと政府であらうと）が組合に資金を提供しては

ならない」と定めている。

これには色々な理由がある。その一つは使用者が組合資金を出せば組合職員に使用者の影響が及ぶおそれがある。しかしもつと重要なことは組合員大衆が組合の費用を拂わないと、組合に對して熱心でなくなることである。勞働組合員は組合の全費用を自分達自身の手で支拂うようにしなければならぬ。もしそうすれば、彼等は組合を注視し會合に出席し組合役員に選ばれる人々のタイプに興味を持つようになる。世界の非民主主義國に於ては、勞働組合職員或は勞働組合が、私的使用者又は政府機關から組合の資金の一部又は全部を支給されている。

二十八　會　計

更に極東委員會の十六原則は「大口寄附を示す勞働組合の收支決算表および、貸借對照表は公開されるべきである。右會計表の正確を期するため勞働組合によつて任命された、有能な專門の會計檢査員による年次檢査の如き保證措置を講ずべきである」とのべている。

勞働組合員大衆は組合支部が全國組合に於てこれを實行するように主張すべきであり、これが組合の獨斷的支出や組合資金の濫用又は組合あらしを防ぐ唯一の手段である。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

二十九　勞働者教育

右にのべたすべての事の基本は勞働者の教育であり、勞働組合主義、團體交渉、勞働法、政治活動等を充分に理解させるように男女青年を問わず全勞働者を教育することである。

極東委員會十六原則は「勞働組合は組合員に成人教育をほどこし、民主主義のあり方、勞働組合の目的と活動に對する理解を深めるように努力すべきである」とのべている。

組合員が無智であると、小數派が組合を自分の所有物のようにもてあそぶことが出來、又組合員が何も事情を知らないことから小政黨分子は思いのまゝに組合を操縦出來ることになるのである。勞働者教育は眞の民主的勞働組合主義の基本的な保證である。

結　び

組合員各自は皆落ついて次の質問表により、自分達の全國組合や支部組合がどうなつているかを研究されたい。

質　問　表

一、私の支部組合は青年男女を問わず全組合員の定期的な會合をもつているか。

二、支部組合の政策を決定し、組合長執行委員はこれに從つて行動しているか。

三、私の組合は全職員や執行委員選擧に、秘密投票選擧を行つているか。

我々は被推薦人の資格を檢討しうる時間を充分持つているか。

四、私の組合は定期的に財政報告をするか。

五、役員や執行委員は、それについての批判投票を行う定期の組合大會に彼等の行動に關する完全な報告を提出するか。

六、私の組合にはコーカスや、フラク活動、又は細胞が入つていないか。

七、私の組合は、青年男女を問わず組合員全部に對し實際的な勞働組合教育をほどこしているか。

八、私の組合は、組合員が資金を出しているか。私の組合は使用者又は政府機關によりいかなる資金をも供給されていないか。

九、私は全國組合の上級連合や上級全國組合の役員選擧に一役つとめているか。

十、私の組合の規約では組合員が除名される前に審査手續を行うことが定められているか。組合員大衆は組合から除名する樣提案されたとき最後の投票を行うか。除名された組合員はその上級の組合單位の會議に訴える事が出來るか。

十一、貴方の組合支部定期大會は、各組合員が知つている議事規則に從つておこなわれるか。支部組

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

合は會議法に從つているか。

十二、組合員大衆は毎月、毎週組合の事柄に積極的であるか。

十三、私の組合は政黨の支配を何らうけていないか。

十四、私の組合は、賃金、勞働時間、勞働條件を規定し、又中立の調停者や仲裁により苦情の平和的解決をも規定した使用者との勞働契約をもつているか。

右の質問の多くに對する答が「はい」であるなら貴方は多分民主的勞働組合にぞくしているに違いない。

右の質問の多くに對する答が「いゝえ」であるなら恐らく貴方は、政治家や組合あらしにより支配されている組合の一員なのである。

答が「いゝえ」であるなら、貴方が貴方自身の力によつて組合を管理するように民主的な處置を直ちにとることが貴方自身及組合更にまた貴方の國に對する貴方の責任である。

勞働組合員よ!!

勞働組合運動は貴方のものである。貴方の組合が、あなた並に他の組合員に、更に國家に奉仕しているか、どうかをみきわめなさい。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

第四　勞働者教育の目的と方法

序

勞働者教育の本質は、學校を卒業して働いている老若の男女で、しかも勞働組合運動に積極的で、自分達の所屬する組合、更に産業界についての知識を深めようとしている人達を教育することなのである。

勞働者教育の目的は二つあるように思われる。一つは各組合員の社會的經濟的地位を改善するために各組合員の知識を深めることであり、いま一つは全組合員の教育のレベルを上げて組合が社會に於ける强力な民主的勢力になれるようにする事である。

勞働者教育は日本の勞働組合運動にとつて非常に大切なことである。二三の積極的な指導者が組合や協議會、連合會、或は全國組合などを組織する事が出來るが、各組合員が組合を知らなければ、組合は本當に强力になれない。組合は組合員が强ければ强いだけ、强力なものになれるのである。どんなに才能のある雄辯家でも、どんなに賢明な指導者でも、その組合員各自が、彼にしつかりと結びつき、その主張を理解して、組合が目標に達するまで活動をやめないようにしなければ組合の目的を達

することは出來ない。

では何故勞働者教育が日本の勞働組合や新しい日本の勞働組合に加入している男女にとつて重要であるのか。先ず第一に連合國と戰爭が起る前には、勞働組合運動は排斥されていた。財ばつの反對、軍國主義者の嫌惡及び絶えざる政治的壓迫等があつたので、自由な勞働運動の如きは、戰前にあつては許されなかつたのである。存在していた組合は排除され、指導者の中には獄へ投ぜられるものもあれば、實際上沈默させられた者もあつた。戰爭は終つた。日本の敗北と同時に軍國主義者も亦滅んだ。日本の憲兵や特高課員の勞働者に對する支配は終り、産報や勞報の虚僞的な勞働戰線は解消された。今日數千の日本の青年男女は工場や鑛山、商店等に働いており、幾萬という復員軍人は戰後の日本の農村や工場で働いている。明日の日本を支配するこの新らしい勞働者層は、新らしい勞働組合について色々な事をきく事はきくが、大部分の者は組合がどういうものであるかよく解つていない。しかし彼等は新しい日があけた事を知つている。即ち一九四五年十月連合軍總司令官ダグラス・マックアーサー元帥が當時の總理大臣に、今後日本政府は日本に於て自由で獨立した勞働組合を作りその成長を助長するようにと、述べたからである。その後極東委員會は一九四六年十二月六日附の〝日本勞働組合に對する原則〟の中で、〝日本の勞働者は勞働條件の維持と改善のために産業上の交渉に參加し、勞働者の正當な勞働組合の利益を援助し、平和的で民主的な日本建設に團體として參加するため

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

に、勞働組合を作るよう助長されるべきである。と述べている。日本に新らしい時代が生れたのである。日本國民は、世界の爲に新しい道が開けた事を知つている。民主的な政府形態が日本に保證されたのであるが、日本國民が自主的に組合を結成し、而してこの民主的な組合を如何に運營するかを學び、各自が、民主主義とは何かという事を知らなければこの民主的な政府形態も日本の勞働者にとつて殆ど意味がなくなるのである。勞働者は先づ第一に勞働組合運動を理解し、組合が如何なるもので、いかに運營されているかを知らなければならぬ。この事は勞働者教育の根本事項の一つである。

極東委員會は、勞働組合は、成人教育について、或は民主的な手續や勞働組合の活動及び目的を組合に理解せしめるについて援助されるべきである。と述べている。全勞働者が勞働組合は何のためにあるかという事を知らなければ、極端な知識を以つている小數派が組合をのつとりこれを運營することは、たやすいことである。これは非民主的である。組合は組合員が運營しなければならないからである。京都の紡車機をまわしている少女や、北海道の石炭夫は、驛長や東京の中學校の校長と同じように勞働組合についてよく知つていなければならぬ。これで勞働者教育は、强力な民主的勞働組合を築くための教育であることが解つたのであるが、次に理解せねばならぬ事は何んであるか。さて貴方が組合を持つているとすると、そこで貴方は何をしようとしますか、確かに勞働者は自分達の住んでいる世界を、もつとよく知らなければならない。勞働者にとつて、食糧事情は困難である。この食糧

問題解決に組合はどんな援助を與える事が出來るか。彼れらは住むに足る分相應な家を確保することが出來ない。組合は彼等勞働者にどのような援助を與えることが出來るであらうか。一言にしていえば、勞働者教育の目的は、勞働者各自に自分達が住んでいる世界の發見やその理解をたすけ、かくして勞働者が組合大會にのぞみ、組合は如何なる處置を取るかについて賢明な提案をなしうるようにする事なのである。

昔の日本では、佐藤さんが新聞を讀んで何と考へ、何をなし、何を云うかを教えられたのである。日本の工場や町や村の男女が、明日の世界は彼等によつて、彼等を通じ、彼等のために作られるのだと自覺した時に始めて、新しい日本は偉大となり得るのである。新しい日本に於ては佐藤さんが腰を下して仕事は全部鈴木さんにやらせるというような事はない。新らしい日本にはしなければならぬことはたくさんある。民主主義は、國家の政策にとつても個人にとつても新らしい經驗である。紡績工であろうと、炭坑夫であろうと、或は機關士であろうと、明日の日本建設に參加するために、日本人は皆、現在の日本をよく知らなければならない。

かく考えると、勞働者教育は先づ第一に勞働組合自體を理解することであり、第二は勞働組合を通じてどういう事が出來るかを見出す事である。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

一　イデオロギーの鼓舞

斯様な勞働者教育は教育とよくいわれるもので、勞働組合や經濟界について役に立つ知識を與える一方、勞働者の智的レベルをあげるために計畫されたものである。

實際的な勞働組合教育は、事實を知ることの自由な事や、事實についての討議、意見の發表、贊成、不贊成等について自由であるということに見出されねばならない。

多くの國々の勞働運動は僞インテリにより害されることが多い。彼等は自己の實際的知識の不足をおゝいかくすために、國際勞働倫理學や世界勞働運動の文化的傾向其他漠然とした題目をとりあげ、極めて非實際的な性格の勞働者教育を行う。勞働者を教育するにあたつての最大の敵は、共産黨グループのファシストにより支配されている學校に見出される。この樣にドイツやイタリーのファシズムの下に勞働戰線は維持され、勞働者の學校は經營されていた。かような學校では、豫定の材料を提供し、生徒はそれを暗記するだけでその材料が眞實かどうかを疑問にするような事はなかつた。それは生徒の仕事ではなかつたのである。討議というような事もしなかつた。勞働者はたつた一つ責務を持つていた。それは獨裁者がいう所の血と民族の團結という觀念を受け入れることであつた。

共産黨の支配する學校も同じ性格である。彼等はマルクス、エンゲルス、レーニンの結論を豫め消

化してこれを提供し、ファシスト學校同樣、情報を知る自由や批評、討議、反對の意見をのべる自由など與えられない。階級鬪爭や階級的利己主義の理念が眞理として提供されるが、これらのイデオロギーは勿論眞の民主主義に反している。生徒は自ら思考することなく唯だ勞働學校で與えられた材料から長い一節を引用して他人に答えられるようになるまで、マルクス、エンゲルス、レーニン等のわけの解らぬ言葉を暗記するだけである。ファシスト學校と同樣、共産黨學校も教育するのでなく教え込むのである。

ファシストの勞働思想は人種的利己主義に基いて居り、共産黨の勞働のイデオロギーは階級的なイデオロギーに基いており、兩者ともあらゆる人間の基本的な尊嚴や權利、義務、個人の自由等を無視し、特定の民族又は特定の階級にのみ認めて民主主義に反對しているのである。

それ故眞の勞働者教育は教え込んだり、宣傳したり、又は人種や階級的利己主義のイデオロギーの先入觀を與えるものであつてはならない。自由な人は、自由なる思想、討議、意見より生まれるのである。

二　外國の勞働者教育

合衆國議會は長い期間を經て勞働組合を擁護する勞働立法を通過せしめた。勞働法の通過に伴い、

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

數百萬の勞働者は明治の始めにアメリカで創られた組合に參加したのである。二つの主な組合は一八八一年に作られたA・F・Lと、一九三五年に作られたC・I・Oである。之らの組合は組合員を勞働組合主義に教育するために非常な注意を拂い、學校の設立、新聞、小冊子の發行及び勞働組合の哲學に基く勞働者の訓練等を行なつてきた。

組合が成長するにつれ、教育の仕事は擴張された。アメリカの諸大學は勞働組合の課目を設け、勞働組合は勞働運動についての映畫を作り、勞働組合に屬していない人達に勞働組合がどういう事をしているかを話すためにラヂオ放送を行つた。

今日アメリカでは、大きな組合は圖書、雜誌、新聞等の發行に專心する課を、全國的な組合本部に廣く設けている。アメリカの全土にわたり數百名の人が、勞働組合の教育者、教師、藝術家、著作者に雇われている。

毎夏アメリカの縣の多くでは勞働者は仕事をやめて一週間か二週間、大學の中心地に來て教室で讀書したり、討論したり、勞働組合の新らしい理念を學んだりする。そして彼等が自分達の工場や町や村に戻る時にこれらの理念をもち歸るのである。

このようにアメリカの勞働組合は、民主的な勞働者教育を助長しなければ强力な組合を作ることは出來ないという事を學んだのである。アメリカ人についての非常に重要な一點は彼等が討論や演說に

時間を浪費しないことである。何かする事があるとすぐその仕事に取掛つてやつてしまう。アメリカの勞働組合は、家を借りることが出來ないと知ると、組合員は會を開いてどうしたらよいかを考え、小委員會を作り數週間會合してこの問題を論じ、住宅法や住宅に關する書物を讀むのである。そして相談をして話が決まつてから、勞働組合の住宅協同組合を作り、土地を買い、家を建てるのであつた。

ここで重要な事は彼等が自分達のために家を建てたということではなく、彼らが積極的に行動したことなのである。彼等は支配者が行動するのや職員の命令を待つてはいない。彼等は自分達のために何が出來るかを知つているからすぐ行動するのである。これはまた勞働者教育にもあてはまることで、我々が「行動により學ぶ」とか機能的な教育とか呼んでいる種類のものである。

英國では勞働者教育協會が數十年間、熱心な勞働者教育を行つてきている。英國の勞働者の現在の指導者の多くは、大學や專門學校を卒業したものでなく、英國勞働運動についての講義や、講演や、夏期學校に積極的に參加したのであり今日彼等の多くはオツクスフオード大學卒業生と同じようによく訓練され又洗練されている。カナダ、フランス、オランダ、スエーデン及びその他の諸國にあつても、勞働者教育運動の中に勞働運動の源泉が見出されるのである。

第二次世界大戰によつて工場の作業時間は長くなつたが、このために大切な勞働者教育運動は中止

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

されなかつた。實際英國ではファシストの爆彈が、大産業中心地に落ちた時でさえ、勞働者教育層は増し、勞働者階級の知識慾は前より加わつたのであつた。

三　日本の勞働者教育

日本人は強くて良く教育された組合を持たねば强力な民主的勞働組合を作ることは出來ないように思われる。日本人は何を教え、誰れを教育し、それをどのように行うか、これは大きな問題であるが、腰を下してじつくり考えれば答は簡單である。

四　基　礎

第一に、誰でも勞働組合運動について話しているが、その根據とする法律は何であり、日本に於ていかに形成されたか？

アメリカや英國の勞働運動を勉强することが根本である事は明かである。米英は世界の歴史で一番古い勞働運動の歴史を持つているからである。フランス、オーストラリア、支那、ドイツ、及びその他の民主諸國の新らしい勞働組合について勉强することは、世界の勞働運動の目的に關して貴重な背景を考えることになる。しかし日本の勞働者や勞働運動に實際の關係ある新らしい法律が日本にはた

くさんある。勞働組合法は日本に於ける最初の勞働組合に關する法律である。組合法についで勞働關係調整法が生れ、次に勞働基準法が制定された。諸勞働關係法には、失業保險法や、職業安定法も含まれている。これらの諸法律は日本の勞働組合員にとつて重要性を持つているか、確かに持つている。二千年の歴史に於て日本の勞働者は初めて自分達が撰ぶ組合を作る權利を與えられたばかりでなく、組合を擁護し、自由で民主的な組合を作る爲の法律を得たのである。

右に述べた勞働法はすべて色々な權利や特權を勞働組合に與えて居り、中には義務や責任を課しているものもある。貴方々が法律上の權利や義務を有するならば、その法律を注意深く讀まなければ、それがどういうものであるかを理解することは出來ない。

勞働運動を育てゝ行くには勞働者各自が勞働の理念とか、かゝる法律にもられている權利や義務についての概念をよく理解することが大切である。勞働者が政府の勞働機關の援助を受け、勞働組合により教育されねばならないことを意味している。

五　組合の機構

規約は組合の根本法であり、組合の目的を概說し、組合はどういう役員を有し、どのようにして彼等が選ばれるかをのべ、かつ組合と役員及び一般組合員の關係を明細に述べているものである。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

二、三百名の人が勞働組合を作るために團結すれば、そこに社會的、經濟的、政治的な權力を示す人的な團體が生れるのである。この權力は團體員のために用いられるべきものであり、かつ人類の福祉を增進するために用いられなければならない。

組合に奉仕するように選ばれた役員は、規約に示されている特定の義務のワク内で仕事をするのである。規約によつて權利や義務、特權、責任等が役員に與えられているが、組合の主要な力は一般組合員の手中に殘されている。

全組合員はどういう權力を組合の役員に與えたかを知つているか？　また自分達が收めた組合費をどういうように使われたかを知つているか？　組合員が組合規約や、諸勞働法を研究すれば、日本の勞働者は勞働者教育へ正しく向うことになる。

六　勞働協約

新らしい日本の勞働組合は使用者と多くの協約を結んだが、それは抽象的で漠然としたものであり詳細を缺いている。このように現在の日本の協約の多くは具體的でないので、協約を締結しても、次々と果しない爭議をおこすことになりがちである。使用者と組合は一つの爭議を終えると又すぐ次の爭議をおこすことになる。

有史以來最大の敗北より立ち上つている國民が、諸業や政府機關に於て、作業停止や、サボタージュ、爭議、紛爭などを常にしていられないのは明かである。

勞働組合員は、自分達がそれに基いて働いている勞働協約をよく調べなければならない。が、それはほんの初步的な事で、更に進んで英國や米國のように數百年の經驗を積んでいる勞働組合が締結した協約をよく調査してみなければならない。現在日本で勞働協約として通つているものと、外國の協約とを比べるとき、全く違つていることに氣が付くであろう。

日本の勞働者は、諸國の勞働者が、いかにして團體協約を結ばれるかを知らなければ、現在の協約を批判することが出來ない。日本の勞働者はかゝる教育と批判力を養つているから、勞働者のあらゆる權利を擁護し、勞働法の最低基準を含めそれ以上のものを規定し、不必要な勞働爭議やその他の紛爭から勞資を守る協約を進步させるだろう。要するによく教育された勞働組合員は、勞働法や組合規約及協約の事を知つていなければならない。自分達の規約や協約を批判し、より進步させるために外國の勞働規約や協約を理解しなければならない。

七　組合の統制

民主的な勞働組合でも、非民主的、又は反民主的になり得るのである。勞働組合が民主的な基礎の

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

上に、組合員により運營されゝば、自由な勞働組合となれるけれども、組合員が腰を下して、一人や二人の好きなように組合の運營をまかせておくならば、組合員は組合の民主主義を犠牲にする事になり、彼等の勞働組合は宣傳的となり、最高幹部の人達が統制するのに有利となるばかりである。これが、勞働組合の官僚政治が勢力をもつに至つた理由である。

官僚政治が起つた時に、自由なる勞働組合主義はほろぶのである。積極的で民主的な勞働組合主義を維持するために、たつた一つの方法がある。それは、組合員各自が、勞働組合内の日々の諸問題に積極的に參加する事である。貴方達自身で出來る事を他りより上の機關に絶對にやらせないという事が民主主義の基本原則である事を忘れてはいけない。貴方々が自分自身を處理する事が出來れば出來る程、貴方々が住んでいる世界をより多く支配しうるのである。

約言すれば、基本的な原則は貴方達自身が支部組合を運營すれば、貴方々の支部組合は民主的になり得るという事なのである。次にはその支部組合自體が、組合で出來る事は出來るだけ組合でやるようにすることである。第三に、貴方達が、法律上の權利、義務、組合の權利義務及び使用者との協約等をよく知らなければ、强力な組合をもつことができないという事である。

八　誰が教育活動をするのか

民主々義の基本原則を繰り返して云うと、貴方達自身で出來る事を上級機關にやらせてはいけないということである。これは中央集權化を禁じる事でなく、出來るだけ自分達でする事により、民主主義を助長するのである。

組合の教育計畫には二つの流れがある。一つは東京にある全國組合が縣、市町村にある傘下の組合に次のように書いて手紙をやる事である。

"拜啓どうか教育計畫に着手して下さい。昭和二十五年までに御報告下さい。佐藤"

何かするようにと支部組合に頼むのは何の意味もない事は明かであり、彼等は恐らく教育計畫がどういうものであるかさえ知らないと思う。或いは知りたいのかもしれないがどこから手をつけてよいのか解らないのである。

勞働者教育に於ける今一つの極端な例は、全國組合が官僚政治的となり非民主的になつた時である。このような狀態の下では、全國組合は多數の熟練した職員を有し、彼等は書物や新聞やパンフレットを書き、映畫を作るが、全ての事が東京でなされ、縣の組合員は子供のように取り扱われ、東京の壓制的な勞働組合職員は嚴密にどのように考え、行い、云うかを教えるのである。

教育が上部から嚴重に統制される時には、その教育は勞働ボスの一小グループの擴張策になつてしまう事は明かである。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OKS

九　勞働教育を如何に行うかの問題

ではどのようにして勞働者教育を行うか？　一つは上からの獨裁を排する事であり、今一つは民主的な教育計畫をたてる事である。他の物事に於けると同樣に、正しい道は兩極端の中間にある。

我々が今日知つているような、日本勞働組合運動の樣相をよく考慮なさい。

一〇　勞働者階級の分裂

大抵の市町村には大小多くの勞働組合があり、日本の產業、商業、公益事業に從事している勞働者より成つている。各縣の勞働者は縣勞働組合連合會、又は縣勞働組合會議を形成しており、また支部組合は同種の職業又は產業の全國組合に參加している。

このようにすべての銅鑛山は全國鑛山及び製錬所組合に、すべての石炭從業員は全國石炭從業員組合に屬している。その他も同樣にそれぞれ全國的な組合に屬している。要するに、組合は地方單位に組織され、運營され、縣單位に連合し、全國的な基盤の上にたつて最高幹部により指導され活動しているのである。そこで今度はこの機構を日本の勞働組合に於ける教育活動の發展の問題と關聯させてみよう。

町や村の支部組合は、その教育事業を出來得るかぎり自分でしなければならないが、この支部組合が他の支部組合と、或種の教育を行おうとする時、勞働組合の演劇部によびかけなさい。さうすればそれは一段上つて縣の協議會にかけるであろう。また縣内で學校が計畫された場合には、縣勞働會議により組織される。というのは、縣の組合はどれも自身で仕事を全部する事は恐らく出來ないと思われるからである。

或る支部組合が日本の勞働組合運動の歷史を示す映畫を作ろうとすると假定してごらんなさい。二百人か五百人の組合員しかない一組合が、このような映畫製作費を出せるでせうか。勿論出來ない。多くの縣にあつては、縣勞働會議でさえこのような資金を出すことは出來ない。だから合理的な事は東京の全國組合が仕事をすることであり、そうすれば、日本全縣の參加組合全部が資金を出すことになる。勞働組合運動に關する著作や、全國的なラヂオ計畫の準備や、全國的な勞働組合雜誌の發行等についても同じ事が云える。これは民主主義を助長させるために勞働者階級の分裂をさける一方法である。注意しないと組合の上部組織を支配し、これを自分達の目的に使う政治家が現れる危險が常に存している。組合に於ける官僚政治的な獨裁をさける最善の方法は活潑に教育計畫を行う事である。

一一　委員會

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

我々は教育事業を三つの部門に分けた。それは、全國組合でなされる教育事業、縣勞働會議でなされるもの、及び支部組合でなされるものの三つである。いずれも必要であるが、支部組合は勞働運動の基礎であるから、支部組合の行う教育事業が一番大切である。

一二　支部組合

各支部組合には、讀書好きや、新聞蒐集に興味を持つものや、議論家が幾人かは必ずいるものである。組合内で先ず第一にしなければならないことは、組合長が支部組合の教育委員に三人か四人の男女を任命することである（特に若い男女）。この人達は組合長の指揮の下に働く權限を支部組合員大會の決定によつて與えられている。一般組合員の大會毎にこの教育委員は報告をする。このように教育委員は役員に對してばかりでなく、組合員に對しても責任を持つのである。

委員會の仕事は多い。アメリカやイギリスの勞働組合にあつては、教育委員會が使う特別資金に、組合費から一定率を繰入れることが行われている。例えば毎月の組合費が三十圓で、組合員が百人なら、月に三千圓集める事が出來る。この中百五十圓を教育委員會に與えることが出來る。組合員が千人であれば決議や投票により、月に千五百圓を委員會に與える事が出來る。これは金額としてはそれ程多額ではない。しかしあとで述べるが、この教育委員會はこの小金額を使つてリーフレットやパンフ

レットを賣つて大きく資金化して行くことが出來る。

委員會は組合長により任命され、組合から最初の財源を受ける。勿論、教育委員會に自發的に奉仕しようとする人はしてもよいが、かる有志は何時も觀迎される。

かくて、この委員會は支部組合の教育に責任を有することになる。

一三　縣勞會議

縣内の全勞働組合によつて構成される縣勞會議がある。即ちそれは石炭從業員、工場勞働者、紡績工、紡車工、交通從業員、教師、錫鑛山夫等色々な種類の勞働組合を含んでいる。

この縣勞會議は、縣の組合を代表する小規模な教育委員會を作る。この縣勞會議教育委員會は教育の監督や計畫の作成について責任を負つているが、全縣に對してだけである。この縣勞會議は所屬の勞働組合の希望に應じるべきであり、政策を强制してはいけない。

一四　全國組合

一番上には全國組合の教育部があり、多くの民主國にあつては、組合長が執行委員會の同意と承認を得て、全國組合の教育部長を任命するのが普通である。そしてこの部長が計畫を立て、組合役員の

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 003

承認を得てからその計畫に着手するのである。少くとも一年に一度この教育部長は全支部組合の教育部長と會議を開いて、彼等と仕事を調整し、彼等に提案し、また縣外の人達から提案を受ける。更に支部組合教育委員長に毎月會報を行うことにより、組合の教育部長は組合の全教育事業を整合する事が出來るが、彼は何時でも組合長の意思に從い年次會議には組合員に報告し、一般組合員の決議や投票に從い定例の教育委員會の精査や批判に基いて報告をしなければならない。

一五　政府機關

極東委員會の十六原則は、"日本政府は出來るだけ勞働組合役員が他國に於ける勞働組合活動の情報を得られるようにすべきである。"と述べている。更に日本政府は勞働法や新法令、及び勞働組合は勿論一般勞働組合員に關係ある諸法律の施行過程等について、勞働組合員は勿論一般大衆に知らせる責任がある。勞働省勞政局には勞働教育課があり、週刊新聞の"週刊勞働"を發行して居り、この新聞は政府の勞働政策を發表し、他國に於ける勞働界のニュースを提供し、勞働者に奉仕するのである。又勞働教育課は、組合員啓蒙のために、日本語で多數の外國の勞働關係書籍やパンフットを發行している。

中央勞働委員會及び多くの地方勞働委員會は、勞働組合法や勞働關係調整法の運用を通じて、勞働

者教育の援助の義務と責任を有する。勞働委員會は調停、仲裁、斡旋等の仕事について勞働者に知らせねばならず、また委員會に持ち込まれた勞働爭議やその最後的取りきめについて支部組合に知らせねばならない。

勞働基準局は勞働基準法の内容や、その中に含まれている多くの法令について、一般組合員を教育する責任を持つており、又これ等の法律や法令施行にあたつての勞働者の權利を知らせねばならぬ。

又勞働統計調査局は勞働組合や一般組合員に關係ある正確で適時の統計を知らせる責任がある。また婦人少年局は、婦人及び婦人勞働組合員に、彼女等の法律上の權利を知らせ、かつ、新日本に於ける新らしい民主主義成就の援助を行わねばならぬ。

勞働者職業安定局は局の仕事を促進し、組合に報告するために支部組合と全國組合との連絡をしなければならぬ。

その他の政府機關も勞働者に對し同樣な仕事と義務をもつている。支部組合教育委員會や縣勞會議及び全國組合の教育部はこれからの政府諸機關を出來るだけよく用いねばならぬ。これらの諸機關は勞働者に奉仕するが、相互の協力なしには成果をあげる事は出來ないのである。

一六　教育機關の活動

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

これ等の諸教育機關の活動は様々であり、組合の大きさや仕事の種類が、諸委員會、會議、教育部等で使用出來る金額等に左右されるが、我々には新らしい方向にこれらの教育活動を導くために勞働者教育委員會の重な活動のいくつかをとり出して概説するにとが出來る。例えば全國組合の教育部長が先ずしなければならぬ事の一つは、月報又は出來れば雜誌の發行に着手する事であり、これは參加組合の全職場委員は勿論各支部組合の教育委員會へ送られる。このような雜誌は二、三の部門に分け例えば一部門では參加支部組合の教育活動に關する短報を、他の部門では計畫の概要、縣勞働[illegible]委員會への提案を、第三の部門には食糧消費組合の設立、勤約の締結、職場委員の組織、及びその運營や勞働組合等に關する報導記事をのせる。月を經るにつれこの雜誌又は月報は、參加組合に、特徴ある勞働組合の活動狀況を知らせ、地方に於ける教育水準を高める。

全國組合の教育部長は參加組合に配布する基本的なポスターの案出に忙しく、組合の目的をやさしい言葉で説明し、民主主義勞働組合主義に於ける假等の役割をのべているリーフレットを準備する。小さな支部組合員に對しては複寫物により通信教育をなし、それにより組合員は二三週毎に新らしい事を學ぶ。このようにして勞働組合法や、團體交渉、勞働史、及勞働組合の原則等を、仕事をおえた後自宅で勉强することが出來るのである。又、全國教育部長は講習會や地方會議の準備をなし、勞働學校を組織し、または各地の勞働者に對する夏期學校を開催する。全國組合教育部長は計畫を促進

し、勞働者の教育組織の骨子である書物やパンフレット、リーフレット、ポスター等を地方委員會に提供して指導を行う。これらのパンフレットやリーフレット等は支部組合へ原價で大量に販賣される。縣勞働組合連合會は勞働關係演劇、講習會、地方勞働學校、地方夏季學校等の準備及び縣の全教育部長の月例會合を開いて互に意見を交換し、縣の各支部組合の教育活動を進展させるよう指示する。

なお、支部組合の教育委員會があり、これは恐らく、交渉委員會の次に支部組合の最も重要な委員會であり、全國本部からくる教育資料が適當に使用されているかどうかをたしかめる。そして地方で行う講習會の準備をし、職場委員の教育を行い、勞働者の小グループに、彼等自身の勞働活動を書かせ他の勞働者にみせ、ピクニックを準備し、組合員のために組合内に圖書館をつくり、勞働組合法、民主主義、勞働組合主義等について地方小學校に縣賞論文を募集し、優秀論文に對して賞與する。またパンフレットや勞働書を販賣する。

支部組合は勞働者の地方出先機關から多くの書物やパンフレット、ポスター等を確保する事が出來る。幻燈や安全をはかるための展覽會及びその他資料を無料で借りることが出來る。

地方教育委員會は、勞働者に關係ある現下の法律について議論し、食糧問題をいかにすべきか、「憲法」等の問題について、勞働者の指導者が經營者、公務員と討論會を行う。そして、地方の小學

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OKS

校に於てこの教育委員會は有益な友を見出すという事を忘れてはいけない。教師達は講義をしてくれ、議論をして援助してくれ、一週に一晩か二晩組合に學校の建物をつかわせてくれるよう校長にたのんでくれる。小學校は通常町の中央にあるので、勞働組合は便利な會合場所をもつことが出來る。

一七　活動によつて學ぶ教育

さて今度は、最も重要な教育形態の一つである活動によつて學ぶ教育を述べる段取になつたが、この機能教育というのは、自分自身でどういう風にして物事をするかを、人々に見出させる教育方法である。

二つの例をとつて考えてみよう。貴方の縣で選擧が近ずいているが、組合員は現狀の色々な事に滿足しておらず、それをどうしてよいかも解らないのである。教育委員會は男女の副委員を任命出來、これらの副委員は暇な時に、市長や議員等の各候補者について勉強する。彼等はその候補者達の履歴をしらべたり、候補者を一人々々訪問して勞働者に對する見解や食糧問題等についての意向を尋ねる。これを全部教育委員會が記錄して廻狀又は壁新聞を發行し、各候補者の履歴の大要や勞働者や團體に關係ある事項に對する見解などを知らせる。勞働組合員が、誰に投票しようかと議論し始めると、教育委員會は各候補者の經歷を組合員に知らせる。各人はかくして斯樣な委員會の活動によつて

より賢明に投票する方法を學ぶのであり、この活動が本質的な教育なのである。

さて今度は食糧問題に移ろう。地方の農夫の多くは食糧を持つているが、問題はこれをどのようにして勞働者に與えるかである。勞働者の中には勞働組合内の協同組合が組合員の全購買力をあつめ、農夫から大量の食糧を買い、之を安い價で組合員に賣ると考えるだろう。更に教育委員會は全國本部又は地方の學校からパンフレットや書物を手に入れて問題を研究し、關係組合員の會合を二、三回開き、あらゆる面からこの問題を討議した後、彼等は勞働組合の總會へ行き、彼等が氣づいた點を話し、協同組合をつくるよう提案する。各組合員は自分達が生きている世界について一層學び、問題をよく研究した結果、組合員はもつと賢明な行動がとれるようになる。

民主主義とは何んと簡單でしかも何んとむずかしいのだろうという事が貴方達に解つただろう。

民主主義は、男女は皆平等であり、研究や讀書に對しても平等の機會を有しているという原則に基いているから、至極簡單であるが、我々の多くは怠け者で誰かにして貰えれば、何もやりたがらない。この故に日本の健全な民主主義の發展にとつて、教育委員會なるものが非常に重要なのである。教育委員會は勞働組合内の機關に於て新しい考えや廣い知識、高い社會道德や賢明な行動を全組合員に吹きこんでいる。

これには一年かゝるか五年かゝるか十年かゝるか解らないが、地方勞働組合の教育委員會が熱心に

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OKS

動けば、堅固な民主的勞働組合がきずかれるであろう。

活動によつて學ぶ教育もまた教育委員會が行う。何故かというと、活動を續行する間に委員達は仲間の男女勞働者の前でよんだり、勉强したり、話したりする事を學ぶのである。彼等の中には指導者になるものもあり、暫らくたつと仲間の組合員は次のように云う。「佐藤さんは非常な賢い人になつたが、何んでもしやべる前にまづ考える。そしてしやべる時には分別のある事をしやべる。皆んな彼についてゆこう」と。こうなつた時に新らしい組合の指導者が生れる。新しく勞働組合が出來た最初の頃は、多數の人には譯のわからぬ言葉や大聲で演說したりして指導者を決める。彼等は暫時の指導者であるが、長いことその位置に留まることは滅多にない。勞働組合の原理を代表する勞働組合運動の眞の指導者は、教育委員會から生れ、それから交渉委員會委員になり、それから支部組合の指導者又は全國組合の指導者となつた男女である。勞働者教育は勞働組合運動に於ける民主主義を繼續させる最善の方法である。何故ならこの勞働者教育は組合の下部から活潑な指導を與えるからである。組合上部指導者が有能であれば組合を擴張するためにいかにその新らしい指導者を使うかを知つて居り、上部の指導者が官僚的で微弱であると彼は長く續かず、新らしくて、もつともよい指導者が選ばれるようになる。

民主主義は組織的な成長をもたらす過程であり、上から壓しつけられるものであつてはならない。

民主々義は人々に與えられる事は出來ない。出來得る事は、連合國によりなされたように民主主義に對する組織を與える事である。その組織を充たし、それに生命を與え、實際の活動體を創造し、民主主義とよばれる社會組織をつくるには、その團體諸組合員の活動や反應によつてのみ達せられる。勞働組合運動は數百萬青年男女勞働者により行はれ、各自の勞働組合運動に於ける自分達の權利と義務に對する自覺の程度に應じ、又は各人がどの程度組合運營に積極的であるか、或いは、どの位に各人が社會組織内に於ける勞働組合運動とその役割に對する理解を深めようと努力しているかにより、民主主義の程度が左右されるのである。

民主諸國にあつては積極的な勞働者教育が進んで居り、勞働者もその他の人達も勞働組合運動は民主的に考え、行動し、話すことを男女に訓練する民主主義の學校であると云つている。

今日の日本勞働組合の主な問題の一つは、日本各地の支部組合に於ける教育委員會の行動を活潑にする事である。この教育委員會が仕事を始め、活動を擴張すれば日本の勞働運動は、全日本人にとつてこのみでなく全世界の人々にとつても重要で尊敬するものとなるのである。

一八　結　び

これが勞働組合運動に於ける教育過程の根本であるが、全般的な活動にとつて最も重要なのは組合

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

員の教育活動であり、これは新しい指導者を生み、全勞働者側の積極性を助長するのである。

人は自分達が知つている事だけを好み、好きな事にのみ忠實であるのが普通である。從つて勞働者が、勞働組合がどういうものであり、自分達の福祉のためにどのようにそれを働かせるかゞ解れば、勞働組合が好きになる。そして勞働組合が好きになり、それを理解すれば、それを固守、より大きなものに築きあげるようになる。

こゝから、新しく強力な民主的社會が生れ、この社會は賢明に教育を行えば新しくてより民主的な世界がすべての人々にもたらされ得る事を世界に示すよき例となるであろう。

第五　組合の會議のやり方

序

昨日まで日本では、官僚や軍國主義者が秘密に會議を開いて、自分達だけでいろいろな決定をし、日本の民衆はその決定を新聞でよんだり、ラジオできいたりしてはじめて何かあつたということを知つたのである。こういう政治形態、つまり秘密に決定をして、民意を知るために少しも民衆にはかろうとしないような少數のグループによつて支配されている政治形態が、全體主義またはファシズム

と呼ばれるのである。

アメリカ、英國その他の連合國は民主々義をまもり、世界の全民衆が彼等自身の政府の支配に積極的な役割を演ずることができるようにしてやるために、何年ものあいだ血なまぐさい戰爭をつゞけたのである。次第に、獨裁的なファシストの權力は地におちていつた。ムッソリーニは首を吊られ、ヒットラーはベルリン市街戰の終り頃殺されたと報ぜられており、日本の軍國主義者や帝國主義者はその權力を奪われて、その權力と權威を濫用したかどによつて戰爭裁判に附されている。

日本の軍國主義者や官僚の沒落と占領軍の到着の後に、新しい時代が日本に到來した。そしてマックアーサ元帥に勵まされて、日本の勞働者は日本の民主化に一役果すため、また賃金、勞働時間その他の勞働條件の水準を向上、確保するために勞働組合を作りはじめた。警察の彈壓や特高からの解放等、多大なる自由な環境の下で、日本の新しい組合は既に組合員六百萬を誇つているのである。

組合運動が起るにつれて、日本には次第に輝かしい民主々義を下部より作りあげてゆく機會が到來した。しかし、封建主義の古い習慣は一夜にして亡びはしない。占領軍が到着し、ポツダム宣言が履行されたゞけでは、封建的な習慣や婦人の權利の抑壓や、その他戰前の日本における半封建社會の諸特徴を徹底的になくしてしまおうというわけにはゆかない。習慣というものは徐々にしか變らないものなのである。一つの區から他の區に移つた人は、時々度忘れして間違つた電車に乘つてしまう。何

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

十年も東京から指令をうけることに馴れてきた男女は、一晩では、少くとも一日では盲從の習慣をなくすることはできない。

組合が作られたゞけではほんの序の口にすぎないことはたしかである。組合を作るということは、たゞ一つの進路から次の進路に出發したことのしるしにすぎない。本當の變化というものは、精神的な知性的な變化である。この變化が民主革命というものなのである。そして民主革命の精髄は、各人が教育と經驗によつて民主的な方法で考え、行動し、話すことを學ぶことの中にあるのである。民主主義の精髄は、人間の尊嚴と、自己及び他人への權利、義務と、人の社會的地位とを相互に尊重しあうことにある。このことは決して「指導者に從え」式の考え方と行動の型を意味するものではない。それどころか民主主義の礎石の一つは、人間の尊嚴を自覺することにあるのであつて、この自覺から自己を表明し、自由に發言し、また反對意見を保持する權利が生れてくるのである。ある團體がある決定を行い、多數の決定には從わねばならぬ場合であつても、組合員はなお之に反對し、その反對を表明することができるのである。一般大衆が自由に發言し、自由に表明する權利をうちこわし、個人の自由をうちこわすならば、民主主義の道からはずれてしまうであろう。

戰後の日本における勞働組合運動の根本的な意義は、賃金値上げにあるのではない。それは大きな社會的な變化をもたらし、その中で老若男女をとわず、日本の大衆が彼ら自身の生命を守るという大

きな役割を次第に自分達の手でやつてゆくようになることにあるのである。

組合運動が成長するにつれて使用者は昔の溫情的な使用者ではなくなつて、賃金、勞働時間その他の勞働條件について、組合員と會合し團體交渉をとりむすぶようになつてゆく。しかし民主革命の觀點からみてこれよりもつと重大なのは次のことである。即ち勞働組合運動の意義は、一般組合員が新しい組合運動の樹立と運營に積極的且つ決定的な役割を演ずる能力が次第に增大してゆくことに見出されるのである。

一　民主主義

それ故、民主主義は一般組合員の教育と體驗、並に一般組合員の意見、論議の交換により決定をなし、最後に多數の意思によつて採決をなすことにある。

新日本の組合民主主義の一要素は、すべての支部組合が、全組合員の總會をしば〳〵開いて、一般組合員をして彼等單獨には處理することのできない問題を、皆んなで解決することにある。

要　約

組合は會合の場所を持たねばならぬ。又議長を持たねばならぬ。更に議事規則、すなわち會議の運營を規律する規則を持たねばならぬ。このパンフレットは議事法として知られている手續を述べよう

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

とするものである。

會合の場所は、公會堂、組合のホール、小學校、劇場その他組合員が他人から聞かれることなく、自分達で自分達の問題を討議することのできる公けの建物であればどこでもよい。議長は交通巡査のような働きをする。議長の任務は、發言しようとする者には誰にでも充分發言の機會を與えるようにすることにある。すべての者が一度に話し初めたのでは、會議は騒動になつてしまう。議長は、討論を秩序正しく導かねばならぬ。

議事規則は、何を、いつなすかを定める。それは議事の秩序である。

議長は議事法といわれる規則を守らねばならぬ。しかし議長も時には會議を正しく導かないこともあるので、すべての組合員は、議事法を理解していなければならぬ。その時は、組合員は規則違反の事實を議長に注意してやらなければならぬ。かくて民主主義は榮えるのである。議長が組合を獨裁的に支配しようとする時には、組合員はこの規則によつて、これを防止することができる。

一言にしていえば、議事法は、議事を民主的に、スムースに能率的に運營するために定められたものである。これなくしては、會議は、らんちき騒ぎとなり、おそらく小規模の戰いとなつてしまうだろう。議事規則があるからこそ、組合會議はその民主主義的使命を果すことができるのである。このパンフレットは、規則の全部について述べるものではなく、その重要な規則の大略を述べるだけである。

る。更に詳しく知ろうとする者は、「ロバートの議事規則」という、國際的に用いられている議事法の讀本を讀めばよい。

組合の會議に出席する組合員はだれでもその意見を發表する權利を持つている。しかし一度に皆んなが話すことはできない。ちようど電車に一列にならんで乘り、映畫の切符を買うとき一列にならぶように、議事規則は秩序を保つためのものである。會議における民主的活動の諸規則は、全世界の民主主義團體によつて認められている。これらの諸規則は、組合員によつて作られたものではない。それは、各地の民主主義團體すべてによつて、何百年という長い間に作り上げられたものである。

組合規約の細則

新日本の統治は、新憲法に基いて行われる。そのように、日本の組合は規約を持つて、それに從つて組合員は活動する。又組合は、議事規則、選擧手續、會議を開く回數と場所などを定めた細則を持つている。いうまでもなく、一般組合員がその意見を活潑に、健全に交換するためには、組合は會議をしば〳〵、例えば、少くとも毎月一回開かなければならぬ。

二　組合の會議

一般的にいつて組合の會議には二つの形がある。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

一、支部組合の組合員全部の會議

二、支部組合の委員會の會議

支部組合の組合長は全組合員の會議の議長である。彼に事故ある時、細則には誰が議長の代りをするかを定めている。委員會の會議では委員の一人が議長に選擧される。

どちらの場合にも議長が定時に會議を開會し、會議の秩序を保ち、定時に會議を閉會する。議長が彼の仕事をよく知つており、また仕事を尊重している場合、また議長が彼の任務を尊重し組合員が議長を尊敬している場合には、議事は迅速に處理される。どの型の組合會議も書記を置いている。書記は起つた事を正確に詳細に記錄しておく。

三　議席の配置

議席の配置は簡單である。ホールあるいは室の前の方に机があり、その机に議長が坐る。その一方の側に會計主席が、他方の側に書記が座を占める。組合員は「一般席」を構成し、議長と向いあつて對席を占める。議長がいる所または委員會の議長が報告する所を議長席と呼ぶ。會議の重要な部分は、すべての動議または質問が「一般席」から提出され、それが議長に採り上げられることである。議長は勸告をなし、動議を要求することが出來るが、如何なる勸告または動議と雖も「一般席」から

提出されたものでなければ有效ではない。もし議長が討論に參加し、演說をしようと思えば、彼は臨時の議長を任命してその席を去り「一般席」の一員にならなければならない。

四　開　會

組合の會議は、議事を行うために必要な人員が出席しなければ正式に開くことはできない。それ故、すべての支部組合の細則には、定足數、即ち正式に會議を開く爲に出席を必要とする最小限の人員をきめておかなければならない。そこで支部組合は定足數を組合員の一〇%、二〇%または四〇%と定める。例えば二、三百人の組合員を持ち、細則によつて定足數を二五%と定めている組合では如何なる會議に於ても少くとも七五人出席しなければ會議を開く事は出來ないのである。開會にあたつてその定足數が充たされなければ會議を開くことは出來ない。初め定足數以上出席していたのであるが、後に多くの人が會議場から去つて了つて、會議が成立つかどうかに疑いを持つ場合は、組合員は誰でも定足數を調べることを要求することが出來る。その時は議長は、定足數があるかどうかをしらべなければならない。そして定足數がない場合は、議長は自動的に會議を閉會しなければならないのである。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OKS

五　閉　會

人々が議場を去る理由には、彼等が外に仕事をしなければならない場合もあろうし、また時間がおそくなつた爲もあろう。會議は餘りに長時間續けてはならない。人々は蠟の上に坐つている事にあきてくる。だから支部組合は閉會の時間をはつきりと定めておかなければならない。なぜならば、たとえ定足數はあつても、組合内の少數の者が會議を長びかせ、多くの組合員が去つた後で重要な決議をなすことがあるからである。閉會の時間を定めておくと、これを防止することができる。

六　議事日程

組合の會議を閉會するに當つて、議長は次の様に宣する。「只今より××組合の總會を開きます。この會議に於ては正當の手段で提出された議案を處理します。」かくて會議は細則に定められた議事日程に從つて進行される。

議事日程の外國の組合の一例を次に掲げる。

一、役員の點呼
二、前回會議議事錄の朗讀

三、組合加入希望者の紹介
四、加入許可の票決
五、入會式
六、會計主事の報告
七、役員及び各種委員會の報告
八、通信事項の報告
九、審議未了の議案
一〇、慰親、厚生
一一、失業組合員及び困窮組合員の調査
一二、新議案
一三、閉會

七　議事錄及び報告

會議が開催され議事錄が朗讀された後、議長は議事錄通り承認するかこれを修正して承認するかを尋ねる。ある組合員が議事錄の修正をすることになる。同様にして委員會又は組合員によりなされた

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

報告はすべて受理又は承認される。報告の受理とは單に書記が報告をうけとることをいゝ、報告の承認とは全員によつてその報告に同意が與えられることをいう。次にこれがどの樣にしてなされるかを説明しよう。

動議の提出

會議が開會され議事錄が朗讀され、これ等に對する議事が終了すると、各人はたゞちに發言し始めるというようなことでは烏合の衆の集りにすぎない。それで議事手續が定められて整理をし、スムースに議事が運ぶようにする。議事錄はその動議が提出されたときだけ承認される。すべての議事は動議を通じて進行する。動議を提出するということは、提案するということである。それは行動を起す場合の言葉による正式の方法である。

このようにして一人が或る提案をしようと思う時は、立上つて議長の承認を得る。（この承認は、言葉又は合圖によつてなされる）。そして、例えば次の樣にいう。「議長、我々はジョーンズ君の委員會から、勞働協約違反の處罰問題に關して、その事實を聽取することを動議する。」これが動議の提出といわれる。

この動議の提出によつて、會議にある問題を論議させることになるのである。もしある者が立上つて、「私はその動議に賛成します。」と云つた場合には、會議はこの提案を討議しなければならない。

賛成する者が、一人もいない場合には、この問題は討議することは出來ない。そして會議は、他の議事に移つて行く。

討　議

例えば、佐藤さんが自分の組合で、教育講習會を始めるという動議を提出し、その動議が賛成されたとする、そうすると議長は、「組合の教育講習の設置の動議が提出され、これに賛成がありました。何か御意見はありませんか。」と言う。

動議を提出した佐藤さんが、その理由を説明する爲に、最初に發言を許されるのが普通である。佐藤さんが話し終つた後、他のものが發言出來るのであるが、各人は議長の承認を得た場合にのみ、發言出來る。かくてすべての討論が終つた後、議長はこの動議を採決に附する、この場合議長は、採決前に動議を朗讀することを、書記に命ずる。何故ならば動議がこみいつていて、表決しようとすることを、正確に記憶することが、組合員には難しいことが多いからである。

動議が朗讀されると、議長は、「この動議に賛成の方は、賛成と言つて下さい。」という。そして、その後に「反對の方は反對と言つて下さい。」という。もし大部分のものがこの動議に賛成した場合には、議長は、「賛成が多數です」という。かくて動議は採擇される。反對が多い場合には、議長は、「反對が多數です」という。この場合は、その動議は否決される。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

動議の正當不當

發言者が、議事規則に從つて、發言して居るならば、彼は秩序正しくやつているといわれる。發言者が議事規則に違反する場合は、彼は秩序をみだしているのである。或る者が議事日程でゆるされていない時期に動議を提出すると秩序をみだすことになる。しかし適當な時期に、新しい動議を提出することは、秩序をみだすことにはならない。動議は次の様な場合正當なものと認められる。

(一)、それが現在上程されている議事に關連している場合。

(二)、定められた議事日程に基いて提出される場合。

(三)、議事進行に關する諸規則に違反していない場合。

例えば、議事日程では會計報告をせよと要求されている時に、失業組合員に金錢を給與するという動議を提出することは、正當ではない。この様な動議は、議事日程が新議案の項目に移つた時提出されるのが正當である。

ある動議又は討論がこのような規則に從わないならば、議長は次のようにいう事が出來る。「渡邊さん、あなたの動議は正當ではありません。この動議は新議案の討議の際に提出して下さい。」と。しかし時には議長がまちがつた指揮をしたり、ある組合員の動議が正當でないのに正しいとするようなことがある。その場合は誰でも起立して「議長の裁定に異議あり」といつてよい。

この場合他の組合員が。「唯今の異議に贊成します。」といつた時には、議長は議長席を離れ、書記又は副議長をして、臨時の議長を務めさせなければならない。この場合、異議を申立てたものは、その理由を説明することが認められる。議長は一般席から發言し、その決定の理由を述べることが許される。そして臨時の議長が「議長の裁定は支持さるべきや否や」の票決を取るのであるがこの場合他のものは發言を許されない。もし議長の裁定が破れゝば不當であると裁定された動議は正當なものとなる。議長はもとの議長席につき、會議は續行される。

動議及びその修正

時々提出された動議が、多數の意志を正確に表わしていない事がある。例えば、すべてのものがその根本精神には贊成であるが、それが本分に述べられて居ないような動議である。これがもしそのまゝ裁決に附されゝば、それは否決されるであろうが、しかし組合員たちはこの動議の着想を殺してしまい度くはないのである。

それでこういうときは、ある動議が提出され誰かの贊成を得た後、誰かゞ討論の前、又は討論中に起立して、「この動議を次の様に修正することを動議する」という。修正は原動議の根本的な意味をくつがえす様なものであつてはならない。修正動議は原動議を修正し、改善する時にのみ正當である。例えば組合の集會場を買おうという動議を修正して、集會場を買わないという動議を提出するこ

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

とは出來ない。

例えば、一組合員が「社會事業に千圓寄附することを動議する」という。この動議が賛成され、他の組合員が「私は社會事業でなく、日本赤十字に寄附するというように修正することを動議する。」というとする。これは原動議をくつがえすことになるので、議長は、「濟みませんが、その修正動議は正常ではありません。」という。

もう一人が起立して、「私は原動議を、一千圓を二千圓と改めることを動議する。」という。もしこの修正動議が賛成を得れば、金額の變更が討議される。裁決が求められると、議長は、先づ第一に修正動議を、次に修正された動議を裁決に附する。例えば、「原動議では千圓であるが修正動議はこれを二千圓にしようとするのです。この修正動議に賛成の方は右手を上げて下さい。」もし多數が右手を上げれば議長は、「修正は可決されました。これから修正された動議を票決に附します。修正された動議は、この組合は、社會事業に對し二千圓を寄附するというのであります。これに賛成の方は右手を上げて下さい。」もし多數が承認すれば、議長は、動議は採擇されました。次の議事に移ります。」という。

修正動議の修正

修正動議が尙一部分のもの、意志を正確に表現していないので、あるひとがこの修正動議を更に修

正しようという場合がある。

今まで多分その意見を發表する機會がなかつた人が少しいるわけである。新しい提案即ち修正動議に對する修正の提案がされる場合には、それは、原動議に關係があり、原動議を更に明確にするものでなければならず、また原動議の基本的な目的を變更してはならないのである。

例えば原動議は「加配米を要求する爲、東京に代表を派遣する」というものであるとする。これに對して、「代表は今月十五日に出發する。」という修正動議を提案する。この修正動議に對する修正は「すべての他の組合にも、我々の代表と共に代表を送るように勸誘する。」というのである。

代　案

時には原動議、修正動議、再修正動議等で組合員の頭が全く混亂してしまうことがある。大體修正というものは混亂するものである。この場合或る組合員がこれ等の意見を纏め、新しい動議にし、「私は代案を動議する。」という事が出來る。この代案が採決に附され多數の支持を得れば、それが正式の動議となる。そしてこの原動議及び修正動議に對する代案の動議が採決に附される。

討論終結

或る一定の事項が、討論に附されている時、三十人も四十人もの人が、自分達の意見を述べようとすることがあろう。一人々々が議長の承認を得て發言し、組合員はあきあきしてしまう。時として組

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

合内の少數分子が採決をさまたげる爲、次々としやべる事がある。これが議事妨害と呼ばれる。そこで組合員の多數の意志により討論を制限する爲に、或る種の規則が作られて居つて、それが少數派も多數派も保護するようになつている。

討論の制限

討論の時間を制限したり、各々の發言者の時間を制限したり、發言者の數を制限する動議を提出することが出來る。このような動議は、討論の開始前であつても、討論最中であつても、正當である。しかし、前以つて、このような討論の制限が同意されていない場合には、出席者の三分の二が投票しなければ、このような動議を採擇することは出來ない。

或る動議が提出され、贊成されて、組合内のフラクションが長々としやべろうとしていることが明かであり、且組合員の多數はもう決心がついている場合には、一人のものが起立して、發言の承認を得た後、次のようにいう樣に心掛けなければならない。「議長。私は、この動議の討論は十分、贊成の發言者五人、反對の發言者は五人、各人二分間に制限することを動議する。」と。もしこれが三分の二の多數によつて採擇されるならば議長は時計を取り出して、この動議のように議事を進行せねばならない。

留　保

討論を制限するもう一つの動議は、次のようなものである。「議長、私はこの動議の留保を動議します。」この動議に對しては討論は許されず、何何なるものと雖も反對することが出來ない。ついでただちに採決が行われ、多數が贊成投票した場合には、原動議は留保される。然しこれはもとの動議を抹殺するものではなく、單に延期するだけである。同じ會議で又は後の會議に於て、誰でも起立して、「先の動議を再案議することを動議する。」という事が出來る。多數の者がこの動議に贊成するならば、先の動議が再び朗讀され、討議が始まる。

然し一人が「私は、この動議を向う六ケ月留保することを動議する。」とか。「私は六ケ月間延期することを動議する。」といつた場合には、この動議は採決される前に討議される。

先決事項の動議（討論終結の動議）

或る動議が提出され贊成を得て、討論が進行して居る。この樣な場合、秩序のない會議では、組合員が、「採決」、「々々」、「ただちに採決」等と怒鳴り散らすのがある。少さな非公式の會合ではそういう事も許されるかも知れない。然し大きな會議では、少數派が會議を混亂に陷し入れようとして、「採決々々、採決をしろ」と怒鳴ることがある。

すでに充分な討論がしつくされ、もう採決を求つた方がいゝと思う場合には、議長の注意を促す爲に次の樣にいう事がある。「議長、私は先決事項を動議致します。」というのが適當である。もし或る

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

者がこれに賛成するならば、議長はこの動議を裁決に附さなければならない。この場合討論は許されず、この動議について議論しようとする人は秩序をみだすものである。

先決事項の動議（討論終結の動議）つまり今問題となつている動議が出席人員の三分の二の多數で採擇ときまると、動議の採否についての爭いは終り、もうそれについて爭うことはゆるされない。議長はそこで「先決事項の動議が提出されました。只今からこの動議に從つて裁決を致します」と宣言する。

廻付及び委員會附託

ある動議についての討論を終らせるには、「私は本動議を委員會に付託することを提案致します」というのも一方法である。この提出動議が誰かに賛成をうけると、これについて議論が行われるが、これが多數によつて賛成をうけると、その委員會にうつされる。

無期延期

ある動議が提出されて誰かに賛成をうけると、誰かゞ立ち上つて「私はこの動議を無期延期することを動議致します」という。これが誰かの賛成をうけると、これについて討論が行われ、これが採決された場合には、はじめの動議はこれを再審議するという新しい動議が採用されなければ二度と提出することはできない。

審議反對

時には組合員の一人が、くだらない動議か、組合と全然無關係な動議を提出することがある。たとえばある組合員が「私は組合が世界一週旅行中の船を買うことを動議します」と言つたとすると、目のきく組合員がたちあがつて「私は本動議の審議に反對します」という。これには誰も賛成する必要はなく、討論も行われない。出席人員の三分の二がこの動議を審議しないことに賛成すれば、この動議は自動的に無效となり、會合は次の議事にすゝむのである。

議事進行

時とすると議長が怠けてしまつて、會が無秩序になつてしまうことがある。組合員中からさえ、議題からそれてしまつて、討論されている議題と無關係なことをしやべりちらす演說をするものがでてくる。この會合をもとに戻すには、次の樣に議事進行の發言をするのが一つの方法である。

佐藤さん「私は議事進行に關して發言します」

議　長「要點をおつしやつて下さい」

佐藤さん「今話している人は問題の動議をはずれた話をしています」

議　長「それを採用致します。話をしている人は、目下の問題にだけ限つて話して下さい」

日程遂行督促

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

書記はある會合で行うべき議事の記錄、つまり議事日程をもつている。會議がこの議事日程からそれたり、個人的な討論がはじまつたりすると、後藤さんがたち上つて、「私は次の題目にうつるよう動議をだします」という。そうするとその討論はこゝで終つて了うのであつて、これはきわめて簡單なことである。

優先上程の動議

この動議は普通出席組合員の保健に關するものであつて、例えば次のようなものである。

愛知さん「私は優先上程の動議を提出します」

議　長「内容は何ですか」

愛知さん「こゝは非常に寒いですから、ドアを締めていたゞけませんか」

再　審　議

ある會議が進んでからでも、次の會議でも、一度採擇された動議をもう一度採決に附してもよい。はじめの動議をだした佐藤さんが氣が變つて起ち上つて次のようにいう。「議長、私はまえの動議を再審議する動議を出します」だが、こういうことはある動議が採擇されてからすぐにはできないので あつて、當日のもつと遲くとか、他の會合でだけ許される。

廢　止

誤りをしない人はいない。集團の場合にも、その全體の意思が變つたり、前の決定が誤解や事實の誤報にもとずいたものであることがわかる場合が度々ある。一度した過ちは二度とくりかえさないことが良識の命ずるところである。だから人々が既に採擇された決定を否定したり、くりかえして審議することに同意する場合は、ある組合は廢止、即ちある決定を廢棄してしまうことを動議することができるわけである。組合員の三分の二がそれに贊成するときは、もとの動議なり決定なりは無效となる。

事實の報道

事實を知らせよという要求は、たとえ他の組合員に向けられるものであつても、みな議長に向けられる。谷さんが話をしているが、事實を誤つて話していたり、自分の立場をはつきりさせていないと假定する。しかし紳士らしく行動しなくてはならないと規則できまつているから、田中さんは立ち上つて谷さんと向いあつて議論するようなことはしない。彼は立ち上つて「議長、事實の報道について發言します」という。すると議長は「では、あなたの御質問を承りませう」という。田中さんは議長に質問を明にする。谷さんは議長に答える。これが議長を通じて質問する方法である。

議事規則の停止

便宜のため、また緊急の事由のため議事規則を一時停止する必要がたびたびある。特別決議は普通

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

あたえられた時間内にすることはできない。しかし組合員の誰かゞこの決議が本當に重要だと感じた時は、たち上つて「議長、特別決議をすることができるように、規則を一時停止することを動議します」という。この議事規則の停止の目的については前述した筈である。

緊急の場合には原則の變更が餘儀なくされるときがある。會合では規則の停止ということがこの事實をものがたるものである。この動議の採擇には三分の二の賛成多數決が必要である。

開　會

最後の動議は閉會の動議である。

佐藤さん「私は閉會を動議します」

原さん「その動議に賛成です」

この動議はそこで異議の餘地なく成立し、あとはたゞ多數決だけが必要となる。

議　長「閉會の動議が提出され、賛成をうけました。賛成の方は〝賛成〟といつて下さい、反對の方は〝反對〟といつて下さい。賛成が多いですね。では動議は採擇されました。起立！　閉會。」

選　擧

立候補するには、最初に指名が行われねばならない。議長がその指名をして下さいと正式にいえ

ば、誰でも議席から候補者を指名できる。指名には一々賛成が必要である。一定數の指名が終ると、議長は次は指名打切りの動議の順序になりますといつてもよい。

小西さん「私は指名打切りを動議します」

加藤さん「賛成」

議　長「指名打切りの動議が提出され、賛成をうけました」

そこで打切りの動議は採決に付される。採擇されると、書記は被指名者の名前を終りから讀み上げる。そこで被指名者は一人一人、指名の受諾又は辭退の機會が與えられるわけである。次に秘密投票による選擧がその場で直ちに、又は次の會合で行われる。

決　議

支部組合は、時には例えば一般政策に賛成乃至反對してその態度を明にしようとする場合がある。これは決議という形で行われるが、この決議は動議という形で提出され、多數決によつて採擇される。

この決議は次の二つの部分に分たれる。

一、この決議をするに至つた理由を示す條項

二、その會合の方針を宣言する條項

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

原決議を付表にして添えておく。

裁　決

普通は出席人員だけが裁決に加われる。もちろん全國組合役員の選擧その他の事項のように、全組合員の全員投票が行われるためには郵便投票を用いてもよい。しかしロバーツ氏のいつたように、「委任状による代理投票という考えは、嚴密な討論會では行われないことであり、また組合員の平等という考えと矛盾するものである。」従つて組合會合では實際に出席した時だけ一人一票の表決をする。裁決の方法にはいろいろあるが、普通は擧手であつて、これは議長が「賛成の方は右手をあげて下さい」というような場合である。もう一つの簡單な方法は聲で表決をとる場合で、つまり「本動議に賛成の方は賛成といつて下さい」というような場合である。

組合役員選擧の表決やストライキ表決は、ふつう祕密投票で行われる。たしかに全員賛成にちがいないと思われる簡單な事項の場合には、議長は、例えば「御異議がなければ書記に○○え手紙を送つてもらいます」といつてもよい。

しかしいろいろな動議について討論している間には、ある問題についての表決が正確にはどちらなのか疑わしい場合がある。この場合、こういう困難を解決するために、ふつう點呼による表決と、區分けによる表決との二種の表決方法が使われる。

區分けというのは議長が「賛成の方はその場に御起立ねがいます」というときに行われる。そして議長は二、三人を任命して人數を算えさせる。「次は反對の方に御起立ねがいます」そして反對者が算えられる。それから計算係が賛成二五、反對二七等というように裁決を報告する。時々議長は、賛成者は部屋の右側へ、反對者は左側え行くようにたのむこともある。こうすれば計算係はたやすく正確に表決を算えることができるわけである。

會合で裁決するのに一ばん正常な方法は點呼である。これは殆んどつかわれず、つかわれるのは、たゞ各組合員がある問題についてどういう立場をとつているかを組合員が正確に知りたいと思うときだけである。ある政治問題が議論されているとしよう。多數組合員は少數のフラクが組合内で活動しているなと感じるが、まだたしかでない。そこで一組合員がたち上つて「私は點呼で裁決をとることを動議します」という。これが誰かに賛成されると、問題は裁決に付され多數決できまることになる。多數の賛成があると、議長は次のように指示する。「書記さん、點呼をとつて下さい。討議中の動議に賛成なら、呼ばれたとき賛成と答えて下さい。反對なら反對と言つて下さい。では始めて下さい。」書記は組合員全部の名前をよみ上げる。出席者だけが賛否を答える。計算係が黒板の所にたつて賛否の裁決を記錄する。組合員はそれをずつとよんでいて、誰はどういう、表決をしたかをみる。そして表決が終る時には、各組合員は他の全組合員がどういう意見かを正確に知ることができるので

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

ある。

結語

以上は組合の會合のやり方についての比較的簡單な規則で、諸君に民主的手續のドアを開く鍵を與えるものである。定例の會合は、組合員がいつも集らなくてはできない。そしていつも集る組合員はだんだん啓蒙されてゆくのである。

新しい單位組合では議事手續を教える教室をもつことが大切である。誰かが議事規則を知つていれば、その人は組合員が會議を議事規則に從つて行なおうと努力する場合にそれをたすけることができる。啓蒙された組合員になるには、こういう規則を學ばなくてはだめである。が、更にどんなものでもそれをよく知るようになるためには、たゞ實行あるのみである。

以上の規則を知つていれば、よい組合員になる手だすけになるばかりでなく、よい市民になる手だすけともなるのである。なぜといえば、こういう規則に從うということは自治の實行の中に發展し、千年にも亘る經驗によつて作られてきた手續に從うことになるからである。組合の會合がデモクラシーの實行であるという理由はこゝにある。

組合の會合は「民主主義の教室」である。この言葉は德川時代アメリカ諸都市に行われた市民の會

合について、トマス・ジェファーソンがのべたものであるが、組合がひきつゞいて民主主義の學校であるかどうかは、一に各組合員がどの程度にこの組合という團體行動に、更にこの團體行動を思慮ぶかい效果的なものにすることに興味をもち、これをよく知り、又これに與ろうと努めるかどうかにかかつているのである。

附錄一　議事錄の一例

昭和二十五年二月十日午後八時、組合本部に於て議長渡邊氏により月例會議の開會が宣言された。

議事日程は原案通り承認された。

前日の會議の議事錄が朗讀、承認された。

通信物が朗讀され、その綴り込みを命じられた。

佐藤氏が議長に地方交通狀況調査委員會を任命されたいという動議を提出した。

動議は承認され、議長は渡邊、後藤、佐藤三氏を任命した。近藤氏が三月五日に勞働映畫觀賞の特別會を開きたいという動議を提出し、承認された。

工場簡易食堂の衞生狀態を調査する委員會の報告書が提出され、朗讀された。本報告の一部が綴じこまれた。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

午後九時三十分閉會。

書記　鈴木　記

附錄　二　動議の分類

ある種の動議は常に他の動議よりも優先する。どんな動議も常に主動議より優先する。從つてこの主動議が動議中の最下位だと記憶されたい。その上にあるのが附帶動議であつて、例えば變更動議がそれである。更に部長が課長より上位にあるように、その上にあるのが偶發的動議であつて、例えば議事規則停止の動議がこれである。最上位、つまり動議の王様が優先動議である。

次に重要順に動議を表にしてみよう。

一、優先動議

1. 次回の會議の日時
2. 閉會
3. 休憩
4. 優先動議
5. 議事日程の督促

二、偶發的動議

1. 議長の裁定に對する抗告
2. 議事進行に關する發言
3. 問題審議反對
4. 書類の讀上げ要求
5. 動議の撤回
6. 議事規則の停止

三、附帶動議

1. 保留
2. 討論終結（先決事項とよばれる）
3. 討論の制限又は延長
4. 期限付延期
5. 同付、委員會附託又は再附託
6. 修正
7. 無期延期

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

四、主動議

1. 決議の採擇
2. 前の質問の取消又は撤回
3. 決定した處置の事後承諾又は確認
4. 審議未了議事並びに新議事

議事規則一覽表

動議	討論し修正しうるか	提案者以外の賛成を要するか	必要賛成者數	他人の発言を中断しうるか	再審議ができるか	本動議はどんな動議に対してなされるか	本動議に対する動議はどんな動議か
侵閉會	否	可	過半數	否	否	無	修正の動議（以下略）
先休憩	否	否	過半數	否	否	無	無
動優先上程（主動議として取扱う）	否	可	過半數	否	否	無	無
議日程進行督促	可	可	不要、但特別に日程を延期するときは⅔	可	可	無	全部
	否	否	過半數	否	否	全特別議事	無（但し議事延期を除く）

議長の裁定に対する抗告	否	否	可	過半數	可	可	議長の全裁定
偶議事進行に關する發言	否	否	否	不要。（抗告なければ過半數）	可	否	總ての動議若くは裁決
發問題審議反対	否	否	⅔		可	可	主動議並びに優先上程
動書類提上要求	否	否	否	過半數	否	否	無
議動議の撤回	否	否	否	過半數	否	可	全動議
議事規則の適止	否	否	⅔		否	否	必要とする全動議
保留	否	否	可	過半數	否	否	主動議、抗告、優先上程、再審議
附先決事項（討論終結）	否	否	可	⅔	否	否	無
討論の終結若くは延長	否	可	可	⅔	否	可	討論しうる全動議
審期限付延期	可	可	可	過半數	否	否	再審議
同付若くは委員會附託	可	可	可	過半數	否	可	討論しうる全動議
動修正	可	可	可	過半數	否	可	主動議、優先上程
							修正、再審議、討論終結
							主動議、討論制限、延期、次回會議時間決定
							主動議、優先上程
							同
							修正、再審議、討論の終結若くは制限

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

無期延期	可	可	過半數	否
議主動議	可	可	過半數	否
※再審議	否	可	過半數	可
※取消	可	可	出席者の多、前會で取消の豫告ありたる時は過半數	否

※印は動議と同じ取扱いをうける。

可	主動議、優先	討論の制限若くは終結
否	無	全部
否	休會、職事規則の停止、保留を除く全部	討論の制限、保留、期限付延期
可	主動議、抗告、優先上程	全部

附錄 三　決議の例

決議は普通は(一)特殊な問題に關する組合の意見を表明するため、或は(二)支部組合以外の人の或行動について意見乃至質問を發するために準備される。

決議の例二つ

最近日用品價格の騰貴のため勞働者は生活を維持することができなくなつている。もし主食が公定價格で配給機構を通じて手に入れることができれば、勞働者の現在の賃金で生活をしてゆくことができる。

又現在のインフレの傾向は、國民生活をおびやかさんとしている。

こゝに次のことを決議する。

支部組合は全國組合の幹部に、直ちに物價統制と配給につき、協議會をもうけることを要請すること。

更に本縣出身議員がこの支部組合の意見を知るため手紙を出すこと。

更にこの決議の寫しを、他組合も同樣の行動をとられたいとの要請を附して縣組合連合會に送ること。

右の例は意見の聲明であるとともに行動を要求するものである。

他の型の決議は次の通り。

昭和二十四年三月十日飯田橋署の消防夫佐藤治郎氏は火事場に赴きその義務を果した。

彼は責務を果したのみならず、わが支部組合員渡邊さんの生命を英雄的に救助した。こゝにわが組合は正式に佐藤治郎氏に對して謝意を表せんがために次の決議をするものである。

支部組合は正式に消防夫渡邊治郎氏に對して深甚の謝意を表するとともに、佐藤氏を本組合の名譽會員とし、更に本決議の寫しを新聞、都議會、知事ならびに區長に呈するものである。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

附錄 四　用語の解說

議長――會合の責任者。議長は（組合の委員長のように）常任のもあり、會合の度に選擧されるのもある。西洋諸國の例だと組合の委員長や組合長はすべての會合の議長となる、

議事日程――將來行わるべき會合に於て論議される事項についての表。もしそれが會合のはじめに採擇されゝば、それに從つて議事が行われなければならない。

規約――ある團體の性格、構成、諸權利、特權、役員並に組合員について規定した文書。規約の主要部分は民主主義の基本方式についてである。

附則――組合の規約により既に大綱がきめられた民主的手續を補充するため、支部組合が採擇した第二義的性質をもつ細則。

會議員――議長並に書記以外で會合に出席した全員並に各員をさして用いる言葉。

議長席――議長の權限をもつ人、或いは會合の責任者をいう言葉。

定足數――その會合が正當なものとして成立するために必要な最低出席者數。

入會式――新しい組合員が組合の規則を守り、導いてゆくことを誓う儀式。

審議未了事項――前回の會合に提出され未だ決定をみない事項。

福利厚生――嚴密には組合の仕事ではないが、それが組合員のためになり、組合員の福祉に役立つことから。

受理――報告を受理するとは承認、不承認の指示をつけないで、たゞ事實的にうけとることをいう。

受諾――報告を受諾するとは、それを事實的にうけとるばかりでなく、それにつけ加えて、受理行爲によつてそれを承認することをいう。

動議贊成――動議に贊成する人は「動議に贊成！」という。

修正――動議又は決議の基本的性格まで變えるのでなくて、その程度を提起されて變更せられたもの。

討論――民主的團體が題目となつている動議を色々な角度から檢討するために議論すること。

議事妨害――議論をながびかせる目的で、動議によつて發言をひきのばしたりすること。會合の能率的運營を妨げるような方法で議事手續を悪用すること。

先決問題――現在討論されている原動議に關してなされる。

決議――ある問題について正式な聲明及び之に對する組合の政策の聲明を之に附したもの。時には更にこの問題の解決に必要だと考える具體的方法をつけ加えることがある。この決議は、同時に組合の意見を發表したり、組合の行動を訂正したり、反對を表明したりする手段として用いられる。